

地方財政に関する事項

警察に関する事項

消防に関する事項
以上の各事項について、衆議院規則第九十四条の規定により、議長に対して承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○票屋委員長 御異議ないものと認めます。よって、そのように決しました。

○票屋委員長 次に、本日付託になりました内閣提出、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び消防施設強化促進法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、順次趣旨の説明を聴取いたします。佐藤自治大臣。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
消防施設強化促進法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○佐藤自治大臣 ただいま議題となりました新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び消防施設強化促進法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

初めに、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律は、新東京国際空港の周辺地域における公共施設その他の施設の計画的な整備を促進するために必要な国の財政上の特別措置を講ずることを目的として昭和四十五年三月に制定されたものでありますが、本年三月三十一日限

りでの効力を失うこととなっております。

政府としては空港周辺地域整備計画に基づく整備事業の推進に努めてまいりましたところであり、また、諸般の事情により、一部の事業が、法律の有効期限内に完了できない見込みであります。また、最近における諸般の事情の変化に対応し、かつ、関係地方公共団体の要望を考慮して、新たな事業を空港周辺地域整備計画に追加する必要があると考えられるのであります。

このような状況にかんがみ、空港周辺地域における公共施設等の計画的な整備を促進するため、この法律の有効期限を延長し、引き続き、国の財政上の特別措置を講じてまいる必要があると存ずるのであります。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

次に、法律案の内容について御説明いたします。

まず第一に、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を五年間延長し、平成十一年三月三十一日までとすることとし、これに伴う所要の規定の整備を行うこととしたしております。

第二に、この法律の施行期日を公布の日としたしております。

次に、消防施設強化促進法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

市町村の消防施設の整備につきましては、昭和二十八年の消防施設強化促進法の制定により、国庫補助制度の確立を見て以来、逐次その充実強化が図られてきたところでありますが、昭和四十九年度から、人口急増市町村における消防施設の整備を促進するため、これらの市町村の消防施設の整備に係る国庫補助率を引き上げる特例措置を講じてきたところであります。平成元年度から平成五年度までの間においては、この特例措置による国庫補助率は、通常の人口急増市町村については、二分の一以内とし、政令で定める人口急増市町村については、十分の四以内としてきたところ

であります。

しかしながら、平成六年度以降においても、なお相当数の人口急増市町村の存在が予想されますので、これらの市町村における市街地の拡大等に伴う消防施設整備の緊急性にかんがみ、国庫補助率の特例措置を延長する必要があると存じます。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

人口急増市町村における消防施設の整備を促進するため、通常の人口急増市町村における消防施設の整備に係る国庫補助率を二分の一以内に、人口急増市町村のうち、政令で定める市町村に係る国庫補助率を十分の四以内に引き上げる措置を、引き続き平成十年度まで講ずることとしたしております。

以上が、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び消防施設強化促進法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○票屋委員長 これにて両案についての趣旨の説明は終わりました。

○票屋委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。古屋圭司君。

○古屋圭司 古屋圭司でございます。

それでは、今般提出になりました消防施設強化促進法の一部を改正する法律案並びに新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律、いわゆる成田財特法、両法の期限延長につきまして御質問申し上げます。

結果、日切れ扱いということになりました。これは国民生活に非常に密接に関係があるということから適切な結果だと考えますが、まず、それぞれにつきまして御質問を申し上げます。

最初に、消防施設強化促進法の関係につきまして御質問を申し上げます。

御承知のとおり、消防力の充実強化というのは、いわゆる住民の生命と財産を守る、あるいは国民生活の安全性の向上という観点から極めて重要な問題であることは申すまでもないわけであり

ます。

最近、高層建築が大幅ふえてきましたし、あるいは危険施設が相当増加をいたしました。そういうことから、災害が大変複雑多様化、そして広域化しているということが挙げられると思

います。このような状況に対応し、適切迅速な消防防災活動を行うためには、やはりその基本である消防防災施設の補助金の確保が何よりも必要であらうかと思

います。

しかしながら、最近の傾向を見ますと、この消防防災施設の補助金は、昭和五十六年度がたしか二百五億円だったと思いますが、それからだんだん減ってまいりまして、平成三年度に至っては百三十五億という額にまで減少をしております。その後は徐々に増加傾向になっておるよう

でございます。生活関連重点化等々の取り扱いもございまして、こういうものを通じまして増加傾向にあるようございしますが、国民の安全のための投資としては、やはり何となくこの消防施設の充実が必要不可欠であります。いわば一般公共事業等々とは性格が全く違うものである、こんなふうに見えるかと思

います。

どうか、そういう状況の中から、最近の消防防災施設補助金の全般的な状況につきまして大臣の方から御答弁をいただきたいと思

います。

○紀内政府委員 お答え申し上げます。

消防の補助金につきましては、ただいま委員からお話がございましたとおり、昭和五十六年には二百五億円という数字でございました。昭和五十

私の地元におきましてもこの防災まちづくり事業による消防施設の充実というのは盛んに図られておりまして、これは御承知のとおり、地方債と地方交付税措置を活用しまして行うものでありますけれども、実質的には、自治体に財政負担を強いない形での、そして地域の実情に即したものををつくっていきこう、こういうのが基本的な趣旨だと思えます。例えば、防災センターとか防災無線、避難路、防火水槽等々はいわゆる地域の防災基盤

いわゆる地盤債特別分という形で、元利償還金に
つきまして、財政力に応じて三〇％から最高五
五％までが交付税にはね返される、こういうこと
になっております。なお、防災基盤整備関係につ
きましては、特別分の七五％が充当される、こう
いう仕組みでございます。

おかげさまで、防災まちづくり事業につきまし
ては、年々市町村において広く活用されてきてお
りまして、平成四年度における防災まちづくり事

○佐藤國務大臣　古屋委員から冒頭御質問の中で
もございましたように、もう率直に言って、消防
というのは持たなしの整備をしなければならぬ
ものでございます。特に、人口が急増しております
ところは、消防だけでございまして、義務教

いうのが現状であります。確かに税金もふえましようが、しかし、それ以上にやはりそういった施設の充実にお金がかかる、なかなか追いつかないということでございまして、私も、ぜひともこの延長によりまして、さらなる人口急増地域に對しましての手厚い保護をよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

さて次に、人口急増地という言葉がございすが、この人口急増地というのはどういう定義なの

か、どういった場合に人口急増地になって、そして、その条件がどういった場合には人口急増地から指定が外されるのかということが一つ。それから、今この人口急増市町村がどういう形で推移をしているのか、そして今後どういうふうに見込まれるか、あるいはその補助実績等々について、まずお伺いをしたいと思います。

○紀内府委員 人口急増市町村の考え方でございますけれども、その年度の初日の属する年の前年度の三月三十一日、非常に回りくどい言い方をしておりますけれども、平成六年度について言うならば、平成五年の三月三十一日を基準にいたしまして、それから九三年前、平成二年三月三十一日の人口と比べるわけでございます。その間に、人口の絶対数が三千人、パーセンテージにして六%、この両方を満たすような場合に人口急増市町村として指定をする、こういうことでございます。

それで、実際にそのような市町村の状況がどうであったかと申しますと、前回の改正時以降の人口急増市町村の指定状況が、元年度が七十五、二年度が九十七、三年度が九十九、四年度が九十八、五年度が八十三、こういうことになっております。この間の補助実績が、補助金ベースで申し上げまして合計約三十億円、うちかさ上げ額が約九億円ということになっております。

○古屋委員 この人口急増地域における特例補助率の適用につきましては、対象事業が限られているというふうに私は理解しております。例えば防火水槽であるとか消防ポンプ自動車、消防無線、小型動力ポンプつき水槽車、化学消防ポンプ自動車あるいははしごつき消防ポンプ自動車等々などというふうに承っておりますが、こういった対象を何ゆえ限定しているのか。むしろ限定しないで全部の事業に対してこういったことをしてもいいんじゃないかなという率直な考えがあるんですが、その辺はどういったふうにお考えなのか、あるいはどういったふうな規定をしておられるのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○紀内府委員 御指摘のように、幅広い対象をとらえて、それは補助をかさ上げすることが望ましいことではございますけれども、何分人口急増という現象に対応して、特に当該市町村において重点的に対応しなければいけないというものを考えますと、やはり基本的な施設であるところの防火水槽あるいはポンプ自動車のたぐい、それに消防無線施設であろう。このようなことから重点を絞って対応しているところでございます。

○古屋委員 確かに財政上の問題があるということとはよく承知をいたしております。しかし、施設というのは今挙げられた限定施設に限りませんで、やはりほかにもいろいろな必要な施設というのはあるかと思っております。これはソフト、ハード両面にわたって必要なんだと思っておりますが、そういったことにつきましても、今後とも大いにいろいろな面で御配慮をいただきたい、このように要望をいたしておきます。

それと、今後、人口急増地域に指定されている市町村が将来的にはどういうふうになっていくのか、その見込みあるいは事業実施の見込み等々について、消防庁の方のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○紀内府委員 先ほど申し上げました要件によつて人口急増の指定がされていくわけでございますので、そのときどきによつていろいろな数字が変わるかと思っておりますが、現在一定の見込みを立てておりまして、それによりまして、今後の人口急増の指定が見込まれる市町村というのは大都市の近郊とそれから地域中核都市の周辺ということが中心になるかと思っております。大体先ほど申し上げましたような元年度の七十五から五年度の八十三、これと似通ったような数字で人口増加市町村が存在するもの、このように考えております。

それで、これを補助金ベースで見ますと、平成六年度以降五年間の補助率特例に係る総体の計画事業量というのは約三十六億円、うちかさ上げ分としては約十二億円程度であろうか、このように見込んでおります。

○古屋委員 それでは、この人口急増地域における特例補助率の適用年度の延長につきましては、もう基本的にこれは問題ないと思っております。ぜひ延長していただくという方向でいいんじゃないかなと私も考えておりますので、この部分につきましては、この質問はこの程度にさせていただきます。ちょっと消防関係の関連につきまして質問させていただきます。

最近、シーリングがやかっているということもありまして、いわゆる消防施設の事業量の拡大を優先するということになりまして、どうしても消防施設補助金の補助単価というものを据え置きにせざるを得ない。これは、この消防だけに限ったことではなくて、文教とか一般公共事業についても同じことが言えると思うんですが、消防関係の補助単価は十数年くらい据え置きになっているかと理解をしております。地元の市町村、自治体においては、やはりこの単価を何とか見直してほしいという要望がかなり出ているようでございますけれども、この補助単価の見直しにつきましても、その引き上げにつきましても、どのようにお考えになっているのかにつきましても御質問を申し上げます。

○紀内府委員 御指摘ございましたように、消防施設の補助基準額、その前提となる単価につきましては、近年物価が安定的に推移していたというところもございまして、消費税率導入時に若干の見直しを行ったことを除きますと引き上げを行ってきておりません。このため、補助基準額ベースで見ますと、購入価格との間で乖離が見られるというのことは事実でございます。

そこで、平成六年度におきましては、最も基本的なものでございます防火水槽あるいは消防ポンプ自動車、こういうものにつきましても、政府予算案におきましては予算単価を引き上げを行ったところでございます。予算が成立いたしますと、その後において、この予算単価を勘案してそれぞれ施設の建設についての補助基準額を改定する、こういう運びになります。

今後とも、その補助基準額と実勢価格とが見合ったものとなるよう引き続き努力をしてみたいと考えております。

○古屋委員 それでは次に、特に地方都市、小さな市町村にとっては切っても切り離すことのできない、いわゆる消防関係のことについて御質問をさせていただきます。

施設を充実強化をすることはもちろんであります。それをしましても、最終的に消防業務に従事する人がいなければ、これは全く意味をなさないわけでありまして。昨年、たしか十一月だったと思いますが、自治体消防四十五周年ということで、大臣も御出席されました、陛下も御出席されまして、東京ドームで大変盛大な式典が行われました。数多くの消防団の皆様がそこに参列をされて、自分たちの使命の重大さというものを恐らく改めて認識をされたと思っております。

実は、私ごとになりますが、私も若いころ消防団に三年ほど入っていたことがございまして、何しろこの消防活動というのは、時期になりますと、年末警戒の時期あるいは操法大会の時期になりますと、かなり時間をとられるんですね。それで、どうですか、時には自分の仕事も犠牲にしているという方がほとんどであります。しかし、彼らの心の中にあるものは、やはり住民の生命と財産を守るという崇高な消防精神あるいはそれ以外にやはり地域とかかわり合い、そして自分たちの地域の郷土愛というものをよくわためにも、そしてまた、連帯意識、同志意識というものが高揚するためにも非常に重要な組織だ、私はそういうふうにとらえております。しかしながら、最近消防団の数が大変減ってきている。特に高齢化なんか著しいというふう聞いております。

ある都市部出身の議員さんとの前お話ししましたら、おれのところの消防団は、団長はもう八十歳代、分団長とか班長でも七十歳代であって、これじゃとてもじゃないけど有事の際に活動できないぞと、まあいわば名譽職に成り下がってしま

まっているということでありました。確かに消防本部の充実というものはございまいしょうけれども、やはり地域の、自分たちの地域は自分たちの地域で守るというこの伝統を守っていくことこそが私は大切じゃないかと思っております。

ちなみに、団員数でも、一番のピーク時は昭和二十八年の二百万人、これに対して平成五年度では九十八万人になっております。確かに、消防施設が充実されたり、道路網が整備されたり等々で絶対的な数だけでは比較はできませんけれども、この九十八万人の中でもスリーピングメンバーというものがたくさんいるんじゃないかなということをお考えますと、これは自治体消防の根幹を揺るがしかねない大きな問題ではないかな、こんなふうに思っております。

ちなみに、消防機械の保有台数を見てみましても、例えば消防ポンプ自動車は、消防本部が四千四百八十八台であるのに対して、消防団は一万四千三百九十六台ということでありまして、小型動力ポンプに至っては、三千六百三十三台が五万一千五百三十二台ということでありまして、この数字を見ても、やはり全国に三千三百ある市町村の消防のなめは消防団であると言っても過言でないと私は思います。

そういった意味からも、ぜひとも今後消防団の処遇改善を積極的に進めていく必要があるかと思っております。この辺につきましても考え方をお伺いを申し上げたいと思っております。

○紀内府委員 消防団員としての御経験に基づいての貴重なお話を拝聴いたしました。お話しのように、消防団員というのは、通常は各自それぞれの職業に従事しているわけですが、災害から郷土を守るという崇高な精神の発露によって、常備消防と相まって、地域の防災のために非常な活躍をしていただいております。

その労苦に報いるためには、御指摘のように適切な感謝の意を表することが必要であるということと、平成五年度におきましては、報酬なり出勤

手当等につきまして、地方交付税上従来にも増した財政措置を講じたところでございます。平成六年度におきましても、引き続き、交付税に算入いたしまして報酬、出勤手当の額を引き上げる、さらには公務災害における補償基礎額あるいは退職報償金等の改善も行つてまいりたい、このように考えております。

○古屋委員 そういった処遇の改善はもちろん必要であります。もう一つ必要なことは、やはり消防団の大切さを一層、啓蒙活動、PR活動を大いにしていっていただくことが必要だと思っております。最近の若い人たちはいろいろな趣味を持っておりまして、団体で行動するよりもむしろ個人を大切にするという風潮があつて、どうしても入りたがらない傾向があるかと思つていますが、しかし、一たん入つてみれば、その貴重な体験というのは長い人生の中で必ずや役に立つことが多々あるかと思つております。そういった観点からも、ぜひこの消防団に入つていただくためのPR活動につきましても、大いに所要の予算の確保等々をお願い申し上げます。

それからもう一つ、私の地元の方からのよく聞く要望でございます。実は、団員の退職報償金でございます。これについては五年刻みで行われていたというふうな承つておりますけれども、どうも五年刻みでやると、これを年数によつてそう差別化するのはいいか悪いかという議論はありますが、やはりその人に対する、消防団活動に対する敬意を表するためにも、もう少しよきときめ細かな基準があつてもいいのではないかと議論をよく聞きます。具体的には、まあ一年刻みぐらいでやってくれませんか、あるいは一年刻みでもなという話もあるわけですが、この辺につきまして、国の基準を出してほしいという要望が実は出ておりまして、この点もあわせ、お伺いを申し上げます。

○紀内府委員 まず、消防団員の確保につきまして、地域の青年層あたりの理解を求めて、それ

への加入を促進するような、そういう啓蒙につきましては、かねて力を入れているところでございます。また、消防団の施設なり装備なりというのにつきましても、補助事業でもこれを対象としておりまして、そのような面からも魅力をふやして、消防団の人員の確保、若返りということに力を入れていきたいというふうに思っております。

それから、終わりにございました退職報償金の年限の計算の話でございますけれども、確かに一年刻みでというふうな要望を聞いたことはございますが、何分、一定の年限でできるだけということですが、そのことによつて一定の報償をするというスタイルを考えますと、一年刻みということについてやはり慎重にならざるを得ない、このように考えております。

○古屋委員 確かに申し上げることもわかりますが、やはり、自分の仕事を犠牲にして一年でも多く消防団員として働きたいという気持ちはあるかと思つております。しかし、諸般の情勢からしてどうしても退団せざるを得ないという方が大部分だと思つておりますので、そういった気持ちも大いに酌み取つていただいて、消防団員の確保、そしてそのための施設の充実については、今後ともお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

さて、消防団員という男だけだと思つておりますが、実は女性の消防団員もいらっしゃるというところでございまして、全国に数千人の女性の消防団員がいらっしゃる。これは、いわゆる婦人防火クラブとは別でございます。細川総理大臣は、女性の活用というものを積極的に、特にいろいろな審議会におきましても、女性のメンバーが必ず入つておられます。今度の選挙制度の区割りの審議会でも女性が入つておられます。そういったことからしても、やはり女性の活用を重視していくということが大切かと思つております。

あろうかと思つております。ただ、いざ有事の際には男性と比べれば若干能力は劣るのかなという気もしますが、最近では男性の女性化という言葉もございまして、大変張り切つていらっしゃる女性もたくさんいらっしゃるというところでございまして、そういった活動にもあるいは法大会にも女性が参加しているということも私も聞いたことがございます。そういった意味で、女性の団員の確保、これが数の確保にもつながりますし、また女性が入れればそれに伴つて、ああおれも入ろうかなという男性もふえようかと思つておりますので、その辺につきまして、どうか大臣の御見解をお願いを申し上げます。

○佐藤国務大臣 前半言われた審議会の委員の問題とはいささか性格を異にすると思つてはおりますが、実際に古屋さんのところもそうだと思いますし、私もそうでございますが、男性の場合には、かなり任んでいられるところと違つたところに勤務していらっしゃる形態が非常に多いのじゃないか。それから、火を使うというのを考えますと、私のようにたばこを吸わない者は、火は直接的にはほとんど一日じゅう手にしない場合がある。女性の場合には、やはり料理というところで、それは分けてしまつたまた怒られるかもしれないが、そういうことで火に対する親近感というのは、やはり女性の方がその意味では非常に強いのではないかと。

そういった意味から申しますと、私の地域にもございましてけれども、やはり昼間じゅう、パートの方でも随分いらっしゃるけれども、みずから住んでいらっしゃる機会が多い、また火を使う機会が非常に多い方々に、なお一層消防、防火ということをやつていただく、関心を深めていただくという意味におきましては、その意味でやはり女性の消防団といましようか、消防団員と申しましようか、これ自体はそういう観点から大変意義があることではないかというところで、我々の方としても大変関心を持って進めるように考えておるわけでございます。

御指摘のように、今かなりのところでできつつあるわけでございますので、古屋委員御指摘のように、私たちが同じような考えに沿って、より一層発展をしますように考慮していきたいと考えております。

○古屋委員 ありがとうございます。それでは、次の質問に移らせていただきますかと思っております。

一昨年ですか、高規格救急自動車の導入に伴いまして、救急救命士の資格を国家資格として与えていこう、こういう制度がで上がりました。今、各自自治体が救急高度化に向けて必死に取り組んでおります。これは、災害の多様化あるいは高度化ということからも緊急的に必要な問題だ、こういうふうには私共も考えております。

消防八分あるいは救急五分と言われるように、最初の数分間が人間の生死を左右するということも言っても過言ではないと思っております。そういった状況から、どうか今後とも高規格救急自動車の導入あるいは救急救命士の養成につきましては、積極的な対応をしていただきますようお願いを申し上げます。

ちなみに、私の岐阜県におきましては、本年度は七台程度要望を出しておられると思うのですが、国の方で認められるのは二、三台ぐらいだろうという話を聞きました。あとは県の方で何とか確保をしなければいけないのかという話も聞いております。やはり最終的には各市町村に一台の高規格自動車配備をされるという時代になってしかるべきだと思います。そういったことから、大いに今後この高規格自動車の導入、そして救急救命士の養成につきましては、積極的な対応をお願いしたいと思います。

これにつきましての御見解につきまして御答弁をお願いしたいと思います。

○紀内府委員 救急の現場あるいは患者を搬送する途上、そういうところでの救命率の向上ということを考えて、御指摘にもございましたが、平成三年の八月に、救急隊員の行う応急処置

等の範囲を拡大する、あわせて、とりわけ症状の重い傷病者につきましては医師の指示のもとで心臓に対する電気ショックといったような高度の応急処置を行うことができるよう、救急救命士という制度が発足したところでございます。これを受けまして、現在、各消防機関では救急救命士の養成あるいは高規格救急車を初めとする資機材の整備、さらには救急医療関係機関等との連携というものに積極的に取り組んでいるところでございます。

特にお尋ねの高規格救急車につきましては、地方交付税あるいは国庫補助制度で所要の財政措置を講じているところでございまして、その導入状況について申し上げますと、平成五年度末現在で全国で四百二十一台という配備見込みでございす。今後ともその配備が促進されるように努めてまいりたいと思っております。

それから、救急救命士につきましては、これまで国家試験が四回行われまして、その結果、現在救急隊員の中で千二百八十四名が資格を取得しております。この三月現在で九十六の消防本部におきまして千四百名が実務についております。

この救急救命士の教育訓練施設につきましては、昨年の十月に救急振興財団が東京研修所というものを開設し、平成七年度には九州研修所、仮称でございすけれども、北九州に置こうということでも開校を予定しております。そのことにより養成規模の拡大が図られまして、それらを含めまして毎年千人程度の養成が進むのではなからうかと思っております。今後とも計画的に救急救命士の養成に努めてまいりたいと考えております。

○古屋委員 どうかよろしくお願いを申し上げます。

それでは、消防関係はこれで最後ですが、最近、消防審議会におきまして、消防業務協力者に対する補償範囲のあり方について答申が行われまして、その中で、応急消火義務者、緊急的に消火をしていただいた方についても補償の対象とするということを検討しているというふうに私は承っ

ております。このこと自体は非常に時代にマッチしたもののかなという気もいたします。

ただ、この補償金というのは共済組合の方から出ているわけであります。このようになん補の範囲の拡大によってレートの改正など加入者の負担がふえていかないのか、こういった心配も一方ではあるかと思っております。そういった面も含め、この制度の内容と制度改正の見直しにつきまして御意見をちょうだいしたいと思います。

○紀内府委員 まず、現在の消防法の中でどうなっているかと申し上げますと、火災が発生いたしますと、その発生した消防対象物と称する建物の所有者とか管理者とかあるいは占有者、あるいはそこに居住する者あるいは勤務する者、そういう人たちは、そこで消火とかあるいは延焼防止、人命救助ということを行わなければならない、こういう立場に置かれておられます。これは応急消火義務者と呼ばれるグループでございす。

一方、その場合に火災の現場付近にある者は、あるいは隣の建物に住んでいる人、勤務している人、そういう人々をいうわけでございす。これは今言った応急消火義務者が行う消火あるいは延焼防止、人命救助というものに協力しなければならぬ、こういう立場に置かれております。これは消防業務協力者という言葉で呼ばれております。

それで、その結果負傷する、あるいは疾病にかかる、場合によっては死亡ということがある場合に、消防業務協力者の方は、その受けた損害を市町村から補償してもらうことができるというのが現行の法制でございす。一方、初めの応急消火義務者につきましては、その損害補償の対象にならないというのが現行法の仕組みになっているわけでございます。

しかしながら、同じ消防活動を行いながら、同じ建物の居住者や勤務者であるということのために補償が受けられない。例えばマンションみたいなもので一番端っこが燃えたのに一番端っこのフラットから飛んできて協力をした、あるいは違う

階層からやってきて消したという者の場合には、隣の建物から来た者と似たような関係にあるわけでございますけれども、同一棟に居住しているというふうなことからして損害補償の対象にならないわけでございます。

この法が制定されましたのが昭和二十七年でございます。その後、建物についていうならば区分所有法というふうなものができる、あるいは建物の実態からいいますと共同住宅とか雑居ビルというものがふえてくる。さらには、国民一般の意識として近隣意識というものが薄くなってきているというふうなことを考えますと、消防業務協力者に対する補償制度というもののについても、この際、応急消火義務者のうち消防業務協力者に準ずるような立場で見ているものがあるのではなからうか。

そこをひとつ公平の観点から見直してはどうかということで、例えば応急消火義務者とされる者につきましても、火災が発生した部分以外のマンション等の居住者であるとか、あるいは雑居ビルの勤務者であるとか、社会実態上は消防業務協力者の立場に近いと認められる者につきましましては、協力者に準じて補償の対象とすることが適当であろう、こういう御答申をいただいたところでございす。

現在、私も法案化の詰めの作業を行っているところでございまして、今国会に消防法の一部を改正する法律案というものを提出して答申の実現に努めたい、このように考えているところでございす。

○古屋委員 どうもありがとうございます。ぜひそういう方針に沿いついての改正をお願いを申し上げます。

以上で、消防施設強化促進法の一部を改正する法律案関係につきましては、質問を終わらせていただきます。御協力ありがとうございます。

次に、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律、いわゆる成田財特

法の期限延長の問題につきまして御質問を申し上げたいと思います。

この法律は、御案内のとおり成田空港の設置に伴いまして関係地方公共団体において空港周辺地域における公共施設を計画的に整備すべく、その財政負担を軽減するための特例措置であります。

その成立は昭和四十五年の三月でありました。昭和五十四年三月にまず十年間の延長をなされております。その後、平成元年三月に五年、また今般は五年間の延長ということの要望でございます。今までの長い経緯によりまして、本案の延長は基本的には必要と考えております。

しかしながら、成田空港の位置決定が昭和四十一年になされて以来、もう既に二十五年以上経過しておるわけでございます。そこでまず、成田空港整備にかかわりますいろいろなこれまでの歴史的経緯や幾つもの課題があったかと思ひますが、それぞれにつきまして、おさらいの意味も込めまして、概略等を運輸省からお伺いできれば、こんなふうに思っております。

○松浦説明員 ます、経緯につきまして御説明をさせていただきますと思ひます。

新しい国際空港が必要だというのが出てきましたのが昭和三十年代の後半でございます。羽田空港がもう限界に達するという見込みができましたので、そういうことで航空審議会に諮問をいたしました。そして、答申を得て、当初、昭和四十年でございすけれども、新空港の位置を富里村付近というところに内定をしたのでございます。しかしながら、地元で大変激しい反対運動が起こっておりまして、地元の知事さんとも相談した結果、これではまずかろうというところの検討をしたのです。が、まず面積を半分にし、それから、位置を国有地、県有地なんかが多く利用できる三里塚の位置にしようということで、昭和四十一年七月四日に閣議決定されたものでございます。今先生のお話がありましたものでございます。それが現在の計画でございます。

なお、このときに、同時に千葉県からお示しを

されておりました地元対策、ぜひこういうことをやっしてほしいという地元対策につきましても閣議決定を同時にしたところでございますが、それが今日の成田財特法につながったものでございす。

ところが、当時の状況は、全学連というのが大変勢力の強いときでございましたけれども、それが成田の現地に支援に入るといふようなことで、昭和四十一年以降大変激しい反対運動が続いたわけでございます。しかし、空港公団の方では一生懸命用地交渉に努めました。そして、昭和四十四年に至りましては、民有地の九〇％の土地につきまして地権者の同意を得るといふ状況に立ち至ったわけですが、片一方、羽田空港、その当時羽田空港一カ所です。片一方、羽田空港、その当時の混雑の限界というものが大変な状況になっておりましたので、そこで、話し合いというのはぎりぎりまで続けるというのを目指してはおりましたのです。が、手続として土地収用法の手続に入ったのが昭和四十四年でございす。

ところが、この土地収用法の手続に入ったこと自体が大変反対運動をかえって激化させることになってしまったのが、今から思うと反省されるところでございますけれども、この間流血の惨事も生じました。いろいろなそういうことがございしたけれども、警備の関係者の方々は地元の地方公共団体の方々などの御協力を得まして、五十三年の五月に一期計画分につきましては開港することができたわけでございます。

それで、五十三年五月開港いたしました後も、何とか話し合ひで解決できないだろうかというところで、運輸省といいたしましては、例えば五十四年の七月でございす。が、当時の運輸大臣から反対同盟の委員長に話し合ひを呼びかけたりもいたしております。そんな努力もいろいろやりましたけれども、解決の糸口というものがつかないまま最近まで至ったわけでございますが、幸い平成二年の十一月に至りまして、地元の地方公共団体とあるいは地元の有志の方々で地域振興連絡協議

会というものをつくってくれました。話し合ひを進めようという機運が地元で高まってまいりました。それを契機にいたしまして、いわゆるシンポジウムと称しておりますが、成田空港問題シンポジウムというのを平成三年の十一月に第一回を発足させて、それ以来十五回にわたりまして、隅谷調査団という調査団の方々に間を取り持たしていただきながら審議を続けてまいりました。

十五回の議論の結果、昨年の五月、所見が出されまして、収用裁決申請を取り下げなさいということ、それから後はまた話し合ひを続けてやってくださいというところで、話し合ひの場を、成田空港問題円卓会議というのを今やっております。

メンバーは、反対同盟だとか運輸省、空港公団、千葉県という従来のメンバーに加えて、地元の市町村とか町、それから民間の有識者の方なんかにも加わってもらっております。空港と地域はどうかやったら共生できるだろうかというようなことにつきまして真剣な議論が続いているというのが今日のまでの経緯でございますけれども、運輸省としましては、この話し合ひの流れというものをも大切に問題解決を目指していきたくていうふうに思っております。

○古屋委員 今、経緯を承りまして、改めて成田空港の歴史というものを再認識をさせていただきまして、円卓会議までござつていてということでありまして、ここまでくるのに果たしてこれでよかったのだろうかといういろいろな疑問もあつたかと思ひますが、どうか一日も早く解決をしていただいて、さらなる前進を私も切に望んでいる次第でございます。

さて、先ほど概要説明の中でいわゆる過激派の問題が出ておりましたけれども、成田空港という問題、当初は三里塚闘争に象徴されるように過激派の歴史だったと言つても過言ではない面があつたと思ひます。最近はその過激派につきましては今の御説明のとおりのような状況だといふふうに承っておりますが、念のため、警察庁の方からこの過激派の動向等についても御意見をちょうだいでき

ればと思っております。

○青沼政府委員 お答えいたします。

いわゆる過激派、私どもは極左暴力集団と称しておりますけれども、この過激派は、成田空港の廃港化、二期工事の阻止をテーマとして掲げまして恒常的な成田闘争を展開してきたところでございまして、成田の現地でさまざまな機会をえらえて集会、デモに取り組みます一方、放火、爆発物、迫撃弾といったものを用いましたテロ、ゲリラ事件を多数引き起こしてまいりましたところでございます。その数は、大規模な集団行動が少なくなつた昭和五十年以降を見ても、現在まで五百三十件に及んでおりまして、ことしに入りましてからも、既に運輸省の幹部宅への同時ゲリラ等の二件のゲリラ事件が発生しております。

なお、現在も成田空港の周辺には十四セクト、約百人の極左暴力集団が十五カ所のいわゆる団結小屋と称する地点に常駐いたしております。空港反対同盟への支援活動を行っているところでございす。

なお、昭和五十八年の三月に反対同盟が分裂をしたわけでございますけれども、そのうち北原派と称するグループを過激派の中核グループが支援をいたしております。公開シンポジウムあるいは円卓会議の粉砕、収用委員の再任命阻止といったことを叫んで現在も活動を続けている状況でございます。

○古屋委員 やはりこの過激派に対する対策というのは、今後ともしっかりと警察庁の方で対応をしていただきたいと思います。

さて、この成田空港の現状というのを見ても、現在まだ滑走路一本なわけでございます。日本の空の玄関口としてはいかにも寂しいわけでございます。空港の整備、完成を急ぐべきだと考えております。

○松浦説明員 御説明いたします。

成田空港の現状につきましては、飛行機の発着回数で十二万回を超えるような状況になっておりますし、国際線の旅客なんかも二十万人を超えております。大変な数字になっておりまして、現在乗り入れている航空会社からの増便要求とか、あるいは新しく乗り入れたいと四十五カ国からも要請が来ておりますけれども、それにこたえられないという状況でございます。大変混雑しているわけでございますが、そこで、昭和六十一年から今先生お話のございました二期工事に着手したところでございます。

そこで、そのうち工事は、平成四年の十二月には一番混んでおりました旅客ターミナル部分につきまして完成をいたしますとともに、それに関連する周りのエプロンなんかにつきましては供用を開始することができました。さらに、二本目、三本目の滑走路、誘導路でございますが、それにつきましても、一部工事のやれるところは既に一部実施しております。

しかしながら、二十一・三ヘクタールの未買収地がまだ用地の中に残っております。そんなことでございますので、それに向けてどう打開するかというところでございますが、先ほど申し上げておりましたような円卓会議なんかを通じて空港問題の解決というのがどうしてもないと、その二十一・三ヘクタールの問題も解決しないだろうなと思っております。先ほどちょっと最初に経緯を申し上げましたように、長い対立の歴史という、非常に長いことやっているとありますが、やっ

と対話で問題を解決しよう、テーブルが今できたわけでございますが、そこで、この流れを大事にして取り組もうということで、いわば話し合いによる解決というのが一番の早道ではないかというふうに私も考えております。

そういう意味で、地域と共生できる空港づくりを目指してとにかく一生懸命努力するというのが現在の状況でございます。

○古屋委員 どうか一刻も早く日本の玄関口とし

ての十分なる機能が果たせるように御努力をいただきたいと思っております。

今成田空港は面積が千六百五ヘクタールだそうでありまして、今度建設中の関西国際空港は五百十一ヘクタール、これに比べて、新たにソウルで建設が予定されております新ソウル空港は四千七百六十三ヘクタール、こういうふうになっております。この規模からしても、今いわゆるハブ空港化というのがトレンドになっておりますが、アジアのハブ空港の座を韓国にとられてしまっているのか、こういう危惧が最近マスコミ等々を通じて盛んに報道をされておられるわけであり

ます。これにも関連いたしましたして、我が国における国際空港の整備についての基本的な考え方にも関係してくると思うのでありますが、例えば空港整備費と港湾整備費、こういうものを見てみましても、大体二倍ぐらい港湾整備費の方に投資をしているというところでございます。確かに港湾は、日本は島国でございますから、面が広がっております。そういったこともありますが、しかしながら、やはりこれから、成田空港はもとより、関西国際空港の完成あるいは拡充あるいは中部国際空港の建設等々、大変大きな投資を必要とする事業を抱えているわけでありまして、そして、こういった整備をすることこそがやはり国際社会の中で生き抜いていく一つの方法でもある、こんなふうに考えております。

そういった観点から、日本における国際空港整備備についての基本的な考え方等々につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

○松浦説明員 先生今御指摘になりましたように、アジア各国では大変国際空港づくりの力を入れております。今御指摘のありました韓国もそうでございますし、香港なんかにつきましてもそうでございます。

そんなようなことで、新しい国際空港の整備というのに進められておりますけれども、国際ハブ空港という地位といえますか、それは単に空港が

大きいとか機能がよいとか、空港だけのものでは決まるものではない、やはり一番の大きい要素は背後の経済圏、背後の経済活動なり社会活動、そういうのがやはり一番ポイントなのかな。そういう意味では、今の成田空港だとか、あるいは関西国際空港というのは、いわば他のアジア空港に負けない重要なハブ空港に機能していくものというふうに私も考えております。

そこで、容量がないとこれはちょっとそれにこたえられませんが、何としても頑張らなければいかぬというようなことで考えておるわけでございます。そこで、私も空港整備五カ年計画というので空港整備を進めておりますけれども、平成三年の十一月に閣議決定しました第六次空港整備五カ年計画というのに今取り組んでおります。その中では、成田空港の二期工事の完成、整備というのと、それから関西国際空港の開港という最優先の課題を抱えておりますけれども、関西空港につきましては、ことしの九月四日に開港する予定でございます。

さらには、同五カ年計画におきましては、二十一世紀に向けて、空港は長く時間がかりますので今から考えるわけですが、二十一世紀に向けて、関西国際空港の全体構想につきましても、その推進を図るための調査検討を進めるといことを一つの大きい目玉にしております。さらには、今お話をいたしましたけれども、中部国際空港の構想につきましても、総合的な調査を進めるといことといたしております。

このような長期的な取り組みを含めまして、国際空港の整備には積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○古屋委員 ありがとうございます。ぜひとも、今後とも空港整備につきましても、格段の御尽力をお願い申し上げます。

運輸省の方、後は結構でございますので、どうもありがとうございます。

次に、今般提案になっております成田財特法関係について御質問申し上げます。

平成五年度までに既に事業費総額で四千八百億円、この周辺整備のための事業でございますが、このうち、いわゆるかさ上げ額が百六十九億円、事業の進捗状況は九五・三％、そして全体の事業三十九事業のうち十事業がまだ未完了ではあるけれども、こういった状況になっているというふうに承っております。

このような状況からしても、あるいは先ほど大臣の趣旨説明の中にもございましたとおり、補助率が、例えば県道とか市道は三分の二になるとか、町村道も十分の八、小中学校三分の二、一般河川改修四分の三という補助率のことから見ましても、あるいは今までの実績を見ても、この成田財特法によりまして、少なくとも空港周辺地域における公共施設の充実に十分なる効果を与えてきた、こういうふうにかんがえることができるかと思

います。この点につきまして、大臣はどのように御評価をされておられるのかにつきまして、御見解をお願いしたいと思います。

○佐藤国務大臣 もう既に古屋委員の御質問の中に答えは入っているように思うわけでございますけれども、今運輸省からもお話をいたしましたような、いわば成田国際空港というものは国家的プロジェクトとして、国と地方とが協力して仕上げなければならぬ事業であること、そのために、具体的には千葉県でございまして、そのために、具

団体の御協力をいただくために空港周辺整備の事業を進めていくことが必要でございましたし、また、地元の負担を軽減をする、そして事業の円滑な実施を図るということで、この俗に言う成田財特法を進めてきたわけでございます。その結果、今御指摘のように、地元の県、市町村の生活関連の公共施設の整備あるいは雇用機会というものが大変拡大をしたということで、当初の目標どおり成果を大挙挙げてきたのではないかと考えております。

ただ、今御指摘のように九五・三％でございますので、まだ事業が残っております。特に、かさ

上げの対象事業になります十五事業のうち六事業、県道、河川、下水道、小学校、中学校、成田用水、それから、新たな状況の変化によりましてやらなければならぬ追加の事業が、道路など五事業がありますので、ここでひとつ五年間の延長をお願いしまして、この間に完成をさせていきたい、こういうつもりでおるわけでございます。

○古屋委員 大臣の御指摘されるところだと思います。まだ残事業が残っている。また、いわゆる空港周辺地域における都市化の進展や交通量の増大等によりまして幾つかの追加事業もあるということでございます。具体的には今大臣の方から御答弁をいただきました。こういった事業を完成させるために今回の延長は私も必要だ、こういうふうな考えでおります。

そこで一つ御質問でございますが、今回この延長をするということに対しては私も賛成でございますが、この事業は今回の延長で完成すると見込まれているのか。進捗率自体からいうと九五%ということでございます。しかし、残っている事業の一番ネックになっている部分が用地買収のおくれ等々というのがございまして、こういったことも含め今回の延長で完了するのかどうか。やはり理論的には早くこれは完成をさせるべきだ。特に、周辺の地域が市街化等々大変変貌してまいりまして、それに伴う公共施設の充実というのは、住んでいる住民にとりまして必要不可欠であります。そういったことを含め、大臣の御見解をいただきたいと思っております。

○湯浅政府委員 ただいま財法の関係事業につきまして今回の延長で完了できるかどうかというところでございますけれども、委員の御指摘にもございまして、これまでの整備の事業の進捗率は九五・三%ということで、かなり高い率になっているわけでございます。そして、これまで残された未完了の十事業のうち二つの事業は、これは人口が予測どおり伸びなかった等の事由によりまして整備計画から除外することにしたしまして、残った十事業のうち八事業につきまし

ては、おおむね平成十年年度までに完了する予定でございます。また、今回お願いしております追加の事業につきましても、おおむね平成十年年度までに完了するのではないかと、こういう予定で今回の法案の延長を五年間ということをお願いしているものでございます。

○古屋委員 どうもありがとうございます。予定どおり速やかなる事業の完了を私も期待をしております。次第でございます。

多少時間が余っておりますが、先ほど理事会でも御了解いただきましたとおり、穂積良行委員の方から別途質問をさせていただきたいと思っております。私はこれで終わらさせていただきます。ありがとうございます。

○粟屋委員長 この際、穂積良行君から関連質問の申し出があります。古屋圭司君の持ち時間の範囲内でこれを許します。穂積良行君。

○穂積委員 委員長及び同僚理事の御配慮によってこのような扱いをしていただいたことを感謝申し上げます。

政治改革関連法案が成立し、今や私も政治家を含めて真の政治改革に取り組まなければならないという時期にあるときに、実はこの地方行政委員会でもぜひ私は関係当局に事の真偽を明らかにしたいことがございます。

それは、まず国家公務員あるいは地方公務員は、公務に關しては、例えば出張するときに公費出張、そして公務を遂行する。当然であります。片や私ごとに関しましては、それは自分の責任において私費によって賄い、処理する。当然のことだと思っております。特に、特別公務員である政治家出身の大臣あるいは政務次官は、政務とそれから公務をどのように仕分けして行動するか、私も含めて慎重な行動を国民から求められていると思っております。

そうしたことを考えますときに、実は愛知防衛庁長官が先週の週末、石川県下に出張なさったとお聞きしております。これについて明日、先ほど申しました観点から質疑をいたしたいと思っております。

おりますが、きょうは防衛庁官房長官にお願いしたいというようでありまして、この防衛庁長官の出張の目的、用務ですね。それが公務それから政務、どのようなものであったか。そして、実際に防衛の現地の出張に際して現地の自衛隊組織がどのような対応をされたか。特に週末、土曜、日曜でありますから、その場合に現地の防衛庁、自衛隊組織は休日における超過勤務等の問題もあると思っております。したがって、その辺、この出張についての事実関係を資料として明日明らかにしたいと思っております。

その上で、冒頭申し上げたような趣旨から、この国防大臣の行動が果たして妥当なものであったのか。あるいはその上に、例えば公職選挙法上、国家公務員あるいは地方公務員はその地位を利用して選挙運動をすることができないという規定があるのは御承知のとおりでございます。その規定に照らして妥当な行動であったかどうか等について明らかにしたいと思っておりますので、まず防衛庁官房長さん、ただいま申し上げたような長官の出張の有無といえますか、今お答えいただければ限りにおいて状況を御説明いただきたいと思います。

○宝珠山政府委員 出張の目的でございますが、簡単に申しますと、厳しい勤務環境で、特に北朝鮮の疑惑などが表面化する中で緊張いたしております隊員の激励、実情の視察であります。日程については申し上げますと、羽田空港を八時五十分と承知しておりますが民間航空機で出発し、小松に十時に到着しております。小松基地で、ここでは二十四時間勤務で、スクランブルと申しておりますが、緊急発進の態勢についてございまして、この隊員を激励しております。それから、昼食時間帯でございますので、昼食をとるにしております。その後、輪島基地に十三時二十五分に到着しております。ここでは同じように二十四時間勤務でリーダーサイトの勤務をいたしております。十六時には小松基地に戻りまして、宿舎に

入っております。宿舎では随行者それから付近の重立った隊長などと夕食をとるにしております。十三日は政務でありまして、これは私も詳細には掌握しておりませんが、宿舎に地元の方から陳情といえますか、ごあいさつがあったというので三十分お受けしたというふうなことをお聞きしております。途中、選挙事務所に五分というところを言っておりますが、予定では十分ほどを予定しております。選挙事務所に寄り、小松空港の方に十一時には着いております。ここでやはり基地の方のごあいさつを受けておられます。そこで昼食をとるにしております。十二時半前後に、仙台行きの航空機は便しかないうございまして、これで出発いたしております。

それから超過勤務のお話ございましたが、自衛隊の場合には、超過勤務手当は本俸の中に繰り入れる方式をとっております。二十四時間勤務で勤めるといふ職務の性格によるものであります。補足して申し上げますと、この長官出張に当たりまして、土曜日であるということ、隊員にたくさん出てくるようにとかそういう指示をしたかというところでございまして、普通のあるがままの二十四時間間の勤務の体制を視察いたしたということ、強化はいたしておりません。

若干誤解もありますようですので、今回石川県の部隊を視察された背景について御説明をお聞きいただければありがたいと思っておりますが、よろしくございましょうか。

○穂積委員 実は、過去にさかのぼって申し上げますと、公私の別を問題とされて防衛庁長官が短期間で辞職に至った経緯がございます。上林山さんがそのケースであります。それ以来土日は現地の自衛隊組織に迷惑をかけるないように出張を慎んでいたというふうなことも伺うのですが、そうした防衛組織の一つの公私のけじめあるいは土日勤務の有無絡みの仕分けといえますか、そうしたことなどどうなっていたか、そうした従来の慣例に照らして、今回の長官の報道はどう判断してよいのか、こういうことがありますので、その辺を明

日また明らかにしてください。

それから事は、これは今激しい石川県知事選挙のさなかであります。先ほど申しましたように、政治改革法案成立後の重要な地方選挙として、これについて公選法絡みで、とかくの政治改革の実が上がつてないじゃないかというようなことになってはいかかかと思うので、その辺を少し明日、明らかにしたいと思っておりますので、また質問させていただきます。

きょうは時間ありませんので、これで私は、質問の予告だけで恐縮ですけれども、防衛庁官房長さん、何か追加することがありましたらどうぞ。

○宝珠山政府委員 先ほど申し上げました選挙運動をやったのではないかといいことでございます。申上げましたように激励と懇談ということで実情について意見交換するということはございましたが、一切いたしておりませんので、その旨御理解いただきたいと思っております。

なぜ休日といいますが土曜日を合せて出張するかについて若干補足をさせていただきます。

十二月二日に愛知大臣は急遽長官に就任されましたが、厳しい環境のもとで勤務している隊員をじかに激励したいという非常に強い御意向を持っておられました。休日お出かけになるというのは大変御本人にも負担があるわけですが、現在までに十七回の出張をいただいております。その中に土日が七回含まれていてあります。これは政務次官などでございますとウィークデーが出張に使えないことはございますが、大臣の場合には、予算委員会等によりまして拘束されておりますので、どうしても休むにというところになります。土曜日を休むに使用しなければならぬという実情がございます。もう一つは、先ほど申し上げましたように、自衛隊の特性として、休日といえども勤務している隊員がおりますので、大臣においでいただきましても、十分それを御視察をいただけるわけでございます。

うこととの関連では、前の週の三月五日に、これも土曜日ですが、金曜日から立ちまして、佐渡のリーダーサイトを視察いただいております。この佐渡のリーダーサイト、それから輪島のリーダーサイトというのは昨年五月末、北朝鮮がミサイルの実験とおぼしき行動をした際に大変緊張したところでもございます。その種のことについて話題になったということがございます。

そういうことをごらんになりまして、大変厳しい環境の中で緊張して勤務している隊員に接しまして、非常に感銘を受けた、ほぼ同様の環境にある隊員に直接接して励ましたいという意向を持たれまして、月曜日でございますが、輪島のサイトを中心に視察ができればどうかということでございます。御指示がございました。その際に言われたことでありますが、三月中旬以降のことを考えると、いろいろ防衛大学校等々の卒業式でありますとか入校行事等々がありますので、これも日程が土日にかかる行事であります。それらを考えますとこの機会ではないと行けないということで、三月十二日に視察するという御決心をしたわけでございます。

御指摘がございましたように、新聞にも石川県知事選の問題が出ておりましたので、こういう選挙の問題に自衛隊員を巻き込むようなことは避けてほしいということをあえて私から大臣には申し上げさせていただきます。大臣はそのようなことは絶対にしないということを約束されて御出発になりました。帰りましてから私もそのことをチェックいたしました。そのような行動はございません。そういうことでありまして、地位利用との関係で公職選挙法云々ということでございませう。選挙運動を行っていないわけでありまして、その問題は生じないというのが私のもの理解でございます。

以上でございます。

○補償委員 では、委員長、またあしたお願いいたします。

○要屋委員長 穀田恵二君。

○穀田委員 私は、時間も余りありませんので、きょうは端的に大臣にお聞きしたいと思っております。中心は消防職員の団結権の問題です。このことについてお聞きしたいと思っております。

ついせんだって、新聞を見ていると、マイヤー国際労働機関、ILOの事務局次長が一月に来日してあります。そしてそのときの連日の記事を見ますと、消防職員で団結権がないのは日本とスウェーデンとガボンという、これはアフリカの地方ですかね、そういうことなんか載っています。あわせて細川首相を訪問しているいろいろ懇談していることも書かれています。

消防職員に団結権をということで改めて要請があったかと思うのですが、その辺は佐藤大臣はお会いになったのか、そしてまたどういった感想をお持ちかということをお聞きしたいと思います。

○佐藤内閣府大臣 この問題は御承知のように長い長い経過を持っておりますので、その経過の部分と、それからなぜその長い時間がかかっているを得ないかという困難性の問題につきましては、ひとつ公務員部長の方からお答えをさせていただきます。

それから、マイヤーILO事務局次長に一月にお会いをさせていただきましたが、それは前年の六月のILOの総会のときに、ひとつ今後とも関係者間、つまり自治省と自治労等よく話し合うということ、それからILO関係者に日本の実情をよく知っていただくということになっております。総理以下にお会いをしていただき、関係当局にいろいろお会いをしていただき、話を聞いていただいたわけでございます。

いずれにいたしましても、ILOという国際的な場で議論になっていることであり、かつ長い長い時間がかかっていることでありますから、私としては、何らかの格好での解決を当然図らなければいかぬ。しかし、きょう古屋委員の御

質問にもございましたように、消防職員だけではなくて、約百万の消防団員の皆さん方のお気持ち等々、消防庁と各自治体の消防署という関係だけではない、消防団百万の方々及び消防関係者という多くの方々がいらっしゃるものから、そういった方々の理解と合意というものを得ないことにはこの問題についての結論というものが出せないわけでございますので、そのことにつきましてはお一層私としても努力することをマイヤー事務局次長には表明させていただきました。

冒頭申し上げましたように、過去の経過と、なぜこんなに時間がかかっているかの困難性の問題につきまして御質問がございましたら、公務員部長の方からお答えをさせていただきます。

○穀田委員 そこはよく承知しているというところかと思いますが、長い経過があつてそういう問題があつたことも、これは議会で議論を何度もしています。ただ、そういう意味でいいますと、新しい政権に交代したという中で、しかも佐藤自治大臣が所属する党の場合にはかつてこの問題について堂々と主張されていた、こういう経緯があります。そういう点から、長い時間の議論を経て、そして一定の転換をする重大な時期にきていると私は思っているわけですが、

そこで、私が住んでおります京都では自治労連の消防職員アンケイトというのがあります。そのアンケイトの中ではやはり賃金だとか労働条件に対する不満というものは結構強い。もちろん国民の命と財産を守る昼夜をかけたそういう働く人々の奮闘は、私ももちろん地方行政にかかわる人間にとつて当然誇りだと思っております。ただし、そういう誇りにかけてやっていたと同時に、そういう労働条件なども含めて改善していくということは当然だと思っております。そういう要望が強いのとあわせて、例えば八〇％近くの方々が団結権については必要だと考えているのです。こういうアンケイトが実はございます。数字でいいますと、三百八十四人に自宅郵送方式で送られて回答があつた中で、もちろん労働組合を好まない

と答えている人も含まれているわけですが、必要だとも、団結権については八割近くの方々が、必要だと。

ただ、要望も含めて、そんな形で私は機は熟しているというふうに考えています。ですからその点で、佐藤自治大臣自身もそういう運動にかかわってきたこともございますし、というのは社会党としてそういう立場を表明してきたこともありますから、その意味で必要と思うのだけれども、その点の御見解と、何が今の障害になっているか。単に消防団員の気持ちだとおっしゃるで、私がお聞きするところいろいろあるようで、例えば部隊としてのあり方とか、それから、きのうその他を聞きますと災害が非常に多いからだ、こういうふうな話があるわけですが、それらを含めてもう少しお聞きしたいのです。

○鈴木正三 政府委員 お答えいたします。現行法制で消防職員の団結権を禁止しているというところでございますが、その趣旨は、我が国の消防というものは、警察と同様に、国民の生命、身体及び財産を保護し、安寧秩序を保持するという目的、任務を与えられている。そして、その任務の遂行に当たりまして広範な強制的な権限も与えられているということが第一でございます。もう一つは、実際の活動に当たりましては、厳正な規律と統制のとれた迅速果敢な部隊活動ということが常に要求される、いわばこういう特別な性格も持っているわけでございます。そういうことから、災害等から国民を守る、国民全体の共同利益を確保するというところでこういった制約を課しているというところでございます。

○佐藤自治大臣 委員御指摘のように、消防で働いていらっしゃる方々のお気持ち、自分の労働条件について発言権を持ちたい、そのための団結権が必要であるという御意見も、働いている方の立場からいえばある意味では持っているという方も当然と私も考えております。一方、今部長からも答弁されましたように、国民の中にも、消防という生命財産というものを守

るというのに、一緒に消火活動に当たっている、その命令をすべき立場の方がいわば団体交渉の相手であるというような形態、まあすべてがすべてそういうケースになるかどうかわかりませんが、でも、要するに、そういうものがそこに持ち込まれることが果たしていかかものだろうかという意見もございまして、かなりこの間に距離があるわけですね。

しかも、先ほど言いましたように、消防団員の方はボランティアでやっておりますというふうなときに、基本はボランティアでございますので、職員の方に団結権をということについては違和感というものが過去の長い話の中ではあったようございまして、その調整を、ILOという場で討議をされております、国際問題になっておりますときに、我々としてはどうやってお互いが、今言葉で言えば大変意見の距離はあるわけでありまして、私といたしましては、ひとつどういう方向に意見の一致を見ることができるとかということ、今鋭意いろいろな格好で努力をしておる。閣議でも、長い経過の中で決まりました自治省と自治労とのこの問題についての討議というのにもさらに精力的にやらせているということ、何らかの一方の方向性というのを見出さなければならぬということ、大変な努力をしておるといふことでござい

○穀田委員 迅速果敢な部隊活動というのは、いつもこれは議論になるのですよね。そういう報告です。しかし、迅速果敢な部隊活動が団結権の保障でそう支障を来すとは思えないわけですね。しかも、もう時間ありませんからこっちで言いますけれども、ILOの考え方は、先ほど部長のお答えでは警察と同様の目的云々、任務の遂行とありましたけれども、この問題でいえば、新しく九一年三月のILO条約勧告適用専門家委員会から「消防職員の行なう職務は本条約第九条にも

とつき団結権から除外することを正当化するような性質のものではなく、軍隊と警察以外のいかなる種類の労働者の団結権をも否認することは条約と適合しない」ということも改めて指摘しているわけですね。

しかも、この間、都市災害のことで行かせていたいただきましたけれども、外国の場合の例もありますように、例えばおっしゃる通りに、警察と同じようなことを言っておりますけれども、しかし外国の場合でいいますと、災害対策の問題でもっと危機管理という考え方が中心です。それから、日本の消防以上に、いわば動乱とか騒乱とかそういうものを抑え込むということがどちらかというと主眼と言ったら怒られますけれども、そういう考え方に近いものがあります。

そうであるところでもいわずに団結権を保障しているわけですから、私が言いたいのは、そういう世界的な流れ、それから二つ目に消防としての性格、三つ目にやはり政権が新しく変わった。先ほどの大臣のお答えだと、これは今までの自民党の話と全然変わらぬとはっきり申し上げてよろしいのじゃないかと思う。そういう意味では、そうじゃなくて、いわば今までの主張どおり新しい高いレベルでの政治判断が必要だということ、これを改めて述べて、最後のこの点だけお聞きしておきたいと思っております。

○佐藤自治大臣 かなり委員御指摘のようなことも私も頭に描きながら答弁をしているつもりでございます。ILOの問題の発端は、日本がこれに加盟をするときにこの問題は触れないのですというところを、そもそも入るときからそういう話があったようございまして、そういう長い経過を持っています。今委員御指摘のようなことだけですが、一つの結論を見るわけでございますけれども、一方では、やはり消防というもののやっている業務からいっていかかものかという御意見もあるもので、したがって、それをどういうところで

うまくまとめ、私は国際的と申し上げましたが、ILOからも御指摘をいただいております問題でございますから、どうやって関係者の意見の合一を見るか、できるだけかというのを、かなりこれも私としまして最大限の努力をしているわけでございます。その言葉の中にいろいろな意味が含まれていて、努力をしているということ、現状を御理解いただきたいと存じます。

○栗屋委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○栗屋委員長 これより両案について討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○栗屋委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、消防施設強化促進法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○栗屋委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○栗屋委員長 御異議ないものと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○栗屋委員長 午後二時三十分から再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時四十四分休憩

午後二時三十分開議

○要屋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

地方財政に関する件について調査を進めます。この際、平成六年度地方財政計画について説明を聴取いたします。佐藤自治大臣。

○佐藤国務大臣 平成六年度の地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

平成六年度の地方財政につきましては、現下の厳しい経済情勢と地方財政の状況にかんがみ、おおむね同一の基調により、歳入面においては、地方税負担の公平適正化及び地方交付税の所要額の確保を図り、歳出面においては、経費全般について徹底した節減合理化を図るとともに、景気に可能な限り配慮しつつ、自主的、主体的な活力ある地域づくり、生活者、消費者の視点に立った社会資本の整備、地域住民の福祉の充実、快適な環境づくりなどを積極的に推進するため必要な事業費の確保に配慮する等限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、地方財政の健全性の確保にも留意し、節度ある行政運営を行うことを基本としております。

以下、平成六年度の地方財政計画の策定方針について御説明申し上げます。

第一に、地方税については、個人住民税の特別減税を実施するとともに、最近における社会経済情勢の変化に対応して早急に実施すべき措置を講じることとしております。

第二に、地方財政の運営に支障の生じるものがないようにするため、所得税及び住民税の特別減税等に伴う影響額については、地方交付税の増額及び減税補てん償の発行により補てんすることとしております。また、所得税及び住民税の特別減税等以外の地方財源不足見込み額についても、地方交付税の増額と建設地方債の増発により補てんすることとしております。

このような措置により、地方交付税総額は前年を上回る約十五兆五千億円を確保いたしました。

第三に、地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、景気にも可能な限り配慮して、自主的、主体的な活力ある地域づくり、生活者、消費者の視点に立った社会資本の整備、地域住民の福祉の充実、快適な環境づくり、住民生活の安全の確保等を図るため、地方単独事業を前年度比一二％増の約十八兆六千億円確保するなど所要の措置を講じることとしております。

第四に、地方行政運営の合理化と財政秩序の確立を図るため、定員管理の合理化及び一般行政経費等の抑制を行うとともに、国庫補助負担金につきまして補助負担基準の改善を図ることとしております。

以上の方針のもとに、平成六年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は八十兆九千二百八十一億円となり、前年度に比し四兆五千二百二十九億円、五・九％の増加となっております。

以上が、平成六年度の地方財政計画の概要であります。

○要屋委員長 以上で説明は終わりました。

○要屋委員長 次に、ただいま付託になりました内閣提出、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案を議題とし、順次趣旨の説明を聴取いたします。佐藤自治大臣。

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案
案
〔本号末尾に掲載〕

○佐藤国務大臣 ただいま議題となりました地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

由とその要旨について御説明申し上げます。まず、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

当面の経済情勢に対応するため、個人住民税について平成六年度限りの措置として定率による特別減税を実施するとともに、最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化を図るため、個人住民税所得割について非課税限度額の引き上げ及び特定扶養親族に係る控除額の引き上げを行うほか、法人住民税均等割の税率の見直し、土地の評価がえに伴う不動産取得税の課税標準の特例措置の創設、非課税等特別措置の整理合理化等の措置を講じることとし、あわせて、個人住民税に係る特別減税等による減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講じる必要があります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

第一は、地方税法の改正に関する事項であります。

その一は、道府県民税及び市町村民税についての改正であります。

まず、個人の道府県民税及び市町村民税につきましては、当面の経済情勢に対応するため、平成六年度限りの措置として一兆六千億円の定率による特別減税を実施することとしていたしております。この特別減税においては、税負担の軽減効果が早期に実現することとなるよう、徴収方法についても特例措置を講じることとしていたしております。

また、低所得者層の税負担に配慮するため、所得割の非課税限度額を引き上げるとともに、教育等の諸出費のかさむ中堅層の税負担に配慮するため、特定扶養親族に係る控除額を三万円引き上げるほか、前年中において所得を有しなかった者に係る非課税措置を廃止する等の措置を講じること

といたしております。

次に、法人の道府県民税及び市町村民税につきましては、昭和五十九年度以来据え置かれてきた均等割の税率について、その後の物価水準等の推移、法人の事業活動と地域社会との受益関係等を勘案し、その見直しを行うこととしていたしております。

また、移動価格税制の適用に伴う法人の道府県民税及び市町村民税の更正により生じる過納金等の額について、次回に納付すべき税額から当該過納金等の額を控除する制度を導入するとともに、控除し切れなかった金額は一定の方法により還付するものとする特例措置を創設することとしていたしております。

その二は、事業税についての改正であります。事業税につきましては、マスコミ等七事業に係る非課税措置の廃止に伴う経過措置について、四年間に限り段階的な措置を講じつつ、廃止することとしていたしております。

また、移動価格税制の適用に伴う法人事業税の更正により生じる過納金等の額について、法人の道府県民税及び市町村民税と同様の措置を講じることとしていたしております。

その三は、不動産取得税についての改正であります。

不動産取得税につきましては、平成六年度の土地の評価がえに伴い、宅地評価土地について、平成六年一月一日から平成八年十二月三十一日までの間に取得した場合に限り、課税標準を価格の三分の二の額とし、特に、平成六年一月一日から同年十二月三十一日までの間に取得した場合にあっては、課税標準を価格の二分の一の額とする特例措置を創設する等の措置を講じることとしていたしております。

その四は、自動車税及び自動車取得税についての改正であります。自動車税及び自動車取得税につきましては、メタノール自動車に係る税率の特例措置を二年間延長する等の措置を講じることとしていたしております。

す。

その五は、固定資産税及び都市計画税についての改正であります。

固定資産税及び都市計画税につきましては、信用協同組合、労働金庫、信用金庫及びこれらの連合会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置を廃止し、事業規模を勘案した経過措置を講じつつ、課税標準を価格の二分の一の額とする特例措置に移行することとするほか、公害防止設備に係る固定資産税の非課税措置等について、整理合理化を行うこととしております。

また、三大都市圏の特定市に所在する一定の市街化区域農地、都市計画の決定に基づき、土地区画整理事業等によって計画的な市街化が図られるものについて、固定資産税及び都市計画税を三年間減額する措置を創設することとしております。

その他、特定フロン等に代替する物質を使用する一定の設備、第一種電気通信事業者が新設する電気通信の高度化に資する一定の電気通信回線設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置を創設する等の措置を講じることとしております。

その六は、特別土地保有税についての改正であります。

特別土地保有税につきましては、三大都市圏の特定市の市街化区域における課税の特例措置の対象となる土地の取得期限を繰り上げ、平成五年十二月三十一日までとする等の措置を講じることとしております。

その七は、事業所税についての改正であります。

事業所税につきましては、大阪湾臨海地域開発整備法に基づく開発地区において整備される一定の中核施設に対し、新増設に係る事業所税の非課税措置及び資産割の課税標準の特例措置を創設する等の措置を講じることとしております。

第二は、地方財政法の改正に関する事項であります。

ます。

地方財政に関する事項につきましては、個人の道府県民税または市町村民税に係る特別減税等による減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講じることとしております。

以上が、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

地方財政の状況等にかんがみ、平成六年度分の地方交付税の総額について特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正に伴って必要となる経費及び地方団体の行政水準の向上のために必要となる経費の財源を措置するため、地方交付税の単位費用を改正する等の必要がありま。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、平成六年度分の地方交付税の総額につきましては、地方交付税法第六条第二項の額に二百六十億円及び交付税特別会計借入金二兆九千七百九十億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支払額二千三百三十七億円を控除した額とすることとしております。

また、平成十二年度から平成二十一年度までの地方交付税の総額につきましては、七千八百八十億円を加算することとしております。

次に、平成六年度分の普通交付税の算定につきましては、高齢者の保健及び福祉の増進に要する経費を充実にすることとし、新たに高齢者保健福祉費を設けることとしております。

の整備及び維持管理に要する経費、自然環境の保全・廃棄物の減量化等快適な環境づくりに要する経費、農山漁村対策・森林・山村対策に要する経費、地域社会における国際化・情報化への対応及び文化の振興に要する経費、消防救急業務の充実等に要する経費並びに国民健康保険財政についてその安定化のための措置等に要する経費の財源等を措置し、あわせて、道府県民税及び市町村民税の所得割の減収補てんのため特別に発行を許可された地方債の元利償還金を新たに基準財政需要額に算入することとしております。

さらに、平成六年度においては、基準財政収入額の算定方法について、道府県民税及び市町村民税の所得割の特別減税等による減収額を加算することとする特例を設けることとしております。

以上が、地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○栗屋委員長 これにて両案についての趣旨の説明は終わりました。

○栗屋委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。栗原裕康君。

○栗原(裕)委員 自民党の栗原でございます。提出されました法律の質疑に入る前に、先ほど本会議でも同僚議員から御質疑があったわけでございまして、予算の越年編成、そして地方財政計画のおくれ、このことについて一言申し上げたいわけでございます。

私も自民党は、もう御案内のように、国民生活に直結する予算、ぜひ従来どおり年内編成にしたいわけでございまして、そういうことを要望してまいりました。政府の方は、これは政治改革法案が先である、政治改革がすべてに優先するんだ、こういうことでございまして、結果として予算は越年の編成になりましたし、地方財政計画は大幅におくれたわけでございまして、

私も地元では、各市町村長さんあるいは知事さん方が、あるいは県議員さんたちが、一体いつになったら地方財政計画は出てくるんだ、この景気の悪いときに一体何てことをしてくるんだ、こういう声が非常に多いと思います。これは全国津々浦々、どこでも同じだと思います。市町村長さんたちは、ただでさえ権限がかわって陳情へ行くと先が多くなって困る、こう言っておるわけでございまして、大変なときにこういうことをしていただいたということでございます。

そのときに世論はどうなったかといいますと、とにかく政治改革法案は早く決着つけてくれ、もっと申しますと、中身はともかくとして早く政治改革法案を決着して景気対策に取り組んでくれ、これが国民世論の声でございました。

御案内のように、総・総会議決がついたわけでございまして、結果として政治改革法案は通ったわけでございまして。その政治改革法案はどういう評価をされているかというところ、世論調査によると、この法案が通ったことにより政治がよくなると思われている方が、別に変わらないうると思われている方が六十数％いる。何のために苦労したんだらう、実はそういう気がするわけでございまして。

それはともかくといたしまして、この地方財政計画のおくれあるいは予算の越年編成というものが地方自治体に及ぼした影響、地方自治体の予算編成等に及ぼした影響、こういったものをどういうふうには大臣は評価なさっているのか、あるいはどういうふうには反省をなさっているのか、そのことをまずお伺いをしたいと思います。

○佐藤国務大臣 大変御心配をおかけしましたけれども、もう細かいことは申しませんが、栗原委員御承知のように、地方が来年度予算を組むに当たりましては、私たちは、二月の第一週、これがいわば地方財政政策を発表します限界であるというふうな考えをいたしましたので、私たちとしては、税制改正大綱というものがまだ出てい

ない前に、しかも国がどのくらいの支出を予定をしているのかという数字も出ていない、あるいは経企庁の方から経済見通し等が出ていないという状況でございましたけれども、栗原委員御指摘のようなことも十分頭に入れたら、二月の五日でございましたが、この日に大蔵省との間に地方財政対策を決定をさせていただいたわけでございす。土曜日でございましたが、直ちに、たしか午後二時だと思いましたが、東京事務所長会議を持ちまして概要の説明を行い、また税制改正等につきましても、その後逐一各地方自治体に連絡をとり、報告をしてきたところでございまして、地方自治体といたしましては、この地方財政対策、これを参考にしながら予算を組まれたというふうに考えております。

ちなみに、知事選挙を控えておりました三県を除きまして、年間予算、つまり骨格予算ではなくて年間予算として編成をしていただいておりますので、しかもまた内容的にも景気対策上非常に重要な投資の地方単独事業、これにつきましても大多数のところが伸び率一二％という地方財政計画にございす数字を確保していただいたというところで、私たちの方といたしましては、深刻な影響は避けられたというふうに考えておるところでございます。

○栗原(裕)委員 いずれにしても、地方公共団体の皆様方に大変御心配をかけたわけでございすますが、それはそれといたしまして、この提出された平成六年度の地方財政計画、これを拝見をさせていただきますと、一言で言うところは大変借金体質といえますか、地方公共団体の借金体質が非常に進んでおる、こういうことが言えると思っております。そして、この借金体質が非常に進んでいるという中で、重要な財源でございす住民税等を大幅減税をする必要が本当にあったのかどうか、若干疑問に感じるところでございすますが、その点はいかがでございすでしょうか。

○佐藤国務大臣 景気の状態は、御承知のように住宅関連は非常にいい、それから公共事業等の執行につきましても国及び地方自治体とも大体予定どおりきておりまして、景気の下支えをしておるという状況になっております。ただ、設備投資と個人消費が、何といたしてもこれがなかなか盛り上がってこないという状況だと思ひます。したがって、私たちの方としましては、個人消費をやはりこの際喚起をしなければならぬということでございますので、国とあわせまして住民税の減税を行ったわけでございす。

ただ、栗原委員言われますように、何といたしても大事なことは財政でございすので、これにつきましても、与党の方でも、この減税に伴うところの財政措置というものにつきましまして、いろいろな角度から税制改革協議会というものにおいて検討していただいておりますので、また消費を喚起することによりまして、景気回復ということになりますところのまた増収ということも予定をされますので、そういった中で私たちのいたしまして、御指摘のように大変厳しい情勢ではございすますが、ひとつ消費を喚起するという観点でこれはぜひ必要であるというふうに考えたわけでございす。

○栗原(裕)委員 上限が二十万円ということでございます。二十万円減税になって本当に個人消費が喚起できるのか、ちょっと疑問でございす。もちろんこれは個人所得税との関連もございすけれども、その辺は正直言ってまだ疑問でございす。いずれにしても、その後この財源を特例としての減税補てん債に求める、一兆六千四百六十一億円、こういう数字でございすますが、この特例としての減税補てん債というのは、要するに赤字地方債なわけでございす。

赤字地方債といひましてもなかなか一般の方がよくわからぬものですから、例えはよくないかもしれませんが、私どもは、これは要するにサラ金と一緒だ、家計のやりくりがつかなくなつてどうにもならなくなつて、苦しい紛れにサラ金に手を出したんだ。そういうことだ。今の政府の言っていることは、それをどうやってサラ金の借

金を返すか一年以内に結論を出す、こういうことだ。こういうことが家庭で許されますかというお話をよく申し上げるわけでございす。

この赤字補てん債、これは一体この後どういふに償還をなさっていくおつもりなのか、そこをお聞かせを願ひたいと思ひわけでございす。○湯浅政府委員 今回の住民税減税それから所得税減税に伴ひまして地方交付税が減額になるというところで、地方財政に對しましては非常に大きな影響があるわけでございす。これにつきましましては、ただいま御指摘のように、所得税減税に伴ひます交付税の減収については、これは交付税の特例会計で借入れを行う、それから住民税の減税に伴う減収につきましましては、特例地方債の発行によつて当面対処せざるを得ない、こういうことでございす。

しかし、今も御指摘のように、こういう借入金をは長く続けるということは、これはとても財政的にほろいものではないわけでございすから、この補てん財源というものが税制の総合的な見直しの中で将来きちんと補てんされなければならない、こういう考え方でいるわけでございす。

その意味で、既に税制改革につきましましての御議論も始めていただいているところでございすけれども、特に地方財源のための減税補てんというものについて、税制の総合的な見直しの中で適切に対処していただけるように、これからは私ども努力してまいらなければならないと思ひつておるところでございす。

いずれにいたしましても、今御指摘のような借入金の継続によりまして財政運営に非常に支障が生ずるというふうなこともないよう、この補てん財源についてはきちんと税制改正の中で補てんできるような、そういう努力をしてまいらなければならないと思ひつておるところでございす。

○栗原(裕)委員 税制改正の中できちんと対処をしていくというところでございすますが、最近、公共料金が高値上りしてございすわけでございす。当然、地方公共団体も県営住宅あるいは市営住宅等を持っておりまして、いろいろな公共料金に關係をするわけでございすますが、いよいよ苦しくなつてくる、その辺を上げていくわけじゃないか、当然そういうふうになるわけでございす。そんなことも含めまして、今税制改正の中で適切に対処していくといへばそれまででございす。が、一体将来どうなるんだ、どうしてくれるんだというところがわからない、先ほど言ひましたように苦しいから、とにかく地方でやれるものは値上げぐらひですから、これは県議会がオーケーすればいいわけですから、あるいは市議会、町議会がオーケーすればいいわけですから、公共料金の値上げというところに結びつかないか、そういう心配もあるわけでございすので、この際はきりと将来展望、そういったものをもう少し具体的に示しをいただきたいと思ひわけでございす。

○佐藤国務大臣 この問題は、私は公共料金の値上げの問題とは直結しないというふうに考えております。つまり、公共料金の場合は受益者負担の原則ということで、おのおの、水道にいたしましても下水道にいたしましてもあるいは病院にいたしましても、それなりの会計でやっておられるわけでございます。一定の負担の公平というところを求めているかというところ、つまり、税収をいいただこうというところで公共料金の値上げということになつていくわけじゃありませんので、この問題とは結びつかないと思ひます。

御心配のことはそのとおりでございまして、百兆余を超える借入金残高があるわけでございすから、今年度も地方財政計画でいへば、公債費がたしか九兆円ぐらひのことしも返さなければいかぬということになつておると思ひます。九兆円までいっていないと思ひましたが、約八十一兆の地方財政計画に對しまして、それだけ返さなければいかぬということになるわけでございすから、こういふことは、今財政局長からお話ししましたようにいつまでも続けていられる問題ではない。そ

それから、今申しましたように、個人消費を拡大させることによりまして景気がよくなつていく、それによるところの増収ということによりまして、かつて、昭和六十二年から七年間のごさいましたか、借金を早く返した、十三兆円余を返したということもございましたので、やはりそういうような状況というものを早くつくり出す必要があるのではないかというふうに考えておりまして、このままの状況でいいことではない。やはり早く国民に求めるものは求めるけれども、その前提も十分国民の皆さんとの間で議論をする中で、健全

算が平成四年度の決算でございます。

この決算の内容を見てみますと、やはり平成四年度から景気が下降してきたということもございまして、税収が非常に厳しい状況になってきた、あるいは交付税も伸びない、その分、景気対策も相当やりましたから地方債が伸びてくる、こういう形で、かなり借入金が増加が顕著であるということが言えようかと思ひます。これは、それぞれの団体についてそういうことが言えようかと思ひます。

ただ、具体的にそれが計数的にどうなってくる

ます。これは平成五年、平成六年、借金体質がますますふえてくるわけでございまして、財政はますます硬直化してくるわけですね。そうしますと、先ほど言いたいいろいろな景気対策の上で地方単独の事業をやってください、こう言っておるのに対しておる、こういうことでございまして、ではこういふふうな大変な危険があるわけでございますが、その辺はいかがでございましょうか。

○湯浅政府委員 この状況がずっと続くというこ

収をふやすという中に、例えば地方消費税みたいなものを少し決めてくれないか、地方消費税みたいなものをつくってくれないか、そういう自主財源、こういった希望が地方は大変強いわけでございます。

そういうことも含めまして、これからの税制改正、先ほど税制改正の話がございましたが、地方独自の財源、例えて言えば地方消費税みたいなものでございますけれども、そういったものを今後税制改正の中で御検討なさっていくのか、それと

もそういったものは今のところ全く考えてないのか、そういったことについてお尋ねをしたいと思ひます。

○佐藤国務大臣 これは既に、昨秋でございしたるが税制調査会の方からも、「地方消費税を含めた地方税源の問題は、今後、消費税のあり方の見直しと併行し、検討を加えることが必要である」というのが出されておるわけでございします。また、地方公共団体の方からも、現行の消費増税から、みずからも徴収する地方消費税に切りかえていくべきだ、これは地方自治体の住民に本来の意味での地方分権あるいは自治ということをおかしていただく原点ではないかということも、地方公共団体からいろいろ要望が出ておるところでございします。

したがって、私たちがいたしまして、委員御指摘のようにちよつとダブリになりますけれども、地方公共団体がやることというのは極めて安定的な財源が必要なことばかりでございしますし、これからさらに福祉の施設づくりということをやっていく、あるいは福祉の施設づくりということになってまいりますと、これはいわば国より以上に安定的な財源というのが必要になっていくわけでございします。そういった意味では、税制改革の中で議論される中で、消費税の欠陥の見直しということが与党の方の中にもはつきり書かれておるわけでございまして、その際には当然のことながら、地方消費税という考え方も十二分に、国と地方の財源の配分のあり方、しかもそれは、今約四割になっていきますが譲与税という国がとつたものを譲与するというだけではなくて、みずから徴収をして、住民に自治の意識、みずから税金を納めるんだ、自分のところで買えば消費税は自分のところへ戻ってくるんだということを十分していただくことが、これは非常に地方自治のいわば本旨に沿うことだと考えておりますので、私たち自治省という立場におきまして、与党の税制改革の協議会の中で消費税の見直しを論ずるときには、必ず地方消費税の問題も大きな課題として

議論していただかなければならないということ、機会あるごとに表明をさせていただいておるところでございします。

○栗原(裕)委員 伺っておりますと、何か国民福祉税みたいなものがまた出てくるような気がするわけでございしますが、それはそれとしまして、もう一つ、地方の財政の健全化ということの中にはやはり行政の、スリムといひますか簡素化といひますか効率化、こういったことも大変重要なことだと思つてございします。先ほど大臣、みずから血を流す努力をしてそして税の負担というものをお願いをしなればいけないということを御答弁なさいましたけれども、全く同感でございします。そういった観点から考えますと、地方の行政の簡素化、効率化ということがこれからは不可欠になると思つてございします。

そこで、ちよつとこの委員会で質問することが適当かどうか分かりませんが、さきの国会で行政手続法というものが成立いたしました。法律の中には、地方自治の観点から地方の行政には適用しない、適用除外になっているわけでございしますけれども、大臣等の答弁では、当然地方にも見習つていただきたいという希望を述べていらつしやいますし、また石田大臣の答弁の中に、行政手続法が施行されますと事務量がふえてくるかもしれない、しかしそれはいつとこのことであつて、今度は国民の皆様が行政手続のやり方をよくわかつて、簡素化が進む、あるいは事務量といひますか事務負担の軽減も考えられる、こういうような答弁をなさつておるわけでございします。まず自治大臣として、この行政手続法についてどういふ評価をなさつていらつしやるか、あるいは今後行政の簡素化あるいは効率化、あるいは公平、公正、透明性、こういったものを旨とするため、地方自治体に対してどのように自治省の立場で指導していくかということについてお尋ねをしたいと思ひます。

○吉田(弘)政府委員 行政手続法についてのお尋ねが最初にございましたので、これは御案内のよううに昨年法律が成立をしたわけでございまして、この秋にも施行が予定をされているわけでございします。御案内のように、この法律は行政運営におきまして公正の確保と透明性の向上を図つて、もつて国民の権利利益の保護に資するということを目的としているものでございします。この法律と地方自治との関係でございしますが、この法律によりまして、法令に基づいて行われる処分、例えば申請に対する処分でありましてあるいは不利益処分、こういった処分でございますとか法令に基づく届け出につきましては、その根拠が条例や規則にあるものを除きまして地方団体にも直接にこの手続法が適用されるということになっております。また、地方団体が条例とか規則に基づいて行います処分でございますとか届け出あるいは行政指導につきましても、これは直接にはこの行政手続法の規定は適用はされないものでございすけれども、しかしこの法律によりまして、法律に三十八条という規定がございまして、地方団体は、この行政手続法の規定の趣旨に沿つて、行政運営における公正の確保と透明性の向上のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないという努力義務の規定が設けられております。これによりまして、地方団体もこの法律とのかかわりが非常に深いものがあるわけでございします。行政の簡素効率化あるいは住民の権利保護にも役立つ制度でございします。

私どももいたしまして、地方自治の観点あるいは地方団体における行政運営の実態を十分踏まえながら、それに配慮しながら、地方団体におきまして行政手続が公正、透明性の要請に的確にこたえられるように努力をしてみたい。特に、手続の整備の進捗状況なども把握いたしまして、情報を提供することによりまして円滑な施行ができるようにしてみたいと考えている次第でございします。それから、行政改革といひますか、その簡素合理化についてどういふふうに取り組んでいくのかというお話がございましたので、これにつきましては、御承知のように地方団体は、行政改革というのとは大変重要な課題であるという認識で取り組んでおられるところでございします。具体的に申しますと、都道府県及び指定都市のすべての団体におきまして、また市町村ではほとんどの団体において、行政改革大綱というものをつくりまして事務事業の改善合理化に努めているわけでございします。組織、機構の簡素合理化でございますとか給与、定員管理の適正化等の行政改革を積極的に進めてきておまして、それぞれ効果が上がつてきているわけでございします。都道府県なり市町村の組織の簡素合理化、部局の統廃合といふことも進んでおりますし、人員等についても、一般行政部門でいいますと昭和五十六年にピークとなつておりましたが、平成四年はその五十六年に比べて七千人余り減少をしているというふうな状況でございします。今後とも自治省といたしまして、さらにこの地方における行政改革が進むように指導助言に努めてまいりたいと思ひますし、あわせて、やはり地方団体が創意工夫を凝らした行政改革ができれば、機関委任事務の整理合理化でございすとか、あるいは国の関与、必置規制の見直し等に努力をいたしまして、国・地方における行政の簡素合理化が進みますように努めてまいりたいと考えている次第でございします。

○栗原(裕)委員 行政手続法につきましては、地元の話をしたら恐縮でございすけれども、私ども地元に戻つてなるべくPRに努めている、非常にいい法律だといふ評価をいただいているわけでございします。ただ実際に、地元の人たちというか住民の人たちは、市役所とか県庁の窓口に行くことがやはり圧倒的に多いのです。そういった意味からも、この行政手続法の趣旨が一刻も早く地方自治体にも徹底するように御努力をお願いしたいと思ひますけれども、私どもも頑張つてまいりたい、こういうふうに思ひます。

次に、やはり先ほど言つた、これからの地方自

治体の財政の健全化あるいは地方自治体のあるべき姿というのを考えますと、これは細川内閣の大きな看板でもございます地方分権ということが当然取り上げられてくるわけでございます。地方分権についてはこの委員会でも御質疑があったというのを承知しておるわけでございますが、重複して大変恐縮でございますけれども、私もこの問題をこれから取り上げてまいりたいと思っております。

地方分権、こうよく言うのですが、一体何だと聞かれるのですか。私も、それは国の権限と財源の一部を地方にどんどん渡すことだよ、と言うのですが、なかなかびんとこないですね。では、地方分権ということとは、今は要するに中央集権なのか、こういうことを言うのですか。

その中央集権というのよくわからぬ。それで私も説明する場合は、これは大変な例で恐縮でございますが、県庁に行ってみると、私も十の部がございまして、十の部がある。十の部がございまして、そのうちの五つの部が県庁生え抜きの部長さんになれる。大体定年間にやると部長さんになっておやめになる。残りの五つの部は、厚生省や建設省や自治省やあるいは通産省からみんな来る。年は大体私と同じ四十三、四でおいでになって、三年がたつと大体お帰りになってしまふ。また新しい方が来る。これが中央集権ですよ、こういう説明をするわけでございまして、こういう実態というのは、これは私が伺っている限りにおいては静岡県だけじゃないのです。各県みんなそんなふうですよ。

こういうことに対するアンチテーゼとして地方分権があるのかとも思うのでございますが、大臣、私の話を聞いてどういう感想をお持ちになったか、ちょっとお尋ねをしたいと思うわけでございますが、いかがでございますでしょうか。

○佐藤国務大臣 その問題と地方分権とは結びつかない問題だと私は思うわけでございます。やはり行政のレベルを上げる、あるいは指導をしに行くというところで、いわば今栗原委員の言われた問

題は、各県の方から要望があつて、こういう人材を欲しい、それによって行政のレベルアップなり、スムーズに全体がいくようにということをしていくわけでございまして、各省とも、うちの省も含め、求められて行く人材なのでございまして、うちの方から押しつけるわけではないことが一つでございます。

それから、地方分権というのは、もう基本的に委員御指摘のように、国の権限というものをスリム化し、そして県、市町村におろしていくことだということも基本的なことじゃないかと思うのでございます。したがって、私としては、本来国がもっとやるべきことは絞って、そして身の回りの住民に最も身近な仕事というのはほとんど県、市町村にきめ細かく、かゆいところに手が届くようにやっていただくという仕分けをするのとが地方分権だというふうに私は基本的に考えております。

○栗原(裕)委員 その問題についてはまた後ほど触れたいと思うわけでございますが、例えばパイロット自治体とかあるいは中核市、それから広域連合構想ですか、こういったものを今までなさっていると思ひますけれども、これも国の権限を移譲していくということにつながると思うのでございまして、このことについての今までの評価といふますか、そういったことについて伺いたいと思ひます。

○佐藤国務大臣 細部につきましては後で吉田行政局長の方から答弁を補足をしていただきますが、御承知のように昨年の十一月十六日に、地方分権特別制度ということで、いわゆるパイロット事業ということで十五の市とグループが指定をされたわけでございます。個々におきまして、いろいろな市やグループによってやっていることが違ひますけれども、独自にある業務につきましてで

十五で果たして三千三百自治体があるのにどうだということもございまして、本年六月までにさらにひとつ希望のあるところは出していただきました

ということも今各県を通じてやっておるわけでございますけれども、これは国の許認可とかあるいは機関委任事務、補助金等の制度につきまして先導的に試みに行う、試行ということもございまして、こういったことでどんどんとひとつ熱心する中で一般制度化に広げていくというところでございまして、できるだけやりたくさんの市町村が手を挙げていただくことが地方分権の前段として大変意義があるのではないかと

いうふうに私も思ひます。その意味では、六月末の第二次の指定につきましては、多くの市町村が手を挙げていただくことを私の方としては希望しておるところでございます。

○吉田(弘)政府委員 地方分権特別制度、パイロット制度につきましては、今大臣から御答弁がございましたとおりでございます。一つの新しい制度として、地方分権に資する制度ということで、私も、特に市町村で活用したいところはぜひこれを活用して一歩でも二歩でも前へ進めていただきたいと考えているところでございます。

それから、お話がございました中核市、広域連合の問題でございますが、これは御承知のように、第二十三次の地方制度調査会におきまして昨年の四月に答申がされたものでございます。多様化してきております広域行政需要への的確な対応と、一定規模以上の都市の事務権限の強化を図りまして、地方分権を推進する制度としてこの広域連合制度と中核市制度の創設が答申をされたところでございます。

自治省といたしましては、この広域連合制度及び中核市制度の創設は地方分権を推進するための具体的な方策であると考えておりまして、この答申の趣旨を踏まえまして、これを法制化をしてまいりたいということで今鋭意作業をしております。これら内容をいたしまして地方自治法の一部改正法を今国会に御提出申し上げて御審議を賜りたいというふうに考えて、今精力的に作業をして

いる段階でございます。

分権というのはなるべく国の権限を、特に身の回りのことについて、住民に大変密接に関係するものについて地方に移譲していくんだ、こういうことであつたわけでございます。

現状を私どもも見ておりますと、例えば地域保健福祉計画みたいなものをどうぞこれからは各県と市町村でやってくださいと言つと、自治体によつては、とてもじゃないけれどもそんなことはできぬと、いふそのこと面倒くさいからコンサルタントにやらせてしまおうというふうなこともあつたやに聞いておるのです。ですから、やはり分権、分権といつても受け皿が大切ですね、受け皿が、やはりそういう能力のないところにやつてちやうだいと言つと、それは役人のことですか、コンサルタントに任せて、できましたと言つて持っていけばまあいいやというふうなものですね。それではいかぬと思ひます。

そういう意味で、これから市町村の合併とかそういうのも大切な課題になってくると思うわけでございまして、きのういただいた資料でございまして、平成五年度市町村の自主的合併の推進方策等に関する調査研究報告書」というのをいただきました。これを見ておりますと、自主的合併をどんどん進めていく、こういうことのようにございまして。

都市というのはワンセットでございますので、当然市役所あるいは町役場があつて、下水道やし尿処理やごみ焼却場があつて、文化センターがあつて、こういうワンセットでございます。そうすると、例えば人口が十万とか二十万とかいう都市が合併をしないでそのまゝの状態でありまふと、隣の町が千人ぐらいの大きな公会堂をつくつたのでもちの町も負けるもんかというので、また同じようなものをつくつてしまふ。車で行けば二十分ぐらいの距離のところと同じようなものができてくる。そういう行政の不効率、これはまさに不効率でございますので、そういう意味では、これは合併するのがいいのかは別としましても、やはり都市というのはワンセットで考え

れるわけでございますので、その後を引き継ぐ内容を含め、さらに皆さんの御意見もいただきながら、またこの研究委員会から出されましたものも十分あれししながら、法制化に向けてこういったところの議論も入れて、そして我々としては考えていきたい。

やはり地方分権という全体の中で、卵が先か鶏が先かの議論ではなくて、地方分権も大体少しスケジュール化が見えてくる中で市町村合併というのと一緒にこうやっていこうということでありま

して、単なる自主性、自律性ということで、はいお好きな方はどうぞということではない。それは何らかの方策を持って先導的にやっていかなければいかぬということも考えております。一方では、地方分権という大きな流れと相呼応してやっていくべきことがこの市町村合併だと考えなければいかぬというふうに考えておりますので、委員の御指摘のことも非常に我々もよくわかっておりますが、もう一つの方のと相あわせてこれは進めていくべきテーマだというふうに考えていることを基本的な点で申し述べさせていただきますと存じます。

○栗原(裕)委員 この報告書の中には住民発議制度の創設というのも出ておりますので、これから合併をしていきたい、もう既に、私も地元の話で大変恐縮でございますが、二十年来ぐらい私のところはやろやろやろと言っている中でなかなか進まないという、そういうジレンマもございまして、これはぜひ住民発議制度というものも活用をしながら、これはどうなるかわかりませんがやってみようかと思っておりますので、その辺もよろしくお願い申し上げます。

今地元の話をさせていただきますので、ついで大変恐縮でございますが申し上げますと、私のところは新幹線のとまる三島駅というのがございまして、その隣に清水町と長泉町、人口二万五千から三万ぐらいの町がございまして、隣が沼津市ということでございます。人口的に申しますと三島市が十一万、清水町、長泉町が今申しましたように二万五千から三万、沼津市が二十一万、こういうところでございます。

これをもう前から二市二町で合併しようや、こういう話があるわけでございます。ところが、本当に具体例で恐縮でございますが、今度の小選挙区制になりますとこれはすばつと分かれてしまふのです。いや、決まっちゃいますけれども、一応そういうことなんです。恐らくこれは私のところだけが特殊ケースではなくて全国でも、今私が言いましたところは箱根山から見たりあるいは愛

鷹山から見ると、街の明かりがずっと切れ目なく続いているのです。要するに境がないんです。そういうところで小選挙区制度の区割りによって、切られてしまふところがあるような気がするのです。私のところだけではないと思うのです。そういったことが、これはお答えにくいのかも知れませんが、今後の合併とかあるいは地方分権とかというところにどういうふうに影響するのかわからないのは大変私も心配をするし、お答えにくいかもしれませんが、お答えをいただければ大変ありがたい、こう思います。

○佐野(徹)政府委員 小選挙区の区割りにつきましては、これから新たに設置されます衆議院議員選挙区画定審議会がこれから御検討いただくことになるのではないかと思います。

先般成立いたしましたこの審議会設置法では、区割りの作成の基準といたしまして、各選挙区の人口の均衡を図り、人口格差が二倍以上とならないことを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないとされておるところでございます。審議会が設置されますれば、七人の委員の方々の合議によりまして、この法律の趣旨に沿った公正適切な区割りが行われるものと考えておる次第でございます。

○栗原(裕)委員 まあまあしやうがないです。こういう答弁しかないと思いましたが、大変時間のむだをしたような気がして恐縮でございます。時間もなくなつてまいりましたので、最後に、先ほど来ずっと議論をしております、これから景気がよくなつてどんどん地方の財政が健全になればいいわけですが、いづれにしても、これからの日本経済というの、いつときのようにきょうよりもきょうの方が豊かになる、きょうよりもあつた方が豊かになるという感じが成長していきつた面では、先ほど言いました都市ワシントンでございまして、ワンセットの範囲を広げていた

いいますか地方都市づくりというものをこれから進めていかなければいけない、こういうふうに思っています。

同時に、そういうことになりましたと、全国どこへ行っても、よく言われることでございますが金太郎あめみたいで全然地方都市の特色がない。お城があればお城をつくつてしまふとか、とにかく同じような都市ばかりだということがあるわけでございます。この報告書にも書いてございまして、合併しにくいところ、大変な山村とかというのがあるわけですね。そういうところは当然残つてもいいと思うのです。私は、そういう意味では、これからの地方都市といひますか、地方のあり方といひますか、要するに、日本の国を旅をするといひろんな特色ある、バラエティーのある都市があるんだ、行くたびに非常に楽しいというふうな、そういう都市づくりといひますか、そういう国づくりというのが私は理想の姿だと思つてございまして、その点につきまして、大臣から何か御答弁がございましたらば、御感想なりありましたら、聞かせていただきたいと思います。

○佐藤(大蔵)大臣 委員も長いこと地方行政に携わつていらつしやるからとは思いますが、必ずしも金太郎あめだらうかな。特に地方単独事業というのは、国からの補助金でやるのが今九兆円ですけれども、十八兆、地方単独事業も倍になつてきているわけですね。どんなこの差が開いてきておるわけでございます。

そういう意味で、先週でございますけれども、ふるさとづくりの市町村を表彰したのであります。いろいろふるさとづくりのために、よく人間ってこれだけ考えられるなと思つて、いろいろな意味で町づくりということ考えていらつしやる。地方単独事業というのは、その意味で、そういう下支えをしたり、あるいはふるさと創生事業の例の一億円ですね。今六千万円から一億六千万円という、金額は変わつていますが、これらを使われて愛着のある町づくりということ

で、それなりの独特のあれを出そうと廣心していらつしやるという感じもするわけでございます。したがって、こういった地方独特のものというのをやはりどんどんと伸ばしていこうということが非常に重要なことではないか。

それから、前段に委員が言われました三千は三千の町のいいところもあれば、五百人は五百人のいいところもあると思つて、一体、同じような今の地方自治のあり方というののいいのかわからないのか。御説明がありましたように、これから三十万以上、百万キロ以上の中核市というのが大規模な権限が委譲されるようになってくるというふうな中で、小さなといひましようか、財政力の弱いところを同じようなやり方でいいのかわからないのは、これからさらにいろいろ研究、検討しなければいかぬ課題だと思つてございします。

そんなことで、我々としては、特色ある、魅力ある、そこに住んでいらつしやる方が愛着を持てると同時に、やはりその地域の人が町づくりに参加することが非常に重要だと思つて、そういう意味では、地方財政計画の中でかなりそのあたりはことしにもさらに見込んだつもりでございますけれども、そんなことを考えながら運営をさせていただきたいというふうに考えております。

○栗原(裕)委員 これで終わりますが、政権がどうなつていくかわかりませんが、ぜひ来年の予算編成は越年にしないでいただきたい。地方財政計画もおくれて出さないように、引き継ぎをもしする必要があるならば、引き継ぎをしていただきたいと思つております。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○栗原(裕)委員 蓮実進君。

○蓮実委員 私は、同僚栗原議員に続きまして、一部重複するところもあるかと思いますが、地方財政問題、それから市町村の合併問題、行政改革

と地方行政について、それから地方税制のあり方、首都移転等について御質問を申し上げたいと思います。

最初に、地方財政について伺います。地方財政の現状と見通しについてまずお聞かせをいただきたい。平成六年度地方財政計画によると、厳しい経済と地方財政の現状にかんがみとありますが、これは具体的にどのような認識に基づくのか、数字を挙げて御説明をいただきたいと思ひます。

○湯浅政府委員 最近の地方財政の状況というところですが、御案内のとおり、我が国の経済は非常に厳しい、低迷が続いているわけでございます。こういう情勢を受けて、財政の中身を見まして、非常に厳しいわけですね。

まず、地方税を見ますと、地方税につきましても、この景気の低迷を受けて、一番影響の大きく出ているのは法人関係税でございます。これが非常に不振でございます。税収の伸びが厳しいというところがございます。これに加えて、個人の所得につきましても、やはりこういう景気でございまして、所得の伸びが悪いというところで、それが個人の住民税などの収入にもね返ってきている。こういうことで非常に厳しい状況になっております。

また、地方交付税につきましても、これは国の税金、国税五税にリンクしているわけでございます。この国税五税の収入状況によりまして大きく影響を受けるわけでございますが、この中で所得税、法人税が非常に大きなウェイトを占めます。この部分が大変な景気の落ち込みによって税収が落ちてきているというところでございまして、交付税もあわせて落ちてくるということになるわけですね。特に、平成六年度におきましては、交付税について、四年度で実はもう過ぎている分、交付し過ぎた分が約一兆円という金額になっておりまして、これもあわせて精算をしていかなければならない、こういうことで地方税、地方交付税は極めて厳しい状況になっております。

こういう中で、やはり景気対策といひますか、これからの景気を浮揚するための措置として所得税、住民税の特別減税が行われるということで、住民税の減税は当然そのまま地方税の税収にはね返ってまいりますが、所得税の減税につきましても、その三二％は地方交付税の減収にはね返ってくる、こういう状況でございますので、地方の一般財源でございます地方税と、それから地方交付税、いずれも非常に厳しい状況になっている。これを結局、地方債なり、あるいは交付税の特別会計の借入金という形で補てんをするということでございます。平成六年度の地方財政は借入金の依存度が非常に大きくなっている、こういうふうな言えようかと思ひます。

平成六年度末におきましては地方財政全体として百兆円を超える借入金残高になるのじゃないか、こういうことが予想されるわけでございます。

他方、歳出面におきましては、今までもお話をございましたように、地方の特色あるいろいろな施策を、その地域地域において、実情に応じて実施していくというためのいろいろな政策課題というものがございまして、ふるさとづくりあるいは社会資本の整備、いろいろな形で出てくるわけでございますけれども、こういうものに対応するための財政需要というものが非常に大きなものになっている。歳入面では厳しいわけでございますが、反面、歳出面ではいろいろな政策課題に対応するための財政需要も大きくなっている、こういう状況が平成六年度の現状というふうに理解をいたしております。

○速実委員 厳しい経済は当然地方にも大きな影響を与えておられると思ひます。税収の落ち込み等が大きく反映していることはわかりますが、日本経済は、幸いにやと底が見えて、かすかな光が差してきつたと言われているわけですが、地方財政にはどのような好影響を与えていると見ているか、お伺いしたい。

○湯浅政府委員 平成四年度からこれまでの間は、むしろ景気は下降ということで続いてきたものであります。今お答え申し上げましたとおり、地方税にしましても交付税の関連税目でございますが、国税にいたしましても、非常に大きな低迷が続いてきているわけでございます。

この状況から脱却するために、本年度にも経済対策を三回もやりましたし、平成四年度にも経済対策をやったということで、政府としてもいろいろと手を打ってきたわけでございます。この効果というものがどういう形で出るかというところは即断をできないわけでございますけれども、平成六年度におきましても景気に配慮するためのいろいろな配慮を国の財政においても行ったわけでございます。地方財政におきましても、例えば、地方単独事業を二％伸ばすというようなことで景気対策のためにいろいろやってきたわけでございます。

この景気がどういう形でこれから上向いてくるかということ、これはなかなか即断できないわけでございますけれども、これから景気が安定成長の軌道に乗っていくというところになりますと、税収、地方税にいたしましてもあるいは国税にいたしましても一定の伸びが期待できるのじゃないか。これが財政にとつては一番の大きな要因だと思ひます。

逆にいう一つは、歳出面におきましても、これまでいろいろな形で景気対策という形でやってまいりました事業、これもほとんど借入金で実施したわけでございますけれども、こういうものも景気が上向いてくれば必要なくなってくるというところがございます。歳入面ではよくなくて、歳出面ではこれを縮減する、両方の効果が出てきて、景気が上向くことによって今後のさまざまな政策課題に弾力的に対応し得るようになるのじゃないか、こういうことを期待しているわけでございます。この状況がいつになつてくるか、これが私どもも最大限の関心の的のところでございます。

○速実委員 地方財政全体の現状はよくわかりました。全国の県や市町村では予算の審議が行われていると思ひます。大づかみに見て実態は一体どうなっているのだろうか。どうも大変だ、大変だという声ばかりが先走って、事業費を大幅に削減をしたり、あるいは新規事業に極めて消極的な県や市町村があるやに聞いております。どうでしょう。

それから、せっかく景気が持ち直しと明るい見通しがかめるようになったのに、肝心な足元が揺れているようではまた危なくなってくる。県や市町村がしっかりとしなければならぬのではないかと。現段階での全国的な傾向をひとつ御説明願えないだろうか。

○佐藤国務大臣 今議会のところもありまして、見通しということでは言わせていただきたいと思ひますけれども、平成六年度の都道府県の当初予算は、石川県と京都府と長崎県が知事選挙がございましたので、この三県だけは骨格になつておりますが、それも含めまして、そのほかのところは通常予算を編成しておるわけでございますけれども、その総額は四十九兆六千億程度ということで、骨格予算を編成いたしました三つの県を除きました伸び率というのは、地方財政計画の伸び率五・九％とはほぼ同程度の六％程度の伸び率になる見込みということになっておりますので、各県とも大変御努力をいただいているというふうに考えております。

○速実委員 先ほど同僚もちょっと質問したかと思ひますが、県や市町村レベルでの公共料金、特に上下水道や学校などの公共料金を引き上げるところが多いようでありまして、実態は一体どうなつておられるか。また、景気がせっかく回復しようとしているやさきだけに影響は決して小さくないと思つております。自治省はいかなる指導を行っているか、あるいは考えを持っておられるか、お聞きしたいと思ひます。

○湯浅政府委員 公共料金の関係につきましても、全体的な状況というものを私どもも掌握して

るわけではございませんけれども、いろいろな料金改定を予定している団体はございますけれども、公営企業、特に上下水道などの状況を見ても、料金改定を予定している団体の数というものは大体例年と同じぐらいの数の団体ではないかというふうに理解をいたしております。

と申しますのは、例えば上水道とか下水道とか、あるいは交通事業とかという事業の料金につきましては、これはやはり利用者から全体的に負担をする、こういうところに一般財源を投入するということ、そういう利用者に負担させないで税金で負担するということは、逆に受益者負担の原則に反するのではないかと、これもございまして、できるだけそういうものを利用される方々に応分の負担をしていただく、これが公営事業の性格だと思っております。

そういう意味からいまして、毎年毎年原価というものを計算した上で赤字になる場合には、これはやはり適切な料金改定ということが必要じゃないかと思うのです。ただ、その場合にも、ただ赤字になれば料金を上げるということではなしに、合理化できるところあるいは経営改善ができて原価を抑えていく、原価を抑えた上でなおかつ赤字になるという場合には料金改定というところで、これは最後の手段だというふうに理解をしながら料金改定というものに取り組まなければならないのではないかと、このように考えております。

そういう意味で、各自自治体におきましても、料金改定の場合には必ずそれぞれの議会でもその内容を審議していただくわけでございますから、相当慎重にそれぞれ扱っていることも事実でございますし、この料金というものを安易な形で決めていくということとはこれからの安易な形ではないかというふうに考えております。

今御指摘のように、ことし目立って公共料金の引き上げが自治体の中で多いのじゃないかという御指摘は、どうも全体的な今の公営企業の状態を

見ましても必ずしもそういうことではなしに、毎年毎年それぞれの自治体において必要などところでやっていると、例えばことし料金改定をやっているところ、具体的に聞いてみますと、いやは実は十年間引き上げをしなかった、どうしてことしは赤字になってどうにもならないから引き上げるんですとかというように、今回上げることについての努力というものが随分やっていますという答えが、あちこちで返ってきているわけでございます。できるだけ私も合理化なり経営改善によってこの原価の上昇を防ぐということをお願いしながら、受益者の負担の適正化というものに取り組んでいただきたいということ、で団体にお願いをしているところでございます。

○運実委員　やはりそれなりの自治体のそういう合理化できるところは原価を抑えてやろうということとはわかりますけれども、私は、時期が時期だけに非常に大きな影響がある。これは景気がいいときなら別ですけども、やはり国民感情として、何か減税、減税といっても、その減税分が公共料金の値上げでツブペイになってしまふ、こういう印象を、国民は受けている、正直なところ。ですから、やはり公共的なところ、正直なところは常にそういうことを配慮しながらやっていくべきではないかというふうに思っております。

先ほどの話からすると、地方財政はなかなか厳しいことがわかりました。平成六年度予算が本日ももってなお審議に入っております。五十日以上というかなり長期の暫定予算となると、地方財政がとて第二・四半期以降に正常な軌道に乗ると思いません。いかがでございますでしょうか。

公共事業の箇所づけなど、先延ばしになるとうしても積極的な取り組みができないのではないかと考えられます。自治省として適切な指導なり通達なりの手を早目に打つ考えはないのか。特に景気の現状から、下半期の地方財政の動向がポイントに私はなるのではないかと考えております。

○佐藤国務大臣　大変御心配いただいているわけ

でございますけれども、平成五年度、六月に第一次の補正予算、十二月に第二次の補正予算をやります。二月に第三次の補正予算を組んだわけでございます。順調に契約率もずつと推移をしております。順調に契約率もずつと推移をしております。順調に契約率もずつと推移をしております。順調に契約率もずつと推移をしております。

したがって、第三次補正につきまして、国の方が一般公共事業として三兆六千四百億円というふうに組んだわけでございますけれども、俗に言う、地方公共団体がそのために用意をしますお金がざっと二兆五千億円必要になってまいります。それから、地方の単独事業が三千億ということでございます。ざっと地方という面から見ますと二兆八千億円の事業を三月の補正予算が通ってからやるということにしております。

したがって、実態的には三月に発注をして四月、五月のくらくら、物によりましてけれども、仕事になっていくということになると思っております。その意味では十五カ月予算と言っております。四月、五月も実態的に仕事があるということになってまいりますので、いわば大変御心配いただいております。暫定予算の間は、地方としても今申しましたような公共事業を順次消化をして景気の下支えをやるということになっていくだろう、なっていくというふうに我々の方としては考えておるところでございます。

○運実委員　地方財政に忘れてならないのは、平成五年度が今の御説明の補正予算、大型補正が組まれている、その実情はよくわかりました。

そこで、今大臣が言われているように、本当に反映するかどうか。これは大変心配。言っているように、なかなかならないか。そういう心配も実は持っております。その明許繰り越し、年度がかわって、明許繰り越しなどによって事業そのものは平成六年度施行でも可能なんです。これは、国は一方的に予算化し手続したから後は地方に任せるといふわけにはいかないと思

ます。それで無理に補助申請をしたり予算を膨らませたりしているところはないのかどうか、あるいはこうした点について自治省として適切な指導をしているのかどうか、お伺いをいたしたいと思います。

○湯浅政府委員　先ほど大臣からの御答弁にもございまして、平成五年度の補正を三回にわたって国はいたしました。そして、それぞれかなり大型の公共事業を編成したわけでございますけれども、特に二月に決めた総合経済対策によりまして三次補正につきましては、この三次補正予算が成立したのはもう二月の末でございますから、わずか一月ぐらいいろいというわけでございます。したがって、このうちの大きな部分は明年度への明許繰り越しという形で扱われることになるのじゃないかというふうに考えているわけでございます。この三次補正というものは、もと

もと、年度がわりの春先に向けて切れたような財政出動をしていくという観点から編成されたというふうに理解しております。当然、そういうことはこの編成したときから予想しているところでございます。そして、事業ごとの張りつけと申しますか、公共事業の全体の、例えば下水道で幾ら、道路で幾らというように形の張りつけというものは、財政当局が公共事業を所管している官庁と十分詰めた上でそれぞれ金額を決めまして、そしてそれを地方団体と相談しながら箇所づけをしていくということをやっておりますので、これについて無理やり消化しなければならないというふうな事態にはなっていないのではないかと、このように考えております。

この公共事業の張りつけに当たっては、それに伴います地方負担額は全額地方債で措置をするということ、これも地方団体には通知をしております。この地方債については、通常の地方債と違って、この元利償還金については一定の割合で将来交付税にも算入していく、こういうこと

をやっておりますので、地方負担がないから公共事業を受け入れられない、こういうことはなかったのじゃないかなというふうに考えているわけでございます。これでもかくこの第三次補正というものを四月から年度かわりに当たっても切れ目なくやっていく。

それからもう一方、地方の単独事業につきましては、現在各地方団体で来年度の予算を議会で審議していただいているところでございますが、この中には単独事業が盛り込まれているわけでございます。それから、これが議決になりましたら、新年度になりますと単独事業は明年度の単独事業として動いてくるということになりますから、この三次補正の公共事業と新年度の単独事業とがまざり合っており、四月から動き出す。それで国の予算が成立いたしますと、今度は本格的な公共事業がその後についてくる、こういう形になりますので、当面は切れ目なく公共事業が続いていくのじゃないか、こういうふうに考えているところでございます。

また年度の中で、いろいろな景況の状況等によりまして慎重にこの財政運営を考えていかんきやならぬと思いますが、当面そういうことで動いていけるのじゃないかということで私も認識しているところでございます。

○運実委員 地方財政問題で今日ほど自治省の配慮と指導が必要な時期はないのではないかと、ぜひひとつしつかりやっていただきたい、私はこう思っております。

先ほど同僚の栗原議員からも質問がありましたので、ちょっと重複をと思いますが、町村合併の問題について四点ばかり御質問をしたいと思います。

先ほどお話がありましたように、三月十七日に自治省の、市町村の自主的合併の推進方策等に関する調査研究委員会、これは委員長が横浜国大の成田さんですか、市町村合併を住民発議でできるようにするという新制度を提言したと聞いておりますが、これはどのような内容か、説明をして

いただきたいと思います。

○吉田(弘)政府委員 合併の研究委員会、正式には、今お話がございましたように市町村の自主的合併の推進方策等に関する調査研究委員会、これは委員長は横浜国立大学の名誉教授の成田先生でございます。学識経験者の方々、マスコミの方々にも委員になっていただまして、御検討を願ってきたものでございます。平成五年六月にこの委員会が設置されました。市町村の自主的合併の推進方策について、多角的にいろいろな面から鋭意検討がなされてまいりまして、本年の三月十七日に報告書が取りまとめられたところでございます。

報告書では、市町村の合併につきまして、これは住民の共同生活意識の醸成を初めとして、関係する市町村や住民の自主的な判断が前提とされなければなりませんけれども、合併というものは、地域の一体的な整備でありますとか行財政基盤の強化、さらには高齢化社会に備えた社会福祉等の住民に身近な行政サービスの充実を図るために有効で適切な方策であるというふうに報告をいたしているところでございます。そしてその中で、現在合併特例法によりましていろいろな合併についての特例措置が講じられておりますが、それらの特例措置につきましても拡充整備を図りまして、合併の効果が一層発揮できるようにする必要があると考えるというようにも指摘をしておられるわけです。

報告書では、そのようなことで市町村の自主的合併を推進するために、合併市町村の建設の基本方針となっております市町村建設計画というものがあられるわけですが、これについては都道府県との調整をするような仕組み、あるいは建設計画に盛り込まれた事業につきましている経費がかかりますが、そういう経費を初めとする合併に伴いまして生ずる各種の財政負担についての措置の問題、さらには今お話がございましたように、合併について住民のイニシアチブを発揮できるようにするために住民発議制度というものを創

設したらどうかというようなこととか、あるいは合併による旧町村役場の廃止等によりまして人口の流出等が懸念される地域がございしますが、そういう地域の振興方策等につきましても、さうよく検討をしていくべきであるというように、ことが指摘をされたところでございまして、私も、まことに時宜を得た報告というふうに考えておりました。これをもとに今後いろいろ対策を講じてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○運実委員 私はかねてから、地方分権を積極的に進めるために、受け皿となる市町村が実力を備えなければいけない、そう考えて合併促進を提唱をしてきたわけでありまして、自治省としてはこの提言をどう扱うつもりなのか、また平成七年三月には市町村合併特例法が期限切れになるわけでありまして、その後の扱いを含めて方針をお聞かせをいただきたい。

○吉田(弘)政府委員 ただいまお答えしましたとおり、今回報告書でいろいろ提言がなされましたので、私も、これをもとにいたしまして、合併のいろいろな対策について検討してまいりたいと考えている次第でございます。報告書で指摘をされてきた事項は、いずれも自主的合併を推進していく上で重要な事項であるというふうに考えております。

お話がございましたように、現在の市町村の合併の特例に関する法律は期限法になっておりまして、平成七年三月三十一日でこの法律の期限が切れるということになっておりますので、そういうことで、その後のこの法律をどうするかという大きな問題があるわけでございます。このほど報告書もいただきましたので、さらに今後、発議制度の問題、その他の問題につきましても、地方制度調査会等でも御審議を賜ることになろうと思っておりますが、そこら辺の答申などもいただきますが、今後さらに合併が進んでいきますように措置をしてまいりたいと考えておるわけでございます。現行の合併特例法に盛り込まれた各種の特例措置はいわばニュートラルな格好に出ているわけ

でございますが、それについての見直しをいたしまして、先ほども提言がありましたように、拡充整備ということも必要になってくるかと思っております。いずれにいたしましても、合併の効果が一層発揮されますような行政上の措置を講じることについて検討をしてまいらなければならないと考えておる次第でございます。

○運実委員 自治省としてはこれまでの市町村合併の実績をつかんでから取り組むやに聞いておりますが、余り過去の例にとられない方がいいのではないかなというふうに考えております。やはり地方分権という大きな目標に向かって新しい促進制度を考えてつくっていくようにすべきだと私は考えておりますが、いかがでございますでしょうか。

○吉田(弘)政府委員 お話ありましたように、今後の合併の進め方の問題でございますが、これも報告書にも指摘されているわけでございますが、地方分権を積極的に推進していく上で、市町村の行政能力を充実していくことが必要であり、そのためには市町村の合併は有効で適切な方策であるという趣旨のことも指摘をされておりますので、そういう趣旨からも、私も、これを進めていきたいというふうに考えている次第でございます。

自治省といたしましては、国からの権限移管と相まって、市町村の自主的な合併でございますが、市町村の合併が推進されるということが必要であるというふうに考えているわけでございます。これはさっき大臣からもお答えがあったとおりでございます。今回の合併の報告書では、先ほど申し上げておりましたように、いろいろの特例措置の見直しをしてその拡充強化をすべきであるというようにもございしておりますので、これらを踏まえながら、先ほどお答えしているのとおり、地方制度調査会等の御審議も踏まえながら、さらに検討してまいりたいと考えている次第でございます。○運実委員 さきに説明いただいた提言の中に、ある住民発議は新しい発想で、私はおもしろいと思

いますが、問題点も実は少なくないのではないかなというふうにも思っております。特に条例制定や諸願等地方自治のあり方、自治体と住民との関係の根幹部分にかかわる問題だけに、ほかに与える影響は少なくないというふうにも思っております。地方自治全体の中でのいかにとらえるか、誤りのないようにしてほしいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○吉田（私）政府委員 今回の報告書で、住民発議の問題についての御指摘があるわけでございます。これは、合併について住民側のイニシアチブが発揮できるようにということから、こういう提言がなされているわけでございます。市町村合併については、申し上げるまでもなく、住民の意向が十分尊重されるということが大変重要であるわけでございまして、今回のこの住民発議制度ということは大変意味の大きい重要な提言であるというふうにも受けとめております。

そこで、この住民発議制度でございますが、確かにいろいろ現在の間接民主主義と直接民主主義との関係のあり方という大きな問題も含んでいるわけでございます。そういう意味では、地方自治制度の本質にもかかわるような点も含んでいることは御指摘のとおりかと存じます。そこで、これらの問題については、制度化に当たりましては、そういう点もよく踏まえて、十分御指摘の趣旨も入れながら対応をまいりたいと考えている次第でございます。

○蓮実委員 市町村合併問題については、これで終わります。それでは次に、行政改革と地方分権について質問をしたいと思います。細川首相は、行政改革に本格的に取り組むべく作業を進めております。その核心たる地方分権については、作業部会を行政推進本部に設置すると伝えられておりますが、どうなっているのか、現状と今後の日程等についてお示しをいただきたいと思っております。

○佐藤内閣大臣 細川内閣は、政治改革の次は行政改革、経済改革ということで精力的に取り組んでおるわけでございます。行政改革本部が去る二月十五日に発足をいたしました。行政改革の大綱の方針を決めておるわけでございますけれども、今作業部会といたしましては、建設あるいは建築、土地の関係、それから情報通信の関係、それからこの後流通の関係の作業部会をやつて、関係閣僚と民間の方々と同様で、ひとつ具体的に規制緩和をするための項目をひねり出して実行していただくということで、精力的に取り組んでおるわけでございますが、あわせて、連実委員御指摘のように、地方分権につきましてもいろいろなところでいろいろな考え方を持って研究していただいております。

例えば、今連実委員御指摘のように、自治省の中でやつてまいりました市町村合併の問題、これもそのうちのひとつだと思っております。それから地方六団体も、秋ごろまでに答申をするために地方分権推進委員会というのをつくられておられます。いろいろと研究をされております。それから連立与党の方も、地方分権推進プロジェクトというのをつくられて、これまたいろいろな角度から、地方分権推進基本法の骨子をつくらうということで今精力的にやられておられます。それから、二十四次の地方制度調査会を発足させまして、これは御承知のように総理の諮問機関でございますけれども、地方分権のあり方について研究をしていただこうということでございます。

そして、最後にという言い方はおかしいのでありますが、御指摘の行政推進本部の中のこの地方分権の作業部会につきましては、今おおむねそういう方向で、関係閣僚と地方自治体の代表ということで、いわば推進機関として、今申しましたような地方制度調査会での御意見や与党の御意見やあるいは地方六団体の意見や、そういったものを全部取りまとめまして、御承知のように平成六年内に、平成六年の十二月までに地方分権の大綱をつくらう、こういうことになっておりますので、今いろいろと研究していただいております。

御意見も統合いたしましたしてやつていこう。そのための機関といたしまして、行政推進本部の中に地方分権の作業部会をなるべく早くつくりまして、我々もいたしましては今申しましたようないろいろなところの研究していただいております意見を集約し、そして地方分権大綱というものをなるべく努力をしていきたい、こういうスケジュールで全体的に動いていこうとございまして、

○蓮実委員 地方分権という命題が細川首相のかけ声の割には、今いろいろ大臣から説明がありましたが、どうも私は低迷しているように見えるわけでありまして、許認可権はもろんでありますけれども、財源をどう配分するかなど、大騒ぎする割合には具体化していないのではないかなというふうにも思っております。今大臣が言われた新しい部会をつくられるわけでありまして、その中でいかに議論を進めるつもりか、そういうことをこのテーマでどのように取り組むつもりか、お聞かせをいただきたいと思います。

○佐藤内閣大臣 地方分権は、言うまでもなく三ゲンと言われますように、権限、財源、人間、人間というのは人材ということでございます。で、権限移譲と同時に、連実委員言われますように、その財源措置をどうしていくかということとは非常に重要な課題であることは言うまでもございません。

したがって、先ほどからも御答弁をしておりますけれども、与党の方の税制改革協議会の中で、将来にわたる安定的、恒久的な地方の独立財源というものをぜひこれは見出しただけかなければならないということも議論をしていただきまして、その中で私たちもいたしましては、特に地方分権という観点からいいますと、国からの譲与税という形で、国がとって地方にそれを分配しますということじゃなくて、地方自身がやはり徴収するということあり方、このこと自体、非常に重要なことだと思っております。

したがって、連立与党の方の税制協議会で精力的にこの財源問題についても議論をいただいております。

ておりますので、私たちもいたしまして今日までもいろいろな格好で我々の考え方、つまり消費税というものの欠陥を見直すときには、税制調査会からも御指摘をいただいておりますけれども、そのときには地方の財源としての地方消費税というものも考えていかなければならぬという御指摘も税制調査会からいただいておりますので、与党の税制協議会で消費税の欠陥等を見直すときには、その見直しと同時に、地方の独立財源としての地方消費税のあり方というものについても、これも十分検討していただかなければならぬということもたまたま機会があることに表明させていただいておりますが、今後とも与党の税制協議会の中でこのことについても十二分に協議がされましよう、我々としてもなお一層努力をしていきたいというふうにも考えておるところでございます。

○蓮実委員 先ほど栗原原僚議員からもちょっとお話があったのですが、地方分権、地方財政、それから人材の問題で、実は地方の、例えば市町村へ行きますと、公民館を建てる、先ほど言ったように隣の町もまた建てる、それから大変なでかい建物を何十億という金を出して建てる。しかし、私は栃木県なんです、せっかく千五百人とか千何百人という人が入る立派な入れ物ができて、いつもからっとしているのです。土曜、日曜は何とかかんとか埋まりますけれども、ほとんど空き家になっている。これは私は自治省がやはり指導する必要があるんじゃないかな。

私は前から言っているのですが、市町村合併問題について、今恐らく市町村が全国で三千二百四十ぐらいですか、それをどのくらいにしたら一体うまいのかわからない。自治省、大体の試算があると思うのです。どうも私の感じでは、今の三千二百が恐らく半分ぐらい、半分ぐらいになったから市町村に分権しても何とかひとりで立ちのびるんじゃないかなというのを思っているのじゃないかと実は思っています。これはわかりませんが、

そこで、やはり地方にむだのないように自治省が指導しなけりゃいけない。本當にむだが多いの

二二三

です。だから、例えば三つの市町村があるときに、文化会館を三つつくると百億ぐらいになるのですよ。ところが、いつもがらがらですから、三つの市町村が相談して一つぐらいに絞るとか、それでもう一方の市町村は体育館をつくるか、そういう調整をやつてやらないとなかなか地方がうまくいかない。どこの町村も、隣の町村がつくったから自分のところもつくるということで、競争になりますから、結果はむだ。むだは国民の税金の負担、こういうことです。そういうことをひとつぜひ自治省でも指導していただきたいというふうに思っております。

それから、地方行政問題はこれで終わりますが、地方税制のあり方、この問題について質問をいたしたいと思ひます。

現在、連立与党で税制の抜本的見直しの議論が行われているのであります。地方分権の推進の立場から、地方税制のあり方を見直していくべきではないか、こう思っておりますが、お伺いをいたしたいと思ひます。

○佐藤国務大臣 最も重要なことは、当然のことながら、これからますます需要がふえます地方の財政につきましても量的な面でふやしていくこと、これはもう当然だと思ひます。

委員御指摘の、かねてからお話ございましたように、特に地方税の税制構造自体が、直接税が九割という状況になっている。それは、府県民税と市町村民税とまたウェイトが違いますけれども、つまり、直接税が九割ということは、非常に景気の波に洗われやすい。景気が悪くなれば、先ほども財政局長からお話ございましたように、大変地方財政が悪くなる度合いが強くなってくる。そういう意味では、消費税ができましたときに地方は間接税をかなり吸収されておりますので、間接税が一割しかないということでございます。これが税制構造上、私は一番問題だと思っております。

したがいまして、所得と消費と資産のバランスある税制と言っておるわけでございますけれども

も、やはりそれを実現していくことが非常に重要ではないかというふうに考えておるわけでございます。それから、それらも含めて、私たちは税制改革協議会の中で十分討議をしていただきたいということをたびたび申し上げておるところでございます。

○湯浅政府委員 先ほど公共施設についていろいろ非効率な面があるという点の御指摘がございましたけれども、私どもとしては、今御指摘のようなことにならないように一般的な御指導はしておりますけれども、個々の問題につきましてもいろいろ申し上げると、これまた地方自治の問題がございしますからあれでございますけれども、やはりおっしゃるとおり、近くにいろいろな施設が、同じような施設がつくられるということは、これは適当でないというところで、例えば広域市町村圏単位でこういう施設というものを、いろいろな施設を分担し合いながら設置をしていくというふうなことはお願いしたいということを今でも申し上げておるところでございます。

そういうことで、今お話しのようなことのないような財源の配分といえますか、効率的な使用ということはこれからの努力をしていかなきゃならない、よくその点は御指導申し上げたいと思っております。

○蓮実委員 直間比率は、国が七対三、それから地方が九対一。それで、地方の税制が国以上にいびつではないかというふうに考えられますが、どうお考えになっておるか、お伺いをいたしたい。

○滝政府委員 ただいま大臣からも御答弁をさせていただきましたけれども、そのところが地方税の構造としては大変問題だというふうに私どもは認識をいたしておるわけでございます。

したがって、これからの地方税制を改革していくということでございます。当然そういつた点について十分に議論をしていただく、こういうことが大事だろうというふうに思っております。これは、やはり今後の高齢化社会というものを見過した場合には、何といつても国以上に地方は安

定財源というものが当然要求されてくるわけでございます。それから、そういったものにたえられるような観点からということになりますと、ただいまおっしゃるような直接税、間接税の比率というのは、これは議論すべき重要なポイントだろう、こういうふうに私どもは考えている次第でございます。

○蓮実委員 消費税のあり方についての見直しの中で地方消費税について検討を行うべきではないかと思ひますが、お伺いをいたしたいと思ひます。

○佐藤国務大臣 この件については、たびたび表明をさせていただいたわけでございますが、今申しましたように、間接税という安定的な財源、これをふやしていくという中において、所得と資産と消費のバランスある税制というときには、地方消費税というのは非常に重要なポイントになってくると私たちが考えております。これは繰り返して受けておるわけでございます。そのつもりでおるわけでございます。また与党の方にも問題を投げかけておるわけでございます。

確かに、消費税につきましても、消費課税とという形で地方は約四割国から譲与を受けているわけでございますが、やはり地方分権というときには地方自治体自身が徴収をする。もちろん、これは納税者の立場も考えなければいけませんけれども、地方自身が徴収をする。たばこを自分の町で買いましょという標語が今なお生きておりますけれども、これは自分の町で買えばその分だけたばこ消費税が入ってくるということになり、これが自分たちの橋や道路や施設やその他のいろいろなものになってくるという、まさに住民の納めていただいた税金が地方自治に使われるんだという、まさに地方自治の原点がここにあるんだと思ひますので、その意味では、量の問題もしかりでございますが、質の問題、いわば徴収の問題もこの際非常に大きなポイントとして、地方分権という大きな流れの中で、地方公共団体がみずか

ら徴収するという視点も税制改正の中で忘れてはならないポイントだというふうに考えております。

○蓮実委員 地方分権の流れの中で、自治省、ぜひしっかりとやっていただきたいというふうに思っております。

それでは、首都移転の問題について質問をいたしたいと思ひます。

地方分権問題と深くかかわっているのが首都移転の行方と考えております。東京一極集中の弊害がバブル経済崩壊とともに余り声高に叫ばれなくなったがゆえに、最近影が薄いような印象を与えていると私は思っております。しかし、私は、地方自治をいかに充実していくか、東京に集中する行政、立法機能をほかに移す、移すことでいかに地方に活を入れるかが大きなポイントと考えております。

自治省の直接の担当ではないかもしれませんが、どのように見ているか、それを示していただきたいと思ひます。地方分権との観点からどう考えておられるか、お聞きをいたしたいと思ひます。

○佐藤国務大臣 いわゆる首都機能の移転の具体化につきましても、積極的に検討を進めることを目的とした国会等の移転に関する法律が制定され、現在、本法に基づく国会等移転調査会において検討が行われていることは御承知のとおりでございます。

首都機能の移転と地方分権の関係についてでありますけれども、この法律の前文におきまして、国会等の移転とあわせて、「地方分権その他の行政の改革等を推進することにより、自主的で創造的な地域社会の実現を図っていくことが肝要であり、また国会等の移転をそのような改革の契機として活用していくことが重要であると確信する。」というふうになされているところであります。また、同法の四条におきまして、国会等の移転を「地方への権限の委譲の積極的推進、国による規制の合理化等行政の改革と的確に関連付け

するものとする。」とされているところでございます。

こういう観点からいいたしても、いわゆる首都機能の移転というのは、地方分権、地方分散の観点からも象徴的な意味を有するものだ、こういう認識に我々は立っておるところでございます。

○蓮実委員 私は、首都移転問題は地方自治にとつて新しい、今までにない観点から地方行政財政を見ていく貴重なきっかけを与えてくれると思うので、ぜひとも自治省においても真剣に考えていっていただきたいと思っております。国土庁や建設省などにゆだねずに、国と地方のあり方を改めて問いただすための出発点にしたいと考えておりますが、いかがお考えですか。

○佐藤国務大臣 御指摘のとおりでございますが、首都機能の移転につきましては、何といたしても、やはり大変膨大な資金もかかることとございますから、あわせて、国民の皆さん方の合意を得るようにしていかなければならぬことは言うまでもないわけでございます。御指摘のように、首都機能の移転と地方分権、地方分散との密接な関連づけを考慮して推進を図るべきものだと考えております。

このために、自治省におきましても平成六年度において、国と地方のあり方も含め、地方分権、地方分散を推進する観点から、首都機能の移転について検討を行う研究会を設置することを考えておるところでございます。

○蓮実委員 時間が大分余っているようですが、これで私の質問を終わりたいと思います。

○栗屋委員長 次回は、明二十五日金曜日午前十一時二十分理事会、午前十一時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十三分散会

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法

第一類第二号 地方行政委員会議録第一号 平成六年三月二十四日

律案

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成六年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に、「平成六年度」を「平成十一年度」に改める。

附則第六項の見出し中「平成五年度」の下に「から平成九年度まで」を加え、同項中「対する平成五年度の下に」から平成九年度までの各年度を加え、「平成五年度から平成九年度までの」を削り、「平成五年度においては」を「各年度においては」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

理由

新東京国際空港周辺地域における道路、農業用施設等の整備を促進するため、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案

消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成五年度」を「平成十年度」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

人口急増市町村における消防施設の整備を促進するため、これらの市町村の消防施設に係る国庫補助率の特例措置を、引き続き平成十年度まで講ずることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

補助率の特例措置を、引き続き平成十年度まで講ずることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十二条の二十三の三」を「第七十二条の二十三の四」に改める。

第二十四条の五第一項中「二」を「いずれかに」、「及び所得割」を「及び所得割」第二号に該当する者にあつては、「に改め」、「第二号に該当する者に対しては分離課税に係る所得割を削り、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第二項中「前項第二号」を「前項第一号」に改める。

第三十四条第一項第一号中「又は」を「である場合には三十九万円、その者が二に、三十九万円を三十九万円に改め、同条第四項中「金額又は」を「金額は五十二万円(その者が老人控除対象配偶者である場合には、五十七万円)とし、「五十二万円(当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は当該扶養親族が特定扶養親族若しくは」を「五十二万円(その者が特定扶養親族である場合には六十万円、その者が二に、五十七万円を五十七万円に改める。

第五十二条第一項の表中「七十五万円」を「八十万円」に、「五十万円」を「五十四万円」に、「十万円」を「十三万円」に、「三万円」を「五万円」に、「二万円」を「二万円」に改める。

第五十三条第一項中「第十項」の下に「及び第十五項」を加え、「第十八項」を「第二十二項」に改め、同条第三項中「第六十二条の三第一項若しくは第七項」を「第六十二条第一項、第六十二

条の三第一項若しくは第八項」に改め、同条第二十二項を同条第二十六項とし、同条第二十一項中「第十九項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十項を同条第二十四項とし、同条第十九項中「第二十二項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十八項を同条第二十二項とし、同条第十七項中「前項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十六項を同条第十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

第十五項の規定により控除されるべき額で同項の規定により控除しきれなかつた金額があるときは、道府県は、政令で定めるところにより、同項の規定の適用を受ける法人に対しその控除しきれなかつた金額を還付し、又は当該法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

第五十三条第十五項中「第十一項まで」の下に「及び第十五項(第十六項(前項において準用する場合を含む。))においてみなして適用する場合及び前項において準用する場合を含む。以下本項及び第二十項において同じ。」を加え、「及び第十一項」を「第十一項の規定による控除及び第十五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項の次に次の三項を加える。

15 道府県は、当該道府県内に事務所又は事業所を有する法人について、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第七十七条第一項に規定する合意に基づき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正が行われた場合において、当該更正に係る法人税額に基づいて道府県知事が第五十五条第一項又は第三項の規定による更正をしたことに伴い、第十七条、第十九項又は第五十五条第五項の規定により還付することとなる金額(以下次項までにおいて「租税条約の実施に係る還付すべき金額」という。)が生ずるときは、当該更正があつた日が当該更正に

係る更正の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過した日以後である場合を除き、第十七条、第十七条の二、第十七条の四、第十九項及び第五十五条第五項の規定にかかわらず、租税条約の実施に係る還付すべき金額を当該更正の日の属する事業年度開始の日から一年以内に開始する各事業年度（当該更正を受けた法人が合併により消滅した場合に於ては、その合併に係る合併法人の当該合併の日の翌日以後に終了する各事業年度を含む。）の法人税割額（法人税法第七十四条第一項の規定によつて申告書を提出すべき事業年度に係る法人税割額を課税標準として算定した法人税割額）その法人税割額の課税標準の算定期間中において既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合には、これを控除した額（以下「読み替へるもの」とする。）

16 前項に規定する国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正に伴い当該更正に係る事業年度後の各事業年度の法人税割額を減少させる更正があつた場合において、当該更正に係る法人税割額に基づいて道府県知事が第五十五条第一項又は第三項の規定による更正をしたことに伴い、第十七条、第十九項又は第五十五条第五項の規定により還付することとなる金額が生ずるときは、当該金額は、租税条約の実施に係る還付すべき金額とみなして、前項の規定を適用する。

17 前二項の規定は、第十五項の法人が合併により消滅した後に、当該法人に係る同項に規定する第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正又は前項に規定する第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合において、第十五項中「当該更正の日」とあるのは、「当該法人を合併した法人の当該更正の日」と読み替へるものとする。

第六十五条の二第二項及び第七十一条の二十六第一項中「同条第十六項を同条第十九項に

改める。

第二章第二節第二款第七十二条の二十三の三の次に次の一条を加える。
（租税条約の実施に係る更正に伴う事業税額の控除）

第七十二条の二十三の四 事業を行う法人について、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七十二条第一項に規定する合意に基づき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正が行われた場合において、当該更正に係る法人税の所得に基づいて道府県知事が第七十二条の三十九第一項若しくは第三項又は第七十二条の四十一第一項若しくは第三項の規定による更正をしたことに伴い、第十七条、第七十二条の三十九第四項又は第七十二条の四十一第五項の規定により還付することとなる金額（以下「読み替へるもの」とする。）が生ずるときは、当該更正があつた日の翌日から起算して三月を経過した日以後である場合を除き、第十七条、第十七条の二、第十七条の四、第七十二条の三十九第四項及び第七十二条の四十一第一項の規定にかかわらず、租税条約の実施に係る還付すべき金額は、当該更正の日の属する事業年度開始の日から一年以内に開始する各事業年度（当該更正を受けた法人が合併により消滅した場合に於ては、その合併に係る合併法人の当該合併の日の翌日以後に終了する各事業年度を含む。）の所得について第七十二条の二十五の規定によつて納付すべき事業税額又は第七十二条の二十八の規定によつて納付すべき事業税額から順次控除するものとする。

2 前項に規定する第七十二条の三十九第一項若しくは第三項又は第七十二条の四十一第一項若しくは第三項の規定による更正に伴い当該更正に係る事業年度後の各事業年度の所得

を減少させる更正があつた場合において、当該更正により第十七条、第七十二条の三十九第四項又は第七十二条の四十一第五項の規定により還付することとなる金額が生ずるときは、当該金額は、租税条約の実施に係る還付すべき金額とみなして、前項の規定を適用する。

3 前二項の規定は、第一項の事業を行う法人が合併により消滅した後に、当該法人に係る同項に規定する第七十二条の三十九第一項若しくは第三項若しくは第七十二条の四十一第一項若しくは第三項の規定による更正又は前項に規定する各事業年度の所得を減少させる更正があつた場合について準用する。この場合において、第一項中「当該更正の日」とあるのは、「当該法人を合併した法人の当該更正の日」と読み替へるものとする。

4 第一項（第二項（前項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び前項において準用する場合を含む。）以下次項までにおいて同じ。）の規定により控除されるべき金額で第一項の規定により控除しきれなかつた金額があるときは、道府県は、政令で定めるところにより、同項の規定の適用を受ける法人に対しその控除しきれなかつた金額を還付し、又は当該法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

の控除については、まず前条の規定による控除をし、次に第一項の規定による控除をするものとする。
第七十三条の四第一項第十三号の二中「第三号」を「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二十一条の二第一号」に改める。
第七十三条の七第十三号中「又は地方住宅供給公社を」と、地域振興整備公団、地方住宅供給公社又は土地開発公社に改める。
第七十三条の二十七の四第一項中「二年」を「三年」に改め、同条第三項中「この場合において」の下に、同条第二項中「当該取得の日から二年以内」とあるのは、市街地再開発組合に關しては「敷地の取得にあつては当該取得の日から三年以内、施設建築物の取得にあつては当該取得の日から六月以内」と、住宅街区整備組合に關しては「当該取得の日から六月以内」とを加える。
第二百九十五条第一項中「一」を「いずれかに」、「市町村民税（を）市町村民税（第二号に該当する者にあつては、に改め、第二号に該当する者に対しては分離課税に係る所得割を」を削り、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第二項中「前項第二号」を「前項第一号」に改める。
第三百十二条第一項の表を次のように改める。

法人等の区分		税率
一 資本等の金額が五十億円を超える法人（保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの及び第三項第三号に掲げる公共法人等を除く。次号から第八号までにおいて同じ。）で市町村内に住所を有する事務所、事業所又は寮等の従業員（政令で定める役員を含む。）の数の合計数（次号から第八号まで及び第五項において「従業員数の合計数」という。）が五十人を超えるもの	年額	三百万円
二 資本等の金額が十億円を超え五十億円以下である法人で従業員	年額	百七十五万円

数の合計数が五十人を超えるもの	
三 資本等の金額が十億円を超える法人で従業者数の合計数が五十人以下であるもの	年額 四十一万円
四 資本等の金額が一億円を超え十億円以下である法人で従業者数の合計数が五十人を超えるもの	年額 四十万円
五 資本等の金額が一億円を超え十億円以下である法人で従業者数の合計数が五十人以下であるもの	年額 十六万円
六 資本等の金額が千万円を超え一億円以下である法人で従業者数の合計数が五十人を超えるもの	年額 十五万円
七 資本等の金額が千万円を超え一億円以下である法人で従業者数の合計数が五十人以下であるもの	年額 十三万円
八 資本等の金額が千万円以下である法人で従業者数の合計数が五十人を超えるもの	年額 十二万円
九 前各号に掲げる法人以外の法人等	年額 五万円

第三百十二条第五項中「第五号」を「第八号」に改める。

第三百十四条の二第二項第十一号中「又はを」である場合には三十九万円、その者が「に」、「三十六万円」を「三十六万円」に改め、同条第四項中「金額又は」を「金額は五十二万円（その者が老人控除対象配偶者である場合には、五十七万円）とし、」に、「五十二万円（当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は当該扶養親族が特定扶養親族若しくはを「五十二万円（その者が特定扶養親族である場合には六十万円、その者が「に」、「五十七万円」を「五十七万円」に改める。

第三百二十一条の八第一項中「第十項」の下に「及び第十二項」を加え、「第十二項」を「第十六項」に改め、同条第三項中「第六十二条の三第一項若しくは第七項」を「第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項」に改め、同条第十三項を第十七項とし、第十二項を第十六項とし、同条第十一項中「前二項」を「第九項

から第十一項（第十二項（前項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び前項において準用する場合を含む。以下次項までにおいて同じ。）まで「に」、「控除をした後に」において、前項の規定による「を」控除をし、次に第十項の規定による控除及び第十一項の規定による控除の順序に「に改め、同項を同条第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15 第十一項の規定により控除されるべき額で同項の規定により控除しきれなかつた金額があるときは、市町村は、政令で定めるところにより、同項の規定の適用を受ける法人に対しその控除しきれなかつた金額を還付し、又は当該法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

第三百二十一条の八第十項の次に次の三項を加える。

11 市町村は、当該市町村内に事務所又は事業所を有する法人について、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例

等に関する法律第七條第一項に規定する合意に基づき国税通則法第二十四條又は第二十六條の規定による更正が行われた場合において、当該更正に係る法人税額に基づいて市町村長が第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定による更正をしたことに伴い、第十七條又は第三百二十一条の十一第五項の規定により還付することとなる金額（以下次項までにおいて「租税条約の実施に係る還付すべき金額」という。）が生ずるときは、当該更正があつた日が当該更正に係る更正の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過した日以後である場合を除き、第十七條、第十七條の二、第十七條の四及び第三百二十一条の十一第五項の規定にかかわらず、租税条約の実施に係る還付すべき金額を当該更正の日の属する事業年度開始の日から一年以内に開始する各事業年度（当該更正を受けた法人が合併により消滅した場合を除く。）に、その合併に係る合併法人の当該合併の日の翌日以後に終了する各事業年度を含む。）の法人税額を法人税法第七十四條第一項の規定によつて申告書を提出すべき事業年度に係る法人税額を課税標準として算定した法人税額（その法人税額の課税標準の算定期間中において既に納付すべきことが確定している法人税額がある場合には、これを控除した額に限る。）から順次控除するものとする。

12 前項に規定する国税通則法第二十四條又は第二十六條の規定による更正に伴い当該更正に係る事業年度後の各事業年度の法人税額を減少させる更正があつた場合において、当該更正に係る法人税額に基づいて市町村長が第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定による更正をしたことに伴い、第十七條又は第三百二十一条の十一第五項の規定により還付することとなる金額が生ずるときは、当該金額は、租税条約の実施に係る還付すべき金額とみなして、前項の規定を適用する。

13 前二項の規定は、第十一項の法人が合併により消滅した後に、当該法人に係る同項に規定する第三百二十一条の十一第一項若しくは第三項の規定による更正又は前項に規定する第三百二十一条の十一第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合について準用する。この場合において、第十一項中「当該更正の日」とあるのは、「当該法人を合併した法人の当該更正の日」と読み替えるものとする。

第三百四十八條第四項中「組合（の下に「信用協同組合及び」を、「連合会（の下に「信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法第九條の九第一項第一号に規定する事業を行う協同組合連合会をいう。第三百四十九條の三十六項において同じ。）を除く。」を加え、「労働金庫及び労働金庫連合会、信用金庫及び信用金庫連合会」を削る。

第三百四十九條の三第七項中「三分の一」を「五分の一」に改め、同条第八項中「就航する航空機」の下に「（ターボジェット發動機を有するものを除く。）を、「三分の一」の下に「（当該航空機のうち特に地域的な航空運送の用に供する小型の航空機として自治省令で定めるもの（以下本項において「小型航空機」という。）にあつては、当該航空機の価格の四分の一）を、「三分の二」の下に「（小型航空機にあつては、当該航空機の価格の二分の一）を加え、同条第二十四項中「第三号」を「エネルギーの使用の合理化に関する法律第二十一条の二（一）に改め、同条第三十四項中「三分の一（当該線路設備のうち海岸又は河岸の保全のために敷設したものにあつては、当該線路設備の価格の二分の一）を「二分の一」に、「三分の二（当該線路設備のうち海岸又は河岸の保全のために敷設したものにあつては、当該線路設備の価格の四分の三）を「四分の三」に改め、同条に次の一項を加える。

36 信用協同組合及び信用協同組合連合会、労働金庫及び労働金庫連合会並びに信用金庫及

び信用金庫連合会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該事務所及び倉庫に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。
第五百八十六條第二項第一号の十三の次に次の三号を加える。

一 十四 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島において、集会施設又はスポーツ施設の用に供する家屋又は構築物のうち政令で定めるものを新築し、又は増築した者で政令で定めるものが当該家屋又は構築物の敷地の用に供する土地

一 十五 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島の地域において、集会施設又はスポーツ施設の用に供する家屋又は構築物のうち政令で定めるものを新築し、又は増築した者で政令で定めるものが当該家屋又は構築物の敷地の用に供する土地

一 十六 大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第十号）第二条第三項に規定する開発地区において、同法第七条第一項に規定する整備計画に従つて整備される同法第二条第四項に規定する中核的施設の用に供する家屋又は構築物のうち政令で定めるものを新築した者で政令で定めるものが当

該家屋又は構築物の敷地の用に供する土地
第五百八十六條第二項第二号中ホを削り、ヘをホとし、トをヘとし、チをトとし、リをチとし、同号に次のように加える。

リ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）第二条第五項に規定する水道水源特定施設を設置する同条第六項に規定する水道水源特定事業場の汚水又は廃液の処理施設で自治省令で定めるもの

第五百八十六條第二項第四号の三の次に次の一号を加える。

四 四 広域臨海環境整備センターが広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）第十九条第一号から第三号までに規定する業務又は同条第四号に規定する業務のうち政令で定めるものの用に供する土地で政令で定めるもの

第七百一条の三十四第三項第七号中「水道法」の下に「昭和三十三年法律第七十七号」を加える。

第七百二條第二項中「又は第二十九項」を、「第二十九項」に改め、「第三十三項まで」の下に「又は第三十六項」を加える。

第七百三十四條第三項中「第十七項」を「第二十一項」に改め、同項の表第三百十二條第一項の項を次のように改める。

第三百十二條第一項		
三百万円	三百万円（事務所、事業所又は寮等が特別区の区域以外の都の区域内にも所在する場合（以下「事務所等が特別区の区域外にも所在する場合」という。）以外の場合には、三百八十万円）	三百万円（事務所、事業所又は寮等が特別区の区域外にも所在する場合（以下「事務所等が特別区の区域外にも所在する場合」という。）以外の場合には、三百八十万円）
百七十五万円	百七十五万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合（以下「事務所等が特別区の区域外にも所在する場合」という。）以外の場合には、二百二十九万円）	百七十五万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合（以下「事務所等が特別区の区域外にも所在する場合」という。）以外の場合には、二百二十九万円）
四十一万円	四十一万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合（以下「事務所等が特別区の区域外にも所在する場合」という。）以外の場合には、七万円）	四十一万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合（以下「事務所等が特別区の区域外にも所在する場合」という。）以外の場合には、七万円）

五十万円	四十万円	三十万円	二十万円	十五万円	十万円	五万円
する場合は、第五十二條第一項の表の第一号に該当するものについては百二十一万円、同表の第二号に該当するものについては九十五万円）	四十万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合（以下「事務所等が特別区の区域外にも所在する場合」という。）以外の場合には、五十三万円）	十六万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合（以下「事務所等が特別区の区域外にも所在する場合」という。）以外の場合には、二十九万円）	十五万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合（以下「事務所等が特別区の区域外にも所在する場合」という。）以外の場合には、二十万円）	十三万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合（以下「事務所等が特別区の区域外にも所在する場合」という。）以外の場合には、十八万円）	十二万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合（以下「事務所等が特別区の区域外にも所在する場合」という。）以外の場合には、十四万円）	五万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合（以下「事務所等が特別区の区域外にも所在する場合」という。）以外の場合には、七万円）

附則第三條の三「二十五万円」を「三十万円」に改め、同条の次に次の三條を加える。
（平成六年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の特別減税）
第三條の四 道府県は、平成六年度分の個人の道府県民税に限り、道府県民税に係る特別減税の額を、所得割の納税義務者の第三十五條及び第三十六條の規定を適用した場合の所得割（第二十四條の五第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。）の額から控除する。
2 前項に規定する道府県民税に係る特別減税の額とは、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額の百分の二十に相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額（当該金額が二十万円を超える場合には、二十万円））。第四項において「個人の住民税に係る特別減税の額」というに第一号に掲げる額を同号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額）をいう。
一 当該納税義務者の第三十五條から第三十七條の二まで、附則第三條の三第二項並びに附則第五條第一項及び第三項の規定を適用して計算した場合の所得割（第二十四條の五第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。）の額（当該金額に百円未満の端数があるときは、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額）
二 当該納税義務者の第三十四條の三、第三百十四條の四、第三百十四條の七、附則第三條の三第四項並びに附則第五條第二項及び第三項の規定を適用して計算した場合

の所得割(第二百九十五条第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。)の額当該金額に百円未満の端数があるときは、又はその端数金額又はその全額を切り捨てた金額)。

3 市町村は、平成六年度分の個人の市町村民税に限り、市町村民税に係る特別減税の額を、所得割の納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の四の規定を適用した場合の所得割(第二百九十五条第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。)の額から控除する。

4 前項に規定する市町村民税に係る特別減税の額とは、個人の住民税に係る特別減税の額から第二項に規定する道府県民税に係る特別減税の額を控除して得た金額をいう。
(平成六年度分の普通徴収に係る個人の市町村民税に関する特例)

第三項の五 市町村は、第三百十九条の規定により普通徴収の方法によつて徴収する個人の市町村民税(第三百二十八条の十三の規定により徴収するものを除く。以下本項において「普通徴収の個人の市町村民税」という。)の納期が第三百二十条本文の規定によつて定められている場合には、平成六年度分の個人の市町村民税に限り、当該定められている納期のうち最初の納期においては特別減税前の普通徴収に係る個人の市町村民税の額(前条第三項及び第四項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収の個人の市町村民税の額をいう。以下本項において同じ。)を四で除して得た金額(当該金額に千円未満の端数があるときは、又はその端数金額又はその全額を切り捨てた金額)に三を乗じて得た金額を普通徴収の個人の市町村民税の額から控除した残額に相当する税額を、その他のそれぞれ

る個人の市町村民税の額を四で除して得た金額(当該金額に千円未満の端数があるときは、又はその端数金額又はその全額を切り捨てた金額)に相当する税額を、それぞれ徴収するものとする。

2 前項の規定の適用がある場合における第三百二十条の規定の適用については、同条中「当該個人の市町村民税額」とあるのは、「附則第三条の五第一項に規定する特別減税前の普通徴収に係る個人の市町村民税の額」とする。
(平成六年度分の特別徴収に係る個人の市町村民税に関する特例)

第三項の六 第三百二十一条の四第三項の規定の適用については、平成六年度分の個人の市町村民税に限り、同項ただし書中「翌月」とあるのは、「翌月(当該翌月が七月である場合には、八月)とする」。

2 第三百二十一条の五第一項の規定の適用については、平成六年度分の個人の市町村民税に限り、同項中「十二分の一」とあるのは、「十分の一」と、「六月」とあるのは、「八月」と、「属する月の翌月」とあるのは、「属する月の翌月(当該翌月が七月である場合には、八月)とする」。

附則第六條第三項中「附則第三条の三第二項及び第四項の下に、並びに第三条の四を加え、同条第二項第二号及び第四項第三号を、附則第三条の三第二項第二号及び第四項第三号並びに第三項の三第二項第二号に改め、同条第六項中「附則第三条の三第二項及び第四項の下に、並びに第三条の四を加え、同条第二項第三号及び第四項第二号を、附則第三条の三第二項第三号及び第四項第二号並びに第三項の四第二項第二号に改める」。

を「平成八年三月三十一日」に改める。

附則第十條の二を削る。

附則第十一條第一項中「平成四年四月一日から平成六年三月三十一日まで」を「平成六年四月一日から平成八年三月三十一日まで」に、「五分の一」を「十分の一」に改め、同条第四項から第六項まで及び第九項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同条第十三項を削り、同条第十二項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

第九項の次に次の一項を加える。
10 民間都市開発の推進に関する特別措置法第三條第一項の民間都市開発推進機構が同法附則第十四條第二項第一号に規定する業務の用に供する土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成九年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の三分の二に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十一條第十四項中「昭和六十三年四月一日から平成六年三月三十一日まで」を「平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで」に、「の価格」を「の価格の二分の一」に改め、同条第十六項を削り、同条第十七項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「平成四年四月一日から平成六年三月三十一日まで」を「平成六年四月一日から平成八年三月三十一日まで」に、「五分の一」を「十分の一」に改め、同項を同条第十七項とする。

附則第十一條の四第一項及び第二項を削り、同条第三項中「平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで」を「平成六年四月一日から平成六年三月三十一日まで」に改める。

成九年三月三十一日まで、三分の一」を「十分の一」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「附則第十一條の四第三項」を「附則第十一條の四第一項に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項中「附則第十一條の四第五項」を「附則第十一條の四第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とし、同条第八項中「附則第十一條の四第七項」を「附則第十一條の四第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項を同条第七項とし、同条第十項中「附則第十一條の四第九項」を「附則第十一條の四第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一條の四第九項を「附則第十一條の四第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「平成六年三月三十一日」を「平成六年六月三十日」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十三項中「附則第十一條の四第九項」を「附則第十一條の四第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十四項を削る。

附則第十一條の五第一項中「附則第十一條の五第一項」を「附則第十一條の六第一項」に改め、同条を附則第十一條の六とし、附則第十一條の四の次に次の一項を加える。
(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第十一條の五 宅地評価土地(宅地及び宅地比準土地(宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格によつて決定されるものをいう。))を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第七十三條の十三第一項の規定にかかわらず、当該取得が平成六年一月一日から平成八年十二月三十一日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の三分の二(当該取得が平成六年一月一日から同年十二月三十一日までの間に行われた場合にあっては、二分の一)の額とする。

2 前項の規定の適用がある土地の取得について第七十三条の二十四第一項又は第二項の規定の適用がある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「不動産取得税の課税標準となるべき価格の三分の二（当該取得が平成六年一月一日から同年十二月三十一日までの間に行われた場合にあつては、二分の一）に相当する額」とする。

3 平成六年四月一日から平成八年十二月三十一日までの間において、第七十三条の十四第八項に規定する被収用不動産等を取用され若しくは譲渡した場合、同条第十項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金若しくは補償金に同じ当該各号に定める日がある場合、同条第十三項に規定する交換分合によつて失つた土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、第七十三条の二十七の二第一項に規定する被収用不動産等を取用され若しくは譲渡した場合、附則第十一条

第二項に規定する交換によつて失つた土地が失われた場合、同条第十五項に規定する道路一体建物に係る道路法第四十七条の六第一項に規定する協定が締結された場合、附則第十一条の四第五項第一号に規定する入会林野整備の対象となつた土地に係る入会権が消滅した場合、同項第二号に規定する旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が消滅した場合又は同条第七項に規定する交換分合によつて失つた土地が失われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合にあつては、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）中に第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおけるこれらの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

第七十三条の十四第八項		登録された価格	決定した価格
登録された価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二（当該被収用不動産等を平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に取用され又は譲渡した場合にあつては、二分の一）に相当する額を加算して得た額		登録された価格（当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二（当該被収用不動産等を平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に取用され又は譲渡した場合にあつては、二分の一）に相当する額を加算して得た額）	決定した価格（当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二（当該被収用不動産等を平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に取用され又は譲渡した場合にあつては、二分の一）に相当する額を加算して得た額）

第七十三条の十四第十項	登録された価格	決定した価格
登録された価格（当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二（当該従前の不動産について受けた次の各号に掲げる清算金又は補償金に同じ当該各号に定める日が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内である場合にあつては、二分の一）に相当する額を加算して得た額）	登録された価格（当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二（当該従前の不動産について受けた次の各号に掲げる清算金又は補償金に同じ当該各号に定める日がある場合、同条第十三項に規定する交換分合によつて失つた土地に係る交換分合計画の公告が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間にあつた場合にあつては、二分の一）に相当する額を加算して得た額）	決定した価格（当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二（当該交換分合によつて失つた土地に係る交換分合計画の公告が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間にあつた場合にあつては、二分の一）に相当する額を加算して得た額）

第七十三条の二十七の二第一項	登録された価格	決定した価格
登録された価格（当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二（当該被収用不動産等を平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に取用され又は譲渡した場合にあつては、二分の一）に相当する額を加算して得た額）	登録された価格（当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二（当該被収用不動産等を平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に取用され又は譲渡した場合にあつては、二分の一）に相当する額を加算して得た額）	決定した価格（当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二（当該被収用不動産等を平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に取用され又は譲渡した場合にあつては、二分の一）に相当する額を加算して得た額）

附則第十二条第二項		決定した価格	登録された価格	決定した価格	登録された価格	附則第十二条第十五項
合にあつては、二分の一）に相当する額を加算して得た額）		決定した価格（当該価格のうち附則第十二条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二（当該被収用不動産等を平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に収用され又は譲渡した場合にあつては、二分の一）に相当する額を加算して得た額）	登録された価格（当該価格のうち附則第十二条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二（当該交換によつて失つた土地が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に失われた場合にあつては、価格の二分の一）に相当する額を加算して得た額）	決定した価格（当該価格のうち附則第十二条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二（当該交換によつて失つた土地が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に失われた場合にあつては、価格の二分の一）に相当する額を加算して得た額）	登録された価格（当該価格のうち附則第十二条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二（当該道路路一体建物に係る同法第四十七条の六第一項に規定する協定が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に締結された場合にあっては、二分の一）に相当する額を加算して得た額）	決定した価格（当該価格のうち附則第十二条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二（当該道路路一体建物に係る同法第四十七条の六第一項に規定する協定が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に締結された場合にあっては、二分の一）に相当する額を加算して得た額）

附則第十二条の四第五項 第一号	決定した価格	登録された価格	附則第十二条の四第五項 第二号	決定した価格	登録された価格
の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二（当該協定が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に締結された場合にあっては、二分の一）に相当する額を加算して得た額）	決定した価格（当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二（当該入会林野整備の対象となつた土地に係る入会権が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に消滅した場合にあっては、二分の一）に相当する額を加算して得た額）	登録された価格（当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二（当該旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に消滅した場合にあっては、二分の一）に相当する額を加算して得た額）	決定した価格（当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二（当該旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に消滅した場合にあっては、二分の一）に相当する額を加算して得た額）	登録された価格（当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二（当該入会林野整備の対象となつた土地に係る入会権が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に消滅した場合にあっては、二分の一）に相当する額を加算して得た額）	決定した価格（当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二（当該入会林野整備の対象となつた土地に係る入会権が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に消滅した場合にあっては、二分の一）に相当する額を加算して得た額）

附則第十一条の四第七項	登録された価格	登録された価格(当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二(当該交換分合によつて失つた土地が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に失われた場合にあつては、二分の一)に相当する額を加算して得た額)
決定した価格		決定した価格(当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二(当該交換分合によつて失つた土地が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に失われた場合にあつては、二分の一)に相当する額を加算して得た額)

附則第十二条の三第一項中「平成五年度分及び」を削り、「平成五年度分」を「同年度分及び平成七年度分」に改め、同条第三項から第八項までを削る。

附則第十四条中「平成四年度分及び平成五年度分」を「平成六年度分及び平成七年度分」に改め、同条第一号中「粉じん(石綿に限る。)」を削り、同条第四号中「処理施設及び同条第七項に規定する特定粉じん発生施設から発生する特定粉じんの処理施設で、」を「処理施設で」に改める。

附則第十五条第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成五年度」を「平成七年度」に改め、同条第四項中「平成六年三月三十一日」を「平成六年六月三十日」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 公共の危害防止のために設置された大気汚染防止法第二条第五項に規定する特定粉じんを処理するための償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、

る額を加算して得た額)
登録された価格(当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二(当該交換分合によつて失つた土地が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に失われた場合にあつては、二分の一)に相当する額を加算して得た額)

第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第四項の規定にかかわらず、平成六年度分及び平成七年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一の額とする。

附則第十五条第六項を削り、同条第七項中「同条第五項に規定する一般粉じんを処理し」を削り、「政令で定めるものに限る。」を「のうち廃油、廃プラスチック類その他政令で定めるものの」に、「又は湖沼水質保全特別措置法」を「湖沼水質保全特別措置法」に、「汚水を」を「汚水処理し、又は特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第二条第五項に規定する水道水源特定施設を設置する同条第六項に規定する水道水源特定事業場の汚水若しくは廃液を」に、「平成四年度分及び平成五年度分」を「平成六年度分及び平成七年度分」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は騒音規制法第二条第一項に規定する特定施設において発生する騒音を防止するための施設で政令で定

めるもの」を削り、「平成四年度分及び平成五年度分」を「平成六年度分及び平成七年度分」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第七項に規定する汚水を処理するための償却資産で政令で定めるもののうち既存の当該償却資産に代えて設置するもので公共の危害防止に資する効果が著しく高いものとして政令で定めるもの(昭和六十二年四月一日以後において設置されたものに限り、第三百四十九条の三第四項の規定の適用を受けるものを除く。)」又は「を削り、「で政令で定めるもの(平成四年七月四日以後において設置されたものに限り、」を「(平成四年七月四日以後において設置されたものに限り、」に改め、大気汚染防止法第二条第五項に規定する一般粉じんを処理するための施設又は騒音規制法第二条第一項に規定する特定施設において発生する騒音を防止するための施設で、政令で定めるもの」に、「平成五年度分」を「平成六年度分及び平成七年度分」に改め、「償却資産又は」を削り、同項を同条第八項とし、同条第十項中「平成五年一月一日」を「平成七年一月一日」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「平成五年度」を「平成七年度」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項を第十一項とし、第十三項を第十二項とし、第十四項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項を第十四項とし、第十六項を第十五項とし、同条第十七項中「平成五年一月一日」を「平成七年一月一日」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「平成五年一月一日」を「平成七年一月一日」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項を同条第十八項とし、同条第二十項中「平成五年度」を「平成七年度」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項から第二十三項までを「項すつ繰り上げ、同条第二十四項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「平成五年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「受けた機械及び装置」の下に「で政令で定めるもの」を加え、「平成三年四月一日から平成五年三月三十一日まで」を「平成五年四月一日から平成七年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項を削り、第二十九項を第二十七項とし、同条第三十項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「第二十二項、次項若しくは第三十二項」を「第二十一項若しくは次項から第三十一項まで」に改め、同項を同条第二十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

29 電気通信事業法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者が、平成五年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に新設し、かつ、同法第六条第二項に規定する第一種電気通信事業の用に供する償却資産のうち、同項に規定する電気通信回線設備で電気通信の高度化に資するものとして政令で定めるもの(次項又は第三十一項の規定の適用を受けるものを除く。))に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

附則第十五条第三十一項を削り、同条第三十二項中「電気通信基盤充実臨時措置法」の一部を改正する法律(平成五年法律第六十五号)による改正前の法律(「施設整備事業」を「高度通信施設整備事業(電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律(平成五年法律第六十五号)による改正前の電気通信基盤充実臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第二項に規定する施設整備事業を

含む。に、「平成五年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「同条第一項各号」を「電気通信基盤充実臨時措置法第二條第一項各号」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十三項を同条第三十一項とし、同条第三十四項中「特定物質のうち」を「特定物質で」に改め、「(以下本項において「鑑定書」という。）」を削り、「に属する物質(以下本項において「特定フロン」という。）」又は「鑑定書」を「又は」に、「物質(以下本項において「トリクロロエタン」という。))の排出の抑制及び使用の合理化に資する」を「ものに代替する物質を使用するために新たに開発され、又は著しく改良された」に、「自治省令」を「政令」に、「のうち、特定フロン又はトリクロロエタン」を「(第三百四十九条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。))のうち、当該物質」に、「平成四年四月一日(当該機械その他の設備のうちトリクロロエタンに係るものにあつては、平成四年八月十日)から平成六年三月三十一日まで」を「平成五年四月一日から平成七年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十五項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十六項を同条第三十四項とし、同条に次の一項を加える。

附則第十五条の二第二項中「次条第七項」を「次条第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第三百四十九条の三第十四項に規定する償却資産に対して課する平成六年度から平成八年度までの各年度分の固定資産税の課税標準は、同項の規定により課税標準とされる額(当該償却資産のうち前項の規定の適用を受けるものにあつては、同項の規定により課税標準とされる額)に三分の二を乗じて得た額とする。

附則第十五条の三第一項中「第六項」を「第四項」に、「前条」を「前条第一項又は第二項」に、「同条」を「これら」に改め、同条第二項中「第六項」を「第四項」に改め、同条第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項から第八項までを二項ずつ繰り上げ、同条第九項中「第四項及び第六項」を「及び第四項」に改め、同項を同条第七項とする。

附則第十六条第一項中「次項まで、第五項及び第六項」を「本項、次項及び第五項」に改め、同条第三項中「次項までにおいて同じ。」を「本項、次項及び第六項において同じ。」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 第二項の規定は、平成六年一月二日から平成八年一月一日までの間に新築された特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第六条に規定する特定優良賃貸住宅である貸家住宅(第三項の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する固定資産税について準用する。この場合において、第二項中「二分の一」とあるのは、「三分の二」と読み替えるものとする。

附則第十九条の見出し及び同条第一項中「平成三年度から平成五年度まで」を「平成六年度から平成八年度まで」に改め、同条に次の一項を加える。

3 附則第十七条の二第一項に規定する宅地比準土地である農地に対する第一項の規定の適用については、同項の表中「一・五倍」とあるのは、「一・八倍」とする。

附則第二十六条の見出し及び同条第一項中「平成三年度から平成五年度まで」を「平成六年度から平成八年度まで」に改め、同条に次の一項を加える。

3 附則第十七条の二第一項に規定する宅地比準土地である農地に対する第一項の規定の適用については、同項の表中「一・五倍」とあるのは、「一・八倍」とする。

附則第二十九条の六第二項中「前条」を「前二条」に改め、同条を附則第二十九条の七とする。

附則第二十九条の五の次に次の一条を加える。

区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の減額
第二十九条の六 市町村は、平成五年度に係る賦課期日において市街化区域農地であり、かつ、当該年度に係る賦課期日において次の表の各号の上欄に掲げる区域内に所在する土地であることにつき市町村長の認定を受けた土地に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該各号の中欄に掲げる年度から三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ当該各号の下欄に掲げる割合に相当する額を、当該土地に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

区 域		年 度	割 合
一	平成六年四月一日から平成八年十二月三十一日までの間に都市計画法第十二条の四第一項第二号に掲げる住宅地高度利用地区計画又は同法第十二条の五第二項に規定する地区整備計画についての都市計画(以下本項において「住宅地高度利用地区計画等」に係る都市計画」という。)の決定がされ、かつ、当該期間内に土地区画整理法第四条第一項の土地区画整理事業の施行の認可その他の同法による土地区画整理事業に係る認可若しくは決定で政令で定めるもの又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第三十三条第一項の住宅街区整備事業の施行の認可その他の同法による住宅街区整備事業に係る認可若しくは決定で政令で定めるもの(以下本項において「土地区画整理事業等」に係る認可等」という。)がされた区域	住宅地高度利用地区計画等に係る都市計画の決定がされた日又は土地区画整理事業等に係る認可等がされた日のいずれか遅い日(以下本項において「決定日」という。)の属する年の翌年の一月一日(決定日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度	二分の一
	二 平成六年四月一日から平成十年十二月三十一日までの間に住宅地高度利用地区計画等に係る都市計画の決定がされ、かつ、当該期間内に土地区画整理事業等に係る認可等がされた区域(前号に掲げるものを除く。)	決定日の属する年の翌年の一月一日(決定日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度	三分の一

2 前項の認定を受けようとする者は、同項の表の当該各号の中欄に掲げる年度の初日の属する年の一月三十一日までに、政令で定めるところにより、その旨を市町村長に申告しなければならぬ。ただし、市町村長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

3 第一項の規定の適用を受けることとなる年度の前年度までに附則第十六条第四項の規定の適用を受けた土地及び前条第一項の認定を受けた市街化区域農地については、市町村長は、第一項の認定をしないものとする。

4 第一項の規定の適用がある場合において、同項の規定の適用を受けることとなつた年度から当該年度の翌々年度までに附則第十六条第四項の規定の適用を受けることとなつたときにおける同項の規定の適用については、同項中「当該貸家住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度」とあるのは、「附則第二十九条の六第一項の規定の適用を受けることとなつた年度から三年度を経過した年度」とする。

附則第三十一条の二第四項中「平成六年三月三十一日を平成八年三月三十一日に改め、同条第五項中「十年」を「十二年」に改める。
附則第三十一条の三第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「平成五年度」を「平成七年度」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 第三項の規定は、民間都市開発の推進に関する特別措置法第三条第一項の民間都市開発推進機構が同法附則第十四条第二項第一号に規定する業務の用に供する土地に対して課する平成七年度から平成十年度までの各年度分の特別土地保有税又は当該土地の取得で平成九年三月三十一日までにされたものに対して課する特別土地保有税について準用する。
附則第三十一条の三第二項中「平成七年度」を

「平成九年度」に、「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「前項」を「第一項」に改め、「又は第二号」の下に「(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成六年一月一日から平成八年十二月三十一日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第五百九十六条第二号中「課すべき不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「課すべき不動産取得税の課税標準となるべき価格(附則第十一條の五第一項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。以下本号において同じ。に三分の二(当該取得のうち平成六年一月一日から同年十二月三十一日までの間にされたものにあつては、二分の一)を乗じて得た額」とし、「当該不動産取得税の課税標準となるべき価格」として政令で定める額」とあるのは「当該不動産取得税の課税標準となるべき価格」として政令で定める額に三分の一(当該取得のうち平成六年一月一日から同年十二月三十一日までの間にされたものにあつては、二分の一)を乗じて得た額」とする。
附則第三十一条の五第一項中「平成六年三月三十一日」を「平成五年十二月三十一日」に改める。

附則第三十二条第一項及び第三項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同条第四項を削り、第五項を第四項とし、同条第六項中「特別措置法第十条第一項を「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号。以下本項において「特別措置法」という。)」第十条第一項」に、「昭和六十三年十二月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準」を昭和六十三年

十二月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準(以下次項までにおいて「排出ガス保安基準」という。))に、「特定地域内での取得を当該取得をした者が当該自動車の主たる定置場を特別措置法第六条第一項に規定する特定地域(以下本項において「特定地域」という。))内に置いて使用する場合の自動車の取得」に、「同条の規定により」を「道路運送車両法第四十一条の規定により」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四項又は」を削り、同項を同条第六項とし、同条に次の一項を加える。

7 道路運送車両法第四十一条の規定により平成七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止上の技術基準(以下本項において「制動装置保安基準」という。))に適合する自動車で自治省令で定めるもの(以下本項において「平成七年規制適合車」という。))の取得に対して課する自動車取得税の税率は、同条の規定により同日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準に適合しない自動車で自治省令で定めるものにつき自治省令で定める期間内に同法第十五条第一項の申請に基づき抹消登録を受けた者が、当該自動車に代わるものとして平成七年規制適合車を取得した場合に、当該取得が平成六年四月一日から平成七年八月三十一日までの間に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から百分の〇・三を控除した率とする。

附則第三十二条の三第二項中「平成六年四月一日」を「平成八年四月一日」に、「平成六年分」を「平成八年分」に改め、同条第二項中「租税特別措置法第十一条の表の第二号に掲げる」及び「同法第四十三条の表の第二号に掲げる」を削り、「工業用水法」の下に「昭和三十一年法律第四十六号」を、「工業用水道事業法」の下に「昭和三十三年法律第八十四号」を、「水道」の下に「当該個人又は法人の」を加え、同条第三項中「平成六年四月一日」を「平成八年四月一日」に、「平成六年分」を「平成八年分」に改め、同条第四項中「平成六年三月三十一日」を「平成六年六月三十日」に改め、同条第八項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同条第九項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「五年」を「七年」に改め、同条第十一項中「平成六年三月三十一日」を「平成六年六月三十日」に改め、同条第十二項中「次条第六項」を「次条第五項」に改め、同条第十三項中「次条第七項」を「次条第六項」に、「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同条第十四項及び第十五項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同条第十六項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「次条第十項」を「次条第九項」に改め、同条第十七項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「次条第十一項」を「次条第十項」に改め、同条第十九項中「第十七項」を「第十八項」に改め、同条第二十項とし、同条第十八項中「第十七項」を「第十八項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項の次に次の一項を加える。

18 指定都市等は、事業所用家屋で大阪湾臨海地域開発整備法第二条第三項に規定する開発地区において同法第七条第一項に規定する整備計画(平成八年三月三十一日までに同項(同条第四項)において準用する場合を含む。以下本項において同じ。))の規定による承認を受けたものに限り、(一)に従つて整備される同法第二条第四項に規定する中核的施設で政令で定めるものに係るもの、(二)の新築又は増築で当該中核的施設に係る事業を行う者が政令で定めるものが建築主であるものに係る新増設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が当該整

備計画に係る同法第七条第一項の規定による承認を受けた日から五年を経過する日までの間に行われたときに限り、第七百一条の三十三第二項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

附則第三十二條の三の二第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項から第十項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十一項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

II 前条第十八項に規定する中核的施設に係る事業所等において当該中核的施設に係る事業を行う者で政令で定めるものが行う事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該中核的施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、当該中核的施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四（事業に係る事業所床面積）に係る部分に限る。）の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。から当該中核的施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

附則第三十二條の三の二第十三項中「平成六年三月三十一日」を「平成六年六月三十日」に改め、同条第十五項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同条第十六項中「平成六年三月三十一日」を「平成六年六月三十日」に改め、同条第二十項前段中「第八項」を「第七項」に改める。

附則第三十三條の三第三項第一号中「第二十四條の五第一項第三号」を「第二十四條の五第一

項第二号」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 附則第三條の四の規定の適用については、同条第一項中（除く。）の額とあるのは（除く。）の額並びに附則第三十三條の三第三項の規定による道府県民税の所得割の額と、同条第二項第一号中（除く。）の額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額とあるのは（除く。）の額並びに附則第三十三條の三第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額（当該合計額に百円未満の端数があるとき、又は当該合計額とする。）とする。

附則第三十三條の三第四項中「第二十四條の五第一項第三号」を「第二十四條の五第一項第二号」に、「第二十九條第五項第一項第三号」を「第二十九條第五項第二号」に改め、「第四項第二号」の下に、「同条第二項第一号」とあるのは「同条第二項第二号」とを加える。

附則第三十四條第三項第一号中「第二十四條の五第一項第三号」を「第二十四條の五第一項第二号」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 附則第三條の四の規定の適用については、同条第一項中（除く。）の額とあるのは（除く。）の額並びに附則第三十四條第一項の規定による道府県民税の所得割の額と、同条第二項第一号中（除く。）の額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額とあるのは（除く。）の額並びに附則第三十四條第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額（当該合計額に百円未満の端数があるとき、又は当該合計額とする。）とする。

附則第三十四條第四項中「第二十四條の五第一項第三号」を「第二十四條の五第一項第二号」に、「第二十九條第五項第一項第三号」を「第二十九條第五項第二号」に改め、「第四項第二号」の下に、「同条第二項第一号」とあるのは

は「同条第二項第二号」とを加える。

附則第三十四條の二第二項中「第三十一條の二第二項第六号から第十号まで」を「第三十一條の二第二項第七号から第十二号まで」に、「第七項」を「第八項」に改め、同条第八項第一号中「附則第三十四條の二第六項」を「附則第三十四條の二第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第三十一條の二第二項第六号から第十号まで」を「第三十一條の二第二項第七号から第十二号まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第七項」を「第八項」に、「第三十一條の二第二項第六号から第十号まで」を「第三十一條の二第二項第七号から第十二号まで」に、「同項第九号若しくは第十号」を「同項第十一号若しくは第十二号」に、「同条第二項第六号から第十号まで」を「同条第二項第七号から第十二号まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が租税特別措置法第三十四條の二第二項第三号に掲げる場合に該当することとなつた土地等につき同条第一項の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第三十五條第四項後段を次のように改める。

この場合において、同条第三項中「附則第三十四條第一項」とあるのは「附則第三十五條第一項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第三十一條第五項第二号」とあるのは「第三十二條第五項によつて準用される同法第三十一條第五項第二号」と、「課税長期譲渡所得金額」とあるのは

「課税短期譲渡所得金額」と読み替えるものとする。

附則第三十五條の二第五項第一号中「第二十四條の五第一項第三号」を「第二十四條の五第一項第二号」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 附則第三條の四の規定の適用については、同条第一項中（除く。）の額とあるのは（除く。）の額並びに附則第三十五條の二第二項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額（当該合計額に百円未満の端数があるとき、又は当該合計額とする。）とする。

附則第三十五條の二第六項中「第二十四條の五第一項第三号」を「第二十四條の五第一項第二号」に、「第二十九條第五項第一項第三号」を「第二十九條第五項第二号」に改め、「第四項第二号」の下に、「同条第二項第一号」とあるのは「同条第二項第二号」とを加える。

附則第三十八條第一項から第六項まで、第八項及び第十項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「附則第三十二條の三第十八項」を「附則第三十二條の三第十九項」に、「第十七項」を「第十八項」に改め、同条第十二項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改める。

附則第三十九條第十一項中「附則第三十二條の三第十八項」を「附則第三十二條の三第十九項」に、「第十七項」を「第十八項」に改める。

附則に次の一条を加える。
（特定の国際的な博覧会の開催に伴う地方税の特例）

第四十條 本条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 博覧会 国際的な行事として平成八年に開催される大規模な博覧会で政令で定めるものをいう。
- 二 博覧会の主催者 博覧会を開催する法人で政令で定めるものをいう。
- 三 参加都市 博覧会に参加する外国の地方公共団体及び政令で定める国際機関をいう。
- 四 参加者 博覧会的主催者との間に博覧会への出展参加契約を締結した者(参加都市を除く)をいう。
- 五 博覧会の主たる会場 博覧会の開催場所のうち博覧会の中心となる区域として自治省令で定めるものをいう。
- 2 道府県及び市町村は、参加都市及び博覧会的主催者に対しては、第二十四条及び第二百九十四条の規定にかかわらず、法人の道府県民税及び市町村民税を課することができない。
- 3 道府県は、参加都市が博覧会に關して行う事業又は博覧会的主催者が行う事業に対しては、第七十二条の規定にかかわらず、事業税を課することができない。
- 4 道府県は、参加都市、参加者又は博覧会的主催者が博覧会の主たる会場内において博覧会の用に供する家屋を取得した場合における当該家屋の取得に対しては、第七十三条の規定にかかわらず、不動産取得税を課することができない。ただし、参加都市、参加者又は博覧会の主催者が、博覧会の終了の日から六月を経過する日において当該家屋を所有しているときは、同日において家屋の取得があつたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして不動産取得税を課する。
- 5 市町村は、平成七年度から平成九年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、参加都市、参加者又は博覧会的主催者が博覧会の主たる会場内において博覧会の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。
- 6 指定都市等は、博覧会の主たる会場内に設置される事業所等(第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。次項において同じ)において参加都市、参加者又は博覧会の主催者が博覧会に關して行う事業に対しては、平成十年三月三十一日までに終了する事業年度分に限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、事業に係る事業所税(同項に規定する事業に係る事業所税をいう)を課することができない。この場合において、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。
- 7 指定都市等は、博覧会の主たる会場内に設置される事業所等において参加都市、参加者又は博覧会の主催者が博覧会に關して行う事業に係る事業所用家屋の新築又は増築(第七百一条の三十一第一項第六号に規定する増築をいう。以下本項において同じ)に対しては、当該新築又は増築が博覧会の終了の日までに行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税(同条第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう)を課することができない。この場合において、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。
- 8 前二項の規定の適用がある場合における第四章第五節の規定の適用については、附則第三十二条の三十九項の規定を準用する。この場合において、同項中「前各項」とあるのは「附則第四十条第六項又は第七項」と、「附則第三十二条の三十五項から第三十八項まで」とあるのは「附則第四十条第七項」と、「附則第三十二条の三十一項から第四項まで」とあり、及び「附則第三十二条の三十一項から第三項まで」とあるのは「附則第四十条第六項」と読み替へるものとする。
- 9 第二項から前項までに定めるもののほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
(地方財政法の一部改正)
第二条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。
第三十三条及び第三十三条の二を次のように改める。
(個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税等に伴う地方債の特例)
第三十三条 地方公共団体は、平成六年度及び平成七年度に限り、地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税若しくは市町村民税に係る特別減税又は租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の特例等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による平成六年度における消費税の収入の減少に伴う都道府県若しくは市町村に対して譲与される消費譲与税の額の減少による当該各年度の減収額を埋めるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。
2 前項の規定により起すことができる当該各年度の地方債の額は、次に掲げる額の合算額とする。
一 地方税法附則第三条の四の規定の適用がないものとした場合における当該地方公共団体の当該各年度の個人の道府県民税又は市町村民税の所得割の収入見込額から当該地方公共団体の当該各年度の個人の道府県民税又は市町村民税の所得割の収入見込額を控除した額として自治省令で定めるところにより算定した額
二 租税特別措置法第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の特例等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による平成六年度における消費税の収入の減少に伴う当該各年度における都道府県及び市町村に対して譲与すべき消費譲与税の額の減少による当該地方公共団体の当該各年度の消費譲与税の減少額として自治省令で定めるところにより算定した額
附則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中地方税法第二十四条の五及び第二百九十五条の改正規定並びに同法附則第三十三条の三第三項第一号の改正規定、同条第四項の改正規定(第二十四条の五第一項第三号)を、第二十四条の五第一項第二号に、「第二百九十五条第一項第三号」を、「第二百九十五条第一項第二号」に改める部分に限る。、同法附則第三十四条第三項第一号の改正規定、同条第四項の改正規定(第二十四条の五第一項第三号)を、第二十四条の五第一項第二号に、「第二百九十五条第一項第三号」を、「第二百九十五条第一項第二号」に改める部分に限る。、同法附則第三十五条第一号の改正規定並びに同条第六項の改正規定(第二十四条の五第一項第三号)を、第二十四条の五第一項第二号に、「第二百九十五条第一項第三号」を、「第二百九十五条第一項第二号」に改める部分に限る。、並びに次条第二項、附則第六条第二項及び第十五条の規定 平成七年四月一日
二 第一条中地方税法第五百八十六条第二項第二号に次のように加える改正規定及び同法附則第十五条第七項の改正規定(又は湖沼水質保全特別措置法を「湖沼水質保全特別措置法」に改める部分及び「汚水を」を「汚水」を「汚水」に改める部分及び「汚水」を「汚水」に改める部分、又は特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第二十五条に規定する水道水源特定施設を設置する同条第六項に規定する水道水源特定事業場の汚水若しくは廃液を」に改める部分

に限る。特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号)の施行の日

第二條 次項に定めるものを除き、第一條の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)

の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成五年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第二十四條の五第一項の規定は、平成七年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成六年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3 新法第五十二條第一項の規定は、平成六年度四月一日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度又は新法第五十三條第四項の期間に係る法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第五十三條第一項の申告書(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第七十一條第一項(同法第七十二條第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第七十三條第一項において準用する場合を含む。))の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新法第五十三條第一項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。の提出期限が施行日前である場合には、その法人の当該申告書に係る道府県民税として納付した又は納付すべきであった道府県民税については、なお従前の例による。

5 新法第五十三條第十五項から第十八項まで及び第二十項の規定は、施行日以後に新法第五十五條第一項又は第三項の規定による更正(施行日前にされた更正の請求に基づいてするものを除く。)に伴い生ずることとなる新法第五

十三條第十五項に規定する租税条約の実施に係る還付すべき金額について適用する。

(事業税に関する経過措置)

第三條 新法第七十二條の二十三の四の規定は、施行日以後に新法第七十二條の三十九第一項若しくは第三項又は第七十二條の四十一第一項若しくは第三項の規定による更正(施行日前にされた更正の請求に基づいてするものを除く。)に伴い生ずることとなる新法第七十二條の二十三の四第一項に規定する租税条約の実施に係る還付すべき金額について適用する。

第四條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法附則第十一條の五第一項及び第二項の規定は、平成六年一月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

3 新法附則第十一條の五第三項の規定は、平成六年一月一日以後の新法第七十三條の十四第八項、第十項若しくは第十三項、第七十三條の二十七の二第一項、附則第十一條第二項若しくは第十五項又は附則第十一條の四第五項若しくは第七項の規定に規定する不動産の取得又は土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

4 第一條の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)附則第十一條の四第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する市街化区域農地を譲渡した場合において、同項第一号に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合にあつては、道府県知事が新法第三百八十八條第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)中に新法附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の

価格があるときにおける旧法附則第十一條の四第一項に規定する土地の取得(施行日前に行われたものに限る。)に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項第一号中「登録された価格」とあるのは「登録された価格(当該価格のうち附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二(当該譲渡した土地を平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に譲渡した場合にあつては、二分の一)に相当する額を加算して得た額)」と、

「決定した価格」とあるのは「決定した価格(当該価格のうち附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二(当該譲渡した土地を平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に譲渡した場合にあつては、二分の一)に相当する額を加算して得た額)」とする。

5 平成六年四月一日から平成八年十二月三十一日までの間において、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第十六條第一項に規定する譲渡した不動産を譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合にあつては、東京都知事が新法第三百八十八條第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)中に新法附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける小笠原諸島振興開発特別措置法第十六條第一項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格(当該価格のうち地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二(当該譲渡した不動産を平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に譲渡した場合に

あつては、二分の一)に相当する額を加算して得た額)」と、「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)」とあるのは「同法」と、決定した価格とあるのは「決定した価格(当該価格のうち同法附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二(当該譲渡した不動産を平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に譲渡した場合にあつては、二分の一)に相当する額を加算して得た額)」とする。

(自動車税に関する経過措置)
第五條 新法附則第十二條の三の規定は、平成六年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成五年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

第六條 次項に定めるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第二百九十五條第一項の規定は、平成七年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成六年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 新法第三百十二條第一項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第三百二十一條の八第四項の期間に係る法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第三百二十一條の八第一項の申告書(法人税法第七十一條第一項(同法第七十二條第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第四百五十五條第一項において準用する場合を含む。))の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人

が、新法第三百二十一条の八第一項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。の提出期限が施行日前である場合には、その法人の当該申告書に係る市町村民税として納付した又は納付すべきであった市町村民税については、なお従前の例による。

て課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成三年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十七項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

新法第三百二十一条の八第十一項から第十五項までの規定は、施行日以後にする新法第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定による更正（施行日前にされた更正の請求に基づいてするものを除く。）に伴い生ずることとなる新法第三百二十一条の八第十一項に規定する租税条約の実施に係る還付すべき金額について適用する。

6 平成三年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第三十一項に規定する電気通信回線設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成四年四月一日から平成七年十二月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十四項に規定する機械その他の設備に対して課

第七條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、施行日から平成七年十二月三十一日までの間に取得された同項に規定する機械その他の設備に対する同項の規定の適用については、同項中「平成四年四月一日」当該機械その他の設備のうちト

新法第三百四十九条の三第八項の規定は、平成六年度以後の年度において固定資産税が課されることとなった同項に規定する航空機に対して課する平成六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成五年度以前の年度において固定資産税が課されることとなった旧法第三百四十九条の三第八項に規定する航空機に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

年八月十日)から平成六年三月三十一日まで」とあるのは「平成六年四月一日から平成七年十二月三十一日まで」と、「三分の二」とあるのは「四分の三」とする。

8 平成四年一月二日から平成六年一月一日までの間に新築された旧法附則第十六条第六項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

平成五年一月二日前に取得された旧法第三百四十九条の第三二十四項に規定する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

新法第三百四十九条の第三三十四項の規定は、平成五年一月二日以後に敷設された同項に規定する線路設備に対して課する平成六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成五年一月一日までに敷設された旧法第三百四十九条の第三三十四項に規定する線路設備に対し

第八條 平成六年度分の固定資産税に限り、新法附則第十九條第一項の規定の適用を受ける土地に対して課する固定資産税については、市町村長は、新法附則第二十八條第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額及び同項の比準課税標準額並びに同条第二項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額については、これらの額を当該土地の所有者に通知することにより新法第四百十五條の規定による固定資産課税台帳の縦覧に

代えることができる。この場合において、当該土地の新法附則第二十八条第一項の比準課税標準額に係る新法附則第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百七条第第一項及び新法第四百三十二條第一項の規定の適用については、新法附則第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百七条第一項中「第四百十五條第一項の規定によつて固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後において固定資産の価格等(附則第二十八條第一項の比準課税標準額を含む。以下本項において同じ)の登録がなされていないこと又は登録されなかった価格等」とあるのは「地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律(平成六年法律第号)附則第八条の規定による附則第二十八條第一項の比準課税標準額の通知をした日以後において当該通知に係る同項の比準課税標準額」と、「価格若しくは同項の比準課税標準額」とあるのは「同項の比準課税標準額」と、「価格等」とあるのは「同項の比準課税標準額」と、新法第四百三十二條第一項中「第四百十五條第一項(第四百十九條第三項の場合を含む)の縦覧期間の初日からその末日後十日までの間において、又はは」第四百十七條第一項」とあるのは「地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律(平成六年法律第号)附則第八条の規定による附則第

二十八条第一項の比準課税標準額の通知を受けた日又は同法附則第八条の規定により読み替えて適用される第四百七十七条第一項」とする。

(信用協同組合等に係る固定資産税又は都市計画税の非課税措置の廃止に伴う経過措置)

第九条 平成五年度に係る賦課期日において信用協同組合及び信用協同組合連合会(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の九第一項第一号に規定する事業を行う協同組合連合会をいう)、労働金庫及び労働金庫連合会並びに信用金庫及び信用金庫連合会(以下この条において「信用協同組合等」という。)のうち事業規模が大きいものとして政令で定めるもの(次項及び第三項において「特定信用協同組合等」という。)が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫で同年度分の固定資産税について旧法第三百四十八条第四項の規定の適用を受けたもののうち、平成六年度から平成九年度までの各年度分の固定資産税について新法第三百四十九条の三第三十六項の規定の適用を受けるものに對して課する当該各年度分の固定資産税又は都市計画税の課税標準は、同項又は新法第七百二条第一項の規定により課税標準とされる額に、次の表の上欄に掲げる年度の区分に依じ同表の下欄に掲げる率を、それぞれ乗じて得た額とする。

平成六年度	平成七年度	平成八年度	平成九年度
年	度		
○・二	○・四	○・六	○・八
率			

平成五年度に係る脚調期日において特定信用協同組合等以外の信用協同組合等が所有し、かつ使用する事務所及び倉庫で同年度分の固定資産税について旧法第三百四十八条第四項の規定の適用を受けたもののうち、平成六年度から平成十三年度までの各年度分の固定資産税について新法第三百四十九条の三第三十六項の規定の適用を受けるものに対して課する当該各年度分の固定資産税又

は都市計画税の課税標準は、同項又は新法第七百二条第一項の規定により課税標準とされる額に、次の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を、それぞれ乗じて得た額とする。

年	度	率
平成六年度及び平成七年度		〇・二
平成八年度及び平成九年度		〇・四
平成十年度及び平成十一年度		〇・六
平成十一年度及び平成十二年度		〇・八

3 特定信用協同組合等(特定信用協同組合等を全部又は一部の当事者とする合併により設立される信用協同組合等及び当該合併により設立される信用協同組合等を全部又は一部の当事者とする合併により設立される信用協同組合等を含む。次項及び第五項において同じ。)が平成五年一月二日から平成九年一月一日までの間に取得した事務所及び倉庫で平成六年度から平成九年度までの各年度分の固定資産税について新法第三百四十九条の三第三十六項の規定の適用を受けるもの(前二項又は第五項の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する当該各年度分の固定資産税又は都市計画税の課税標準は、同条第三十六項又は新法第七百二条第一項の規定により課税標準とされる額に、第一項の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を、それぞれ乗じて得た額とする。

5 特定信用協同組合等が平成六年一月二日から平成十三年一月一日までの間に取得した事務所及び倉庫のうち、当該取得の日の属する年の一月一日(当該取得の日の属する年の前年の一月一日)において特定信用協同組合等以外の信用協同組合等が所有し、かつ、使用していたもので平成七年度から平成十三年度までの各年度分の固定資産税について新法第三百四十九条の三第三十六項の規定の適用を受ける事務所及び倉庫(第一項又は第二項の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する当該各年度分の固定資産税又は都市計画税の課税標準は、同条第三十六項又は新法第七百二条第一項の規定により課税標準とされる額に、第二項の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を、それぞれ乗じて得た額とする。

4 特定信用協同組合等以外の信用協同組合等が平成五年一月二日から平成十三年一月一日までの間に取得した事務所及び倉庫で平成六年度から平成十三年度までの各年度分の固定資産税について新法第三百四十九条の三第三十六項の規定の適用を受けるもの(第一項又は第二項の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する

6 前各項の規定の適用がある場合には、新法附則第十五条の四(前三条)とあるのは、「前三条又は地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律(平成六年法律第 号)附則第九条第一項から第五項まで」とする。

(特別土地保有税に関する経過措置)
第十條 第三項に定めるものを除き、新法の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成六年度以後の年度分の土地に対し

て課する特別土地保有税について適用し、平成五年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 第四項に定めるものを除き、新法の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 新法第五百八十六條第二項第一号の十四又は第一号の十五の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、施行日以後に新築され、又は増築されるこれらの規定に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地(施行日以後に取得されたものに限る。)に対して課する特別土地保有税について適用する。

4 新法附則第三十一條の三第二項の規定は、平成六年一月一日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、同日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)
第十一條 施行日前の旧法附則第三十二條第四項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)
第十二條 旧法附則第三十二條の三の二第四項に規定する事業のうち、旧法附則第三十二條の三第九項に規定する承認の日から同項の政令で定める期間を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までの法人の事業に対して課すべき事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)
第十三條 新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成六年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成五年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(都の特例に関する経過措置)
第十四條 新法第七百三十四條第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は同項において準用する新法第三百二十一條の八第四項の期間に係る法人の都民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の都民税については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第七百三十四條第三項において準用する新法第三百二十一條の八第一項の申告書(法人税法第七十一條第一項(同法第七十二條第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第四百五十五條第一項において準用する場合を含む。))の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新法第七百三十四條第三項において準用する新法第三百二十一條の八第一項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。)の提出期限が施行日前である場合には、その法人の当該申告書に係る都民税として納付した又は納付すべきであった都民税については、なお従前の例による。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の特例に関する経過措置)
第十五條 新法附則第三十四條の二の規定は、所得割の納税義務者が平成六年一月一日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前行った旧法附則第三十四條の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

(特定の国際的な博覧会に関する経過措置)

第十六条 新法附則第四十条第二項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第五十三條第四項若しくは第三百二十一条の八第四項の期間に係る法人の道府県民税又は市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又はこれらの期間に係る法人の道府県民税又は市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法附則第四十条第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正) 第十九条 地方税法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項中「平成六年」を「平成十年」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 昭和六十一年から平成六年までの各年 算定金額の二分の一に相当する金額
ロ 平成七年 算定金額の二分の一に相当する金額(当該算定金額が当該個人の前年の算定金額を超える場合には、当該超える部分以外の部分の金額の二分の一に

相当する金額に当該超える部分の金額の七分の三に相当する金額を加算した金額)

ハ 平成八年 算定金額の七分の三に相当する金額(当該算定金額が当該個人の前年の算定金額を超える場合には、当該超える部分以外の部分の金額の七分の三に相当する金額に当該超える部分の金額の三分の一に相当する金額を加算した金額)

ニ 平成九年 算定金額の三分の一に相当する金額(当該算定金額が当該個人の前年の算定金額を超える場合には、当該超える部分以外の部分の金額の三分の一に相当する金額に当該超える部分の金額の四分の一に相当する金額を加算した金額)

ホ 平成十年 算定金額の六分の二に相当する金額(当該算定金額が当該個人の前年の算定金額を超える場合には、当該超える部分以外の部分の金額の六分の二に相当する金額に当該超える部分の金額の八分の二に相当する金額を加算した金額)

附則第三条第四項中「金額」の下に「とし、当該個人の事業を行つた月数が前年において事業を行つた月数と異なるときは、同項第二号中「前年の算定金額」とあるのは、「前年の算定金額に当該年において事業を行つた月数を乗じて得た額を前年において事業を行つた月数で除して算定した金額」を加え、同条第六項中「平成六年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額
イ 施行日から平成六年三月三十一日まで

十一日までの間に開始する各事業年度 算定金額の二分の一に相当する金額(当該算定金額が当該法人の前事業年度の算定金額を超える場合には、当該超える部分以外の部分の金額の二分の一に相当する金額に当該超える部分の金額の七分の三に相当する金額を加算した金額)

ハ 平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度 算定金額の七分の三に相当する金額(当該算定金額が当該法人の前事業年度の算定金額を超える場合には、当該超える部分以外の部分の金額の七分の三に相当する金額に当該超える部分の金額の三分の一に相当する金額を加算した金額)

ニ 平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度 算定金額の三分の一に相当する金額(当該算定金額が当該法人の前事業年度の算定金額を超える場合には、当該超える部分以外の部分の金額の三分の一に相当する金額に当該超える部分の金額の四分の一に相当する金額を加算した金額)

ホ 平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度 算定金額の六分の二に相当する金額(当該算定金額が当該法人の前事業年度の算定金額を超える場合には、当該超える部分以外の部分の金額の六分の二に相当する金額に当該超える部分の金額の八分の二に相当する金額を加算した金額)

附則第三条第七項中「金額」の下に「とし、当該法人の当該事業年度の月数が前事業年度の月数と異なるときは、同項第二号中「前事業年度の算定金額」とあるのは、「前事業年度の算定金額に当該事業年度の月数を乗じて得た額を前事業年度の月数で除して算定した金額」を加える。

(農用地開発公団法の一部を改正する法律の一部改正) 第二十條 農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第九項中「平成六年三月三十一日まで」を「平成八年三月三十一日まで」に、「平成四年四月一日から平成六年三月三十一日」を「平成六年四月一日から平成八年三月三十一日」に、「五分の二」を「十分の二」に改める。

(農用地開発公団法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 前条の規定による改正後の農用地開発公団法の一部を改正する法律附則第十三条第九項の規定は、施行日以後の同項に規定する農業用施設の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の前条の規定による改正前の農用地開発公団法の一部を改正する法律附則第十三条第九項に規定する農業用施設の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

理由

当面の経済情勢に対応するため、個人住民税について平成六年度限りの措置として定率による特別減税を実施するとともに、最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、個人住民税所得割について非課税限度額の引上げ及び特定扶養親族に係る控除額の引上げを行うほか、法人住民税均等割の税率の見直し、土地の評価替えに伴う不動産取得税の課税標準の特例措置の創設、非課税等特別措置の整理合理化等の措置を講ずることとし、あわせて、個人住民税に係る特別減税等による減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法等の一部を改正する法律案 地方交付税法等の一部を改正する法律 (地方交付税法の一部改正) 第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第四号中

4 労働費

人口

- 「を」
- 4 高齢者保健福祉費
 - (1) 経常経費 高齢者人口
 - (2) 投資的経費 高齢者人口
 - 5 労働費 人口

改め、同表道府県の項第八号から第十号までの規定中「平成四年度」を「平成五年度」に改め、同表

市町村の項第四号中

- 4 清掃費
 - (1) 経常経費 人口
 - (2) 投資的経費 人口
- 5 労働費 失業者数

「4 高齢者保健福祉費

- (1) 経常経費 高齢者人口
- (2) 投資的経費 高齢者人口

- 5 清掃費
 - (1) 経常経費 人口
 - (2) 投資的経費 人口
- 6 労働費 失業者数

項第九号から第十一号までの規定中「平成四年度」を「平成五年度」に改める。

第十二条第二項の表第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第十号までを二号ずつ繰り上げ、同表第十一号中「官報に公示された」を削り、同表第九号とし、同表第十二号を削り、第十三号を第十号とし、第十四号から第二十五号までを三号ずつ繰り上げ、第二十六号の前に次の三号を加える。

二十三 町村部人口 官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該道府県の人口のうち町村に係るもの

二十四 市部人口 官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該市の人口

二十五 高齢者人口 最近の国勢調査の結果による当該地方団体の六十五歳以上の人口

第十二条第二項の表第二十七号及び第二十八号を次のように改める。

二十七 農家数 最近の農業に係る指定統計調査(以下、世界農業センサスという。)の結果による

二十八 耕地の面積 当該地方団体の農家数最近の世界農業センサスの結果による当該道府県の耕地の面積

第十二条第二項の表第三十二号中「官報に公示された」を削り、同表第三十八号中「昭和六十三年度」から平成四年度を「昭和六十三年度」から平成五年度に改め、同表第三十九号とし、同表第三十七号中「平成四年度」を「平成五年度」に改め、同表第三十八号とし、同表第三十六号

中「平成四年度」を「平成五年度」に、「道府県民税の」を「道府県民税の所得割」に、「市町村民税の法人税割及び」を「市町村民税の所得割及び法人税割並びに」に改め、同表第三十七号とし、同表第三十五号を第三十六号とし、第三十四号を第三十五号とし、第三十三号の次に次の一号を加える。

三十四 面積 建設省国土地理院において公表した最近の当該地方 平方キロメートル

第十三条第五項の表道府県の項第四号中

- 4 労働費
 - (1) 経常経費 人口
 - (2) 投資的経費 人口
- 5 労働費 失業者数

段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正

段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正

段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正

段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正

段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正

段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正

段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正

段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正

段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正

年 度	金 額
平成七年度	三千九百七十五億円
平成八年度	四千三百三十八億円
平成九年度	五千六百三十億円
平成十年度	五千七百十億円
平成十一年度	五千八百一億円
平成十二年度	六千三百二十五億円
平成十三年度	六千三百八十七億四千万円
平成十四年度	五百九十五億円
平成十五年度	六百六十億円
平成十六年度	七百二十五億円
平成十七年度	七百九十五億円
平成十八年度	八百七十五億円
平成十九年度	九百六十億円
平成二十年度	千六十億円
平成二十一年度	千七百七十億円

附則第四条中第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

附則第八条中「道府県民税の法人税割」を「道府県民税の所得割、法人税割に」、「市町村民税の法人税割及び」を「市町村民税の所得割及び法人税割並びに」に、「当該収入をこれらの収入」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第十二条関係)

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単 位	費 用
一 警察費	警察職員数	一人につき	九六六、〇〇〇円		
二 土木費					
1 道路橋りょう費					
(1) 経常経費	道路の面積	千平方メートルにつき	三六、〇〇〇		
(2) 投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき	六九六、〇〇〇		
2 河川費					
(1) 経常経費	河川の延長	一キロメートルにつき	三六、〇〇〇		
(2) 投資的経費	河川の延長	一キロメートルにつき	一、二〇六、〇〇〇		
3 港湾費	港湾（漁港を含む）における係	一メートルにつき	三、七〇〇		

(2) 投資的経費	留施設の延長	一メートルにつき	二、二〇〇
(2) 投資的経費	港灣における外郭施設の延長	一メートルにつき	一四、五〇〇
4 その他の土木費			
(1) 経常経費	人口	一人につき	一、一八〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	三、〇〇〇
三 教育費			
1 小学校費	教職員数	一人につき	四、七五〇
2 中学校費	教職員数	一人につき	四、七五〇
3 高等学校費	教職員数	一人につき	七、三三〇
(1) 経常経費	生徒数	一人につき	五、〇〇〇
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	五、七〇〇
4 特殊教育諸学			
(1) 経常経費	教職員数	一人につき	四、九二〇
(2) 投資的経費	児童及び生徒の数	一人につき	三、〇〇〇
5 その他の教育費	学級数	一学級につき	一、〇五〇
(2) 投資的経費	学級数	一学級につき	一、三〇〇
四 厚生労働費			
1 生活保護費	町村部人口	一人につき	四、七五〇
2 社会福祉費	人口	一人につき	四、八五〇
(1) 経常経費	人口	一人につき	三、七〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五、〇〇〇
3 衛生費			
4 高齢者保健福祉費	高齢者人口	一人につき	四、七五〇
(1) 経常経費	高齢者人口	一人につき	二、七〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	七、〇〇〇
5 労働費	失業者数	一人につき	一、二六〇
五 産業経済費			
1 農業行政費	農家数	一戸につき	六、七二〇
(1) 経常経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	六、三〇〇
(2) 投資的経費			
2 林野行政費			

[illegible]

(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	三、四〇〇
4 その他の教育費			
(1) 經常経費	人口	一人につき	六八五
(2) 投資的経費	人口	一人につき	三五七
四 厚生労働費			
1 生活保護費	市部人口	一人につき	四、四五〇
2 社会福祉費			
(1) 經常経費	人口	一人につき	五、〇〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	四九二
3 保健衛生費	人口	一人につき	三八〇
4 高齢者保健福祉費			
(1) 經常経費	高齢者人口	一人につき	七、一〇〇
(2) 投資的経費	高齢者人口	一人につき	三、九〇〇
5 清掃費			
(1) 經常経費	人口	一人につき	六、八〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	三七
6 労働費	失業者数	一人につき	一、二八五、〇〇〇
五 産業経済費			
1 農業行政費	農家数	一戸につき	五、〇〇〇
(1) 經常経費	農家数	一戸につき	四、〇〇〇
(2) 投資的経費	農家数	一戸につき	一、〇一〇
2 商工行政費	人口	一人につき	
3 その他の産業経済費			
(1) 經常経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	六、〇〇〇
(2) 投資的経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	一〇、一〇〇
六 その他の行政費			
1 企画振興費	人口	一人につき	四、〇〇〇
(1) 經常経費	人口	一人につき	一、〇〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	一〇、一〇〇
2 徴税費	世帯数	一世帯につき	四、六八〇
3 戸籍住民基本台帳費	世帯数	一世帯につき	
4 その他の諸費	人口	一人につき	一一、一六〇
(1) 經常経費	面積	一平方キロメートルにつき	一、四四、〇〇〇

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「平成五年度から平成十二年度まで」を「平成六年度から平成二十年度まで」に、「平成五年度にあつては三兆七千九百五十六億二千八百九十九円」を「平成六年度にあつては六兆七千百三十五億二千八百九十九円」に、「平成五年度分の借入金限度額」を「平成六年度分の借入金限度額」に、「平成六年度から平成二十年度まで」を「平成七年度から平成二十年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	控 除 額
平成七年度	一兆六千四百九十億円
平成八年度	四千二百六十五億円

(2) 投資的経費	面 積	人 口
七 災害復旧費	一人につき	一、九四〇
八 辺地対策事業債償還費	一平方キロメートルにつき	五、六〇〇
九 地方税減収補てん償還費	千円につき	九〇
十 地域財政特例対策債償還費	千円につき	一〇三
十一 臨時財政特例債償還費	千円につき	七

平成九年度	四千六百七十九億円
平成十年度	五千四百億円
平成十一年度	五千五百七十九億円
平成十二年度	七千二百六十三億三千八百万円
平成十三年度	七千六百十九億八千二百八十二万九千円
平成十四年度	千四百四十億円
平成十五年度	千五百五十五億円
平成十六年度	千七百五十五億円
平成十七年度	千八百八十億円
平成十八年度	二千六十五億円
平成十九年度	二千二百七十五億円
平成二十年度	二千五百億円

附則第六条中「平成五年度を『平成六年度』に改める。
附則第七条中「平成五年度を『平成六年度』に、「から三千百六十六億円を減額したを」に千七百六十億円を加算した」に、「平成六年度から平成十三年度まで」を「平成七年度から平成二十一年度まで」に改め、同条の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成七年度	三千九百七十五億円
平成八年度	四千百三十八億円
平成九年度	五千六百三十億円
平成十年度	五千七百十億円
平成十一年度	五千八百一億円
平成十二年度	六千三百二十五億円
平成十三年度	六千三百八十七億四千万円
平成十四年度	五百九十五億円
平成十五年度	六百六十億円
平成十六年度	七百二十五億円
平成十七年度	七百九十五億円
平成十八年度	八百七十五億円
平成十九年度	九百六十億円
平成二十年度	千六十億円
平成二十一年度	千百七十億円

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成六年度分の地方交付税から適用する。
(平成六年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

3 平成六年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によって算定した額に、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第三条の四の規定による個人の道府県民税若しくは市町村民税に係る特別減税又は租税特別措置法(昭和三十一年法律第二百六号)第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車等の譲渡等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による消費税の収入の減少に伴う道府県若しくは市町村に対して譲与される消費譲与税の額の減少による減収見込額の道府県にあっては百分の八十の額、市町村にあっては百分の七十五の額を加算した額とする。

4 前項の減収見込額は、次の表の上欄に掲げる地方公共団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によって、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

地方公共団体の種類	収入の項目	減 収 見 込 額 の 算 定 の 基 礎
道府 県	一 道府県民税の所得割 二 消費譲与税	前年度分の所得割の課税の基礎となった納税義務者数等の数 及び課税標準等の額 前年度の消費譲与税の譲与額
市 町 村	一 市町村民税の所得割 二 消費譲与税	前年度分の所得割の課税の基礎となった納税義務者数等の数 及び課税標準等の額 前年度の消費譲与税の譲与額

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正に伴う経過措置)
5 第二条の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、平成六年度分の予算から適用する。

理 由

地方財政の状況等にかんがみ、平成六年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成六年四月一日印刷

平成六年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局